

令和 6 年度

杉並区の放置自転車対策

事業概要

令和 7 年 12 月

杉並区

杉並区の放置自転車対策 事業概要（令和6年度版）

目 次

1	自転車条例の概要	1
2	自転車駐車場等・自転車集積所	3
	(1) 自転車駐車場等整備推移の総括表	3
	(2) 年度別自転車駐車場等整備内訳	4
	(3) 自転車駐車場等駅別設置箇所調書	8
	(4) 自転車集積所整備状況	10
3	有料制自転車駐車場	11
	◇ 自転車駐車場施設一覧	15
4	放置自転車の撤去・返還・処分・再利用	16
	(1) 放置自転車と自転車放置禁止区域	16
	(2) 撤去・保管・返還・処分	17
	(3) 撤去自転車の再利用	17
	◇ 杉並区自転車放置禁止区域指定経過	19
	◇ 撤去・返還・処分・再利用の流れ図	20
5	放置防止啓発活動	21
6	放置自転車クリーンキャンペーン	22
7	自転車駐車場の附置義務	23
8	民営自転車駐車場の育成	26
9	民営バイク駐車場の育成	28
10	自転車対策事業に関する委託業務	30
11	組 織	32
12	杉並区自転車等駐車対策協議会	33
13	杉並区自転車活用推進計画	34

参考資料

1	駅周辺自転車駐車状況	36
2	放置自転車の撤去台数	37
3	放置自転車の返還・処分・再利用台数	38
4	年度別自転車対策費の推移	39
5	自転車駐車場平日平均利用率	40

◇ 関係法令 4 1

- 杉並区自転車の放置防止及び駐車場整備に関する条例（自転車条例）
- 杉並区自転車の放置防止及び駐車場整備に関する条例施行規則
- 杉並区立自転車駐車場条例
- 杉並区立自転車駐車場条例施行規則
- 杉並区自転車放置防止協力員設置要綱
- 杉並区民営自転車駐車場育成補助金交付要綱
- 杉並区民営バイク駐車場育成補助金交付要綱
- 杉並区民営バイク・自転車駐車場設置等事業者候補者選定実施取扱要綱
- 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（自転車法）

1 自転車条例の概要

区では、区民の良好な生活環境の向上に寄与することを目的として、駅周辺等公共の場所における自転車の放置防止や自転車駐車場等の整備に関して必要な事項を定めた「杉並区自転車の放置防止及び駐車場整備に関する条例」（自転車条例）を、昭和 60 年 4 月 1 日に施行しました。（以下はその説明です。）

目的（第 1 条）

駅周辺等公共の場所（道路・公園・駅前広場等）における自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関し必要な事項を定めることにより、交通の安全及び円滑並びに災害時の防災活動の確保を図り、もって区民の良好な生活環境の向上に寄与することを目的とします。

放置の定義（第 2 条）

放置とは、自転車の利用者が自転車から離れ、直ちに移動させることができない状態をいいます。

区長の責務（第 3 条）

区長は、第 1 条の目的を達成するため、自転車駐車場の設置を推進するなど、施策の実施に努めなければなりません。

自転車利用者等の責務（第 5 条、第 9 条）

自転車の利用者等は、公共の場所に自転車を放置することのないようにし、利用する自転車には、住所・氏名を明記するように努めなければなりません。

また、駅周辺の居住者等は、通勤又は通学等のために、駅への交通手段として、自転車を利用するこことを自粛するよう努めなければなりません。

鉄道事業者の責務（第 6 条）

鉄道事業者は、鉄道利用者のために、自ら自転車駐車場の設置に努めるとともに、区長が実施する施策に積極的に協力しなければなりません。

施設の設置者又は管理者の責務（第 7 条）

公共施設、商業施設、娯楽施設等の設置者又は管理者は、施設利用者のために、自ら自転車駐車場の設置に努めるとともに、区長の実施する施策に協力しなければなりません。

放置禁止区域の指定等と自転車の放置禁止（第 10 条、第 11 条）

区長は、自転車駐車場の整備が進められている駅周辺の公共の場所を、放置禁止区域として指定することができます。自転車の利用者等は、禁止区域内に自転車を放置してはいけません。

放置自転車に対する措置（第 12 条、第 13 条）

区長は、放置禁止区域内に放置されている自転車を撤去することができます。放置禁止区域外については、自転車の利用者等に対して放置しないよう指導します。指導しても自転車が放置されているときは、あらかじめ撤去する旨を警告した後、撤去することができます。

撤去した自転車に対する措置と費用の徴収（第 14 条、第 15 条）

区長は、自転車を撤去したときは、その旨を公示し、一定期間保管するとともに当該自転車の利用者等の確認に努め、確認できた自転車については引き取るよう通知をします。引取りのない自転車及び利用者等が明らかでない自転車は廃棄処分の告示後、処分をします。

自転車を返還するときは、撤去に要した費用として自転車の利用者等から 1 台につき 5,000 円を徴収します。

注 平成 26 年 3 月 18 日条例改正 平成 27 年 1 月 1 日から「3,000 円」を「5,000 円」とした。[大]

規模店舗などの自転車駐車場附置義務（第 20 条、第 21 条、第 24 条、第 24 条の 2、第 27 条）

区全域のうち、第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域を除いた地域において、一定規模以上の百貨店、スーパー・マーケットその他の小売店、飲食店、銀行、遊技場、スポーツ施設、学習施設を新築、増築する場合及び当該用途の施設に用途の変更をする場合は、自転車駐車場を設置しなければなりません。自転車駐車場の設置者は、あらかじめ自転車駐車場設置（変更）届出書を、区長へ提出しなければなりません。

民営自転車駐車場の育成（第 30 条）

民営自転車駐車場の整備育成を図るため、民営自転車駐車場の設置者に、予算の範囲内で建設費及び管理費の一部を補助します。

杉並区自転車等駐車対策協議会の設置（第 30 条の 2）

自転車法第 8 条第 1 項の規定に基づき、自転車等の駐車対策に関する重要事項を調査審議するため、杉並区自転車等駐車対策協議会を設置しました。

2 自転車駐車場等・自転車集積所

(1) 自転車駐車場等整備推移の総括表（自転車集積所を除く。）

		30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
設置箇所数（箇所）		44	43	45	46	46	46	42
面 積（m ² ）		30,241	29,964	30,949	31,335	31,335	31,535	26,694
収容台数（台）		26,961	26,216	26,413	26,360	26,256	25,950	21,689
新設	設置箇所数	0	1	2	1	0	0	0
	面積（m ² ）	0	189	842	103	0	0	0
	収容台数（台）	0	24	404	28	0	0	0
増設	設置箇所数	1	1	2	2	0	1	0
	面積（m ² ）	0	0	143	283	0	200	0
	収容台数（台）	7	18	58	29	0	0	0
廃止	設置箇所数	0	2	0	0	0	0	4
	面積（m ² ）	0	466	0	0	0	0	4,841
	収容台数（台）	0	702	0	0	0	0	4,218
減少	設置箇所数	4	4	5	3	0	5	1
	面積（m ² ）	13	0	0	0	0	0	0
	収容台数（台）	105	85	265	110	104	306	43
増減	設置箇所数	0	△1	2	1	0	0	0
	面積（m ² ）	△13	△277	985	386	0	200	△ 4,841
	収容台数（台）	△98	△745	197	△53	△104	△306	△ 4,261

① 本表の年度は4月1日から翌年の3月31日までとする。

② 設置箇所の増減数については、「新設」－「廃止」で算出している。

(2) 年度別自転車駐車場等整備内訳 (平成 16 年度以降、自転車集積所を除く。)

	名 称	増						減						
		面積(m ²)			台数			面積(m ²)			台数			
		旧	新	差引	旧	新	差引	旧	新	差引	旧	新	差引	
平成 16 年度	高井戸東自転車置場 (増設、16年5月17日付)	386	386	0	323	345	22	阿佐ヶ谷西自転車置場 (廃止、16年4月26日付)	249	0	△ 249	70	0	△ 70
	高井戸東自転車置場 (増設、16年12月21日付)	386	413	27	345	368	23	富士見ヶ丘北自転車置場 (廃止、17年3月31日付)	609	0	△ 609	259	0	△ 259
	荻窪西第二自転車駐車場 (新設、16年9月1日付)	0	279	279	0	284	284	富士見ヶ丘自転車置場 (廃止、17年3月31日付)	179	0	△ 179	256	0	△ 256
	荻窪北第三自転車駐車場 (新設、17年1月4日付)	0	813	813	0	700	700							
	富士見ヶ丘南駐車指定箇所 (増設、17年3月31日付)	190	445	255	333	800	467							
	小 計	962	2,336	1,374	1,001	2,497	1,496	小 計	1,037	0	△ 1,037	585	0	△ 585
	差引増減			337			911							
17 年度	増						減							
	名 称	面積(m ²)			台数			名 称	面積(m ²)			台数		
		旧	新	差引	旧	新	差引		旧	新	差引	旧	新	差引
	中野富士見町自転車駐車場 (新設、17年11月1日付)	0	230	230	0	240	240	下井草北第二自転車駐車場 (減少、18年3月1日付)	312	150	△ 162	212	105	△ 107
	明大前北駐車指定箇所 (増設、17年11月22日付)	91	175	84	130	244	114	高井戸西自転車置場 (廃止、18年3月31日付)	310	0	△ 310	280	0	△ 280
	永福北第一自転車駐車場 (増設、18年3月15日付)	326	326	0	280	300	20							
	高井戸戸西臨時置場 (新設、18年4月1日付)	0	505	505	0	410	410							
	小 計	417	1,236	819	410	1,194	784	小 計	622	150	△ 472	492	105	△ 387
	差引増減			347			397							
18 年度	増						減							
	名 称	面積(m ²)			台数			名 称	面積(m ²)			台数		
		旧	新	差引	旧	新	差引		旧	新	差引	旧	新	差引
	下井草北第二自転車駐車場 (増設、19年3月1日付)	150	169	19	105	120	15	下井草南自転車駐車場 (減少、18年7月1日付)	506	506	0	330	305	△ 25
	荻窪南第一自転車駐車場 (増設、19年3月31日付)	2,139	2,139	0	2,346	2,693	347	上井草北自転車置場 (減少、18年7月1日付)	697	697	0	724	699	△ 25
	高井戸東自転車駐車場 (増設、19年4月1日付)	0	413	413	0	375	375	方南町東自転車駐車場 (減少、18年7月1日付)	258	258	0	229	204	△ 25
								浜田山南自転車駐車場 (減少、18年7月1日付)	465	465	0	406	381	△ 25
								久我山西自転車駐車場 (減少、18年7月1日付)	1,243	1,243	0	1,410	1,385	△ 25
								久我山南自転車駐車場 (減少、18年7月1日付)	476	476	0	400	375	△ 25
19 年度								高井戸東自転車置場 (廃止、19年3月31日付)	413	0	△ 413	368	0	△ 368
								高井戸東駐車指定箇所 (廃止、19年3月31日付)	80	0	△ 80	110	0	△ 110
								高井戸西駐車指定箇所 (廃止、19年3月31日付)	111	0	△ 111	199	0	△ 199
								高井戸西臨時置場 (廃止、19年3月31日付)	505	0	△ 505	410	0	△ 410
								八幡山駐車指定箇所 (廃止、19年3月31日付)	100	0	△ 100	164	0	△ 164
								代田橋西駐車指定箇所 (廃止、19年3月31日付)	73	0	△ 73	57	0	△ 57
								代田橋北第一自転車置場 (廃止、19年3月31日付)	177	0	△ 177	143	0	△ 143
								代田橋北第二自転車置場 (廃止、19年3月31日付)	125	0	△ 125	151	0	△ 151
20 年度	小 計	2,289	2,721	432	2,451	3,188	737	小 計	4,723	3,645	△ 1,584	5,101	3,349	△ 1,752
	差引増減			△ 1,152			△ 1,015							
	増						減							
	名 称	面積(m ²)			台数			名 称	面積(m ²)			台数		
		旧	新	差引	旧	新	差引		旧	新	差引	旧	新	差引
	阿佐ヶ谷西高架下自転車駐車場 (増設、19年5月1日付)	668	668	0	610	634	24	荻窪東地下自転車駐車場 (減少、20年3月31日付)	706	706	0	531	510	△ 21
	西荻窪西自転車駐車場 (増設、19年5月1日付)	1,718	1,718	0	1,290	1,363	73	荻窪東第三自転車駐車場 (減少、19年5月1日付)	813	813	0	700	660	△ 40
	南阿佐ヶ谷第一自転車駐車場 (増設、19年5月1日付)	266	266	0	270	278	8	中野富士見町自転車駐車場 (減少、19年5月1日付)	230	230	0	240	235	△ 5
	南阿佐ヶ谷第二自転車駐車場 (増設、19年5月1日付)	110	110	0	90	110	20	永福町北第二自転車駐車場 (減少、19年5月1日付)	321	321	0	341	270	△ 71
	高井戸戸自転車駐車場 (新設、19年7月1日付)	658	658	0	500	500	0	永福町北第三自転車駐車場 (減少、19年5月1日付)	444	444	0	380	315	△ 65
	富士見ヶ丘北駐車指定箇所 (新設、20年4月1日付)	626	626	0	284	284	0	富士見ヶ丘南駐車指定箇所 (減少、20年4月1日付)	445	177	△ 268	800	350	△ 450
	明大前北駐車指定箇所 (増設、20年4月1日付)	175	236	61	244	310	66	久我山南自転車駐車場 (減少、20年3月1日付)	476	476	0	375	353	△ 22
	小 計	2,937	4,282	1,345	2,504	3,479	975	小 計	3,435	3,167	△ 268	3,367	2,693	△ 674
20 年度	差引増減			1,077			301							
	増						減							
	名 称	面積(m ²)			台数			名 称	面積(m ²)			台数		
		旧	新	差引	旧	新	差引		旧	新	差引	旧	新	差引
	西荻窪北自転車駐車場 (新設、20年7月30日付)	443	443	0	207	207	0	浜田山北第二自転車駐車場 (減少、20年5月1日付)				600	538	62
	東高円寺自転車駐車場 (増設、21年3月31日付)	568	1,440	872	650	950	300	久我山西自転車駐車場 (減少、20年5月1日付)				1,385	1,260	125
	小 計	568	1,883	1,315	650	1,157	507	小 計	0	0	0	1,985	1,798	△ 187
	差引増減			1,315			320							

年 度	名 称	増						減						
		面積(m ²)			台数			面積(m ²)			台数			
		旧	新	差引	旧	新	差引	旧	新	差引	旧	新	差引	
21 年 度	荻窪東地下自転車駐車場 (増設、21年9月1日付)	706	729	23	510	531	21	東高円寺自転車駐車場 (廃止、21年4月1日付)	1,440	0	△ 1,440	950	0	△ 950
	荻窪南第一自転車駐車場 (増設、22年3月31日付)				2,642	2,669	27	荻窪南第一自転車駐車場 (減少、21年4月1日付)				2,693	2,662	△ 31
								西荻窪東自転車駐車場 (廃止、21年6月1日付)	989	0	△ 989	930	0	△ 930
								方南町東自転車駐車場 (減少、21年6月1日付)				204	157	△ 47
								方南町西自転車駐車場 (減少、21年6月1日付)				475	466	△ 9
								浜田山北第二自転車駐車場 (減少、21年6月1日付)				538	528	△ 10
								高井戸北自転車駐車場 (減少、21年8月1日付)				500	470	△ 30
								阿佐ヶ谷東自転車置場 (減少、21年11月1日付)				1,840	1,798	△ 42
								荻窪南第一自転車駐車場 (減少、22年3月1日付)				2,662	2,642	△ 20
								上井草北自転車駐車場 (減少、22年3月1日付)				699	612	△ 87
	小 計	706	729	23	3,152	3,200	48	小 計	2,429	0	△ 2,429	11,491	9,335	△ 2,156
	差引増減				△ 2,406			△ 2,108						
22 年 度	増						減							
	名 称	面積(m ²)			台数			名 称	面積(m ²)			台数		
		旧	新	差引	旧	新	差引		旧	新	差引	旧	新	差引
								上井草西駐車指定箇所 (廃止、22年6月28日付)	158	0	△ 158	253	0	△ 253
								井荻北地下自転車駐車場 (減少、23年3月31日付)				350	344	△ 6
								井荻南地下自転車駐車場 (減少、23年3月31日付)				710	702	△ 8
								方南町西自転車駐車場 (減少、23年3月31日付)				466	460	△ 6
								荻窪南第一自転車駐車場 (減少、22年10月1日付)				2,669	2,668	△ 1
								中野富士見町自転車駐車場 (減少、22年10月1日付)				235	225	△ 10
	小 計	0	0	0	0	0	0	小 計	158	0	△ 158	4,683	4,399	△ 284
	差引増減				△ 158			△ 284						
23 年 度	増						減							
	名 称	面積(m ²)			台数			名 称	面積(m ²)			台数		
		旧	新	差引	旧	新	差引		旧	新	差引	旧	新	差引
								高円寺東高架下自転車駐車場 (減少、23年9月1日付)				465	449	△ 16
								荻窪北第一自転車駐車場 (減少、23年7月1日付)				936	933	△ 3
								荻窪南第二自転車駐車場 (減少、23年11月25日付)				1,150	1,145	△ 5
								方南町東自転車駐車場 (減少、23年10月3日付)				157	118	△ 39
								浜田山北第二自転車駐車場 (減少、23年7月1日付)				528	522	△ 6
	小 計	0	0	0	0	0	0	小 計	0	0	0	3,236	3,167	△ 69
	差引増減				0			△ 69						
24 年 度	増						減							
	名 称	面積(m ²)			台数			名 称	面積(m ²)			台数		
		旧	新	差引	旧	新	差引		旧	新	差引	旧	新	差引
								富士見ヶ丘南駐車場 (廃止、25年3月31日付)	177	0	△ 177	350	0	△ 350
								富士見ヶ丘北駐車場 (廃止、25年3月31日付)	626	0	△ 626	284	0	△ 284
	富士見ヶ丘南自転車駐車場 (新設、25年4月1日付)	0	169	169	0	300	300							
	富士見ヶ丘北自転車駐車場 (新設、25年4月1日付)	0	626	626	0	300	300							
	高円寺北自転車駐車場 (増設、25年4月1日付)				2,500	2,530	30							
								荻窪南第二自転車駐車場 (減少、24年12月18日付)				1,145	1,133	△ 12
								中野富士見町自転車駐車場 (減少、24年12月18日付)				225	215	△ 10
								久我山北自転車駐車場 (減少、24年5月31日付)				340	327	△ 13
	小 計	0	795	795	2,500	3,130	630	小 計	803	0	△ 803	2,344	1,675	△ 669
	差引増減				△ 8			△ 39						

年 度	名 称	増						減						
		面積(m ²)			台数			面積(m ²)			台数			
		旧	新	差引	旧	新	差引	旧	新	差引	旧	新	差引	
25 年 度	荻窪西第一自転車駐車場 (増設、25年10月1日付)	1,089	1,675	586	1,240	1,772	532	水上北自転車駐車場 (減少、25年8月8日付)	495	495	0	442	407	△ 35
								荻窪西第一自転車駐車場 (減少、25年10月1日付)	1,089	1,089	0	1,240	1,237	△ 3
								浜田山北第二自転車駐車場 (減少、25年10月24日付)	719	719	0	522	508	△ 14
								阿佐ヶ谷東自転車駐車場 (減少、25年11月1日付)	1,862	1,862	0	1,798	1,782	△ 16
	小 計	1,089	1,675	586	1,240	1,772	532	小 計	4,165	4,165	0	4,002	3,934	△ 68
	差引増減			586			464							
26 年 度	名 称	増						減						
		面積(m ²)			台数			面積(m ²)			台数			
		旧	新	差引	旧	新	差引	旧	新	差引	旧	新	差引	
	荻窪東地下自転車駐車場 (増設、26年9月8日付)	729	781	52	531	571	40	西荻窪西自転車駐車場 (減少、26年5月30日付)	1,718	1,718	0	1,363	1,359	△ 4
	久我山南自転車駐車場 (増設、26年9月22日付)	476	476	0	353	375	22	荻窪南第二自転車駐車場 (減少、26年12月22日付)	918	918	0	1,133	1,120	△ 13
	久我山北自転車駐車場 (増設、26年12月10日付)	436	436	0	327	333	6	中野富士見町自転車駐車場 (減少、27年3月12日付)	230	230	0	215	188	△ 27
	高井戸北自転車駐車場 (増設、26年12月10日付)	658	658	0	470	472	2	富士見ヶ丘北自転車駐車場 (減少、27年3月12日付)	626	626	0	303	280	△ 23
								荻窪南第一自転車駐車場 (減少、27年3月24日付)	2,139	2,139	0	2,668	2,650	△ 18
								永福町北第一自転車駐車場 (減少、27年3月26日付)	326	326	0	300	295	△ 5
	小 計	2,299	2,351	52	1,681	1,751	70	小 計	5,957	5,957	0	5,982	5,892	△ 90
	差引増減			52			△ 20							
27 年 度	名 称	増						減						
		面積(m ²)			台数			面積(m ²)			台数			
		旧	新	差引	旧	新	差引	旧	新	差引	旧	新	差引	
	富士見ヶ丘南自転車駐車場 (増設、27年6月16日付)	169	169	0	300	308	8	新高円寺地下自転車駐車場 (減少、27年10月1日付)	2,360	2,360	0	1,500	1,462	△ 38
	永福町南自転車駐車場 (増設、27年11月1日付)	0	191	191	0	130	130	永福町南自転車駐車場 (廃止、27年10月1日付)	199	0	199	130	0	△ 130
	小 計	169	360	191	300	438	138	小 計	2,559	2,360	△ 199	1,630	1,462	△ 168
	差引増減			△ 8			△ 30							
28 年 度	名 称	増						減						
		面積(m ²)			台数			面積(m ²)			台数			
		旧	新	差引	旧	新	差引	旧	新	差引	旧	新	差引	
	久我山西自転車駐車場 (増設、29年3月22日付)	1,243	1,308	65	1,260	1,403	143	下井草南自転車駐車場 (減少、29年3月1日付)	506	506	0	305	220	△ 85
								西荻窪北自転車駐車場 (廃止、29年3月1日付)	443	0	443	207	0	△ 207
								浜田山南自転車駐車場 (減少、29年3月1日付)	465	465	0	381	331	△ 50
								上井草北自転車駐車場 (減少、29年3月22日付)	697	697	0	612	529	△ 83
								下井草北第一自転車駐車場 (減少、29年3月31日付)	375	254	121	292	192	△ 100
								久我山南自転車駐車場 (減少、29年3月31日付)	476	476	0	375	364	△ 11
	小 計	1,243	1,308	65	1,260	1,403	143	小 計	2,962	2,398	△ 564	2,172	1,636	△ 536
	差引増減			△ 499			△ 393							
29 年 度	名 称	増						減						
		面積(m ²)			台数			面積(m ²)			台数			
		旧	新	差引	旧	新	差引	旧	新	差引	旧	新	差引	
	該当なし	0	0	0	0	0	0	該当なし	0	0	0	0	0	0
	小 計	0	0	0	0	0	0	小 計	0	0	0	0	0	0
	差引増減			0			0							
30 年 度	名 称	増						減						
		面積(m ²)			台数			面積(m ²)			台数			
		旧	新	差引	旧	新	差引	旧	新	差引	旧	新	差引	
	高円寺北自転車駐車場 (増設、30年10月1日付)	1,997	1,997	0	2,530	2,537	7	井荻北地下自転車駐車場 (減少、30年10月1日付)	545	545	0	344	315	△ 29
								荻窪東地下自転車駐車場 (減少、30年10月1日付)	781	781	0	571	562	△ 9
								荻窪南第二自転車駐車場 (減少、30年10月1日付)	918	905	△ 13	1,120	1,075	△ 45
								浜田山北第二自転車駐車場 (減少、31年1月4日付)	719	719	0	508	486	△ 22
	小 計	1,997	1,997	0	2,530	2,537	7	小 計	2,963	2,950	△ 13	2,543	2,438	△ 105
	差引増減			△ 13			△ 98							

令和元年 度	名 称	増						減						
		面積(m ²)			台数			面積(m ²)			台数			
		旧	新	差引	旧	新	差引	旧	新	差引	旧	新	差引	
	浜田山北第二自転車駐車場 (増設,令和元年10月1日付)	719	719	0	486	504	18	高円寺東高架下自転車駐車場 (減少,令和元年10月1日付)	593	593	0	449	443	△ 6
	西永福北自転車駐車場 (新設,令和2年2月1日付)	0	189	189	0	24	24	荻窪南第一自転車駐車場 (減少,令和元年10月1日付)	781	781	0	2,650	2,617	△ 33
								浜田山南自転車駐車場 (減少,令和元年10月1日付)	465	465	0	331	295	△ 36
								富士見ヶ丘南自転車駐車場 (減少,令和2年2月5日付)	169	169	0	308	298	△ 10
								西永福駐車指定箇所 (廃止,令和2年3月31日付)	0	304	△ 304	541	0	△ 541
								西永福南自転車置場 (廃止,令和2年3月31日付)	0	162	△ 162	161	0	△ 161
	小 計	719	908	189	486	528	42	小 計	2,008	2,474	△ 466	4,440	3,653	△ 787
	差引増減			△ 277			△ 745							
2 年 度	名 称	増						減						
		面積(m ²)			台数			面積(m ²)			台数			
		旧	新	差引	旧	新	差引	旧	新	差引	旧	新	差引	
	西永福北自転車駐車場 (増設,2年4月1日付)	189	189	0	24	82	58	上井草北自転車駐車場 (減少,2年7月1日付)	697	697	0	529	492	△ 37
	西永福南第一自転車駐車場 (新設,2年4月1日付)	0	162	162	0	79	79	荻窪東地下自転車駐車場 (減少,2年12月1日付)	781	781	0	562	555	△ 7
	西永福南第二自転車駐車場 (新設,2年4月1日付)	0	680	680	0	325	325	新高円寺地下自転車駐車場 (減少,2年12月1日付)	2,360	2,360	0	1,462	1,270	△ 192
	高井戸北自転車駐車場 (増設,2年4月1日付)	658	801	143	472	472	0	浜田山北第一自転車駐車場 (減少,2年12月1日付)	224	224	0	240	235	△ 5
								桜上水北自転車駐車場 (減少,2年12月1日付)	495	495	0	407	383	△ 24
	小 計	847	1,832	985	496	958	462	小 計	4,557	4,557	0	3,200	2,935	△ 265
	差引増減			985			197							
3 年 度	名 称	増						減						
		面積(m ²)			台数			面積(m ²)			台数			
		旧	新	差引	旧	新	差引	旧	新	差引	旧	新	差引	
	南阿佐ヶ谷第三自転車駐車場 (新設,3年4月1日付)	0	103	103	0	28	28	下井草南自転車駐車場 (減少,3年8月16日付)	506	506	0	220	166	△ 54
	南阿佐ヶ谷第三自転車駐車場 (増設,3年6月30日付)	103	103	0	28	57	29	上井草北自転車駐車場 (移設,3年8月16日付)				492	450	△ 42
	上井草北自転車駐車場 (移設,3年8月16日付)	697	980	283				井荻南地下自転車駐車場 (減少,4年3月11日付)	1,125	1,125	0	702	688	△ 14
	小 計	800	1,186	386	28	85	57	小 計	1,631	1,631	0	1,414	1,304	△ 110
	差引増減			386			△ 53							
4 年 度	名 称	増						減						
		面積(m ²)			台数			面積(m ²)			台数			
		旧	新	差引	旧	新	差引	旧	新	差引	旧	新	差引	
								高井戸北自転車駐車場 (減少,5年3月7日付)	801	801	0	472	442	△ 30
								浜田山北第一自転車駐車場 (減少,5年3月7日付)	224	224	0	235	215	△ 20
								方南町西自転車駐車場 (減少,5年3月31日付)	572	572	0	460	406	△ 54
	小 計	0	0	0	0	0	0	小 計	1,597	1,597	0	1,167	1,063	△ 104
	差引増減			0			△ 104							
5 年 度	名 称	増						減						
		面積(m ²)			台数			面積(m ²)			台数			
		旧	新	差引	旧	新	差引	旧	新	差引	旧	新	差引	
	方南町西自転車駐車場 (増設,6年3月31日付)	572	572	0	406	416	10	浜田山南自転車駐車場 (増設,6年3月31日付)	465	465	0	295	280	△ 15
	久我山西自転車駐車場 (減少,5年12月28日付)	1,308	1,508	200				久我山西自転車駐車場 (減少,5年12月28日付)				1,403	1,102	△ 301
	小 計	1,880	2,080	200	406	416	10	小 計	465	465	0	1,698	1,382	△ 316
	差引増減			200			△ 306							
6 年 度	名 称	増						減						
		面積(m ²)			台数			面積(m ²)			台数			
		旧	新	差引	旧	新	差引	旧	新	差引	旧	新	差引	
								高円寺東高架下自転車駐車場 (廃止,7年7月1日付)	593	0	△ 593	443	0	△ 443
								阿佐ヶ谷東自転車駐車場 (廃止,7年7月1日付)	1,862	0	△ 1,862	1,782	0	△ 1,782
								阿佐ヶ谷西高架下自転車駐車場 (廃止,7年7月1日付)	668	0	△ 668	634	0	△ 634
								西荻窪西自転車駐車場 (廃止,7年7月1日付)	1,718	0	△ 1,718	1,359	0	△ 1,359
								新高円寺地下自転車駐車場 (減少,7年2月28日付)	0	0	0	1,270	1,227	△ 43
	小 計	0	0	0	0	0	0	小 計	4,841	0	△ 4,841	5,488	1,227	△ 4,261
	差引増減			△ 4,841			△ 4,261							

(3) 自転車駐車場等駅別設置箇所調書

	駅名	名称	設置個所	所在地	開設年月日	有料開設日	面積(㎡)	収容台数	有料	登録	一時利用	無料	バイク 125cc以下 収容台数	バイク 125cc超過 収容台数	
西 武 線	下井草	下井草南自転車駐車場	区有地	下井草2-36-16	61.10.1	10.4.1	506	166	166				28	12	
	下井草	下井草北第一自転車駐車場	都有地	井草1-10-17	10.4.1	10.4.1	254	192	192						
	下井草	下井草北第二自転車駐車場	区有地	井草1-2-4	62.4.1	10.4.1	169	120	120						
	小計							929	478	478	0	0	0	28	12
	井荻	井荻南地下自転車駐車場	区道(都道と重複認定)	上井草1-24-16	10.4.1	10.4.1	1,125	688	688						
	井荻	井荻北地下自転車駐車場	区道(都道と重複認定)	井草3-3-10	10.4.1	10.4.1	545	315	315						
	小計							1,670	1,003	1,003	0	0	0	0	0
	上井草	上井草北自転車駐車場	民有及び土地開発公社所有地	井草5-5-2	2.1.4	7.4.1	980	450	450				16		
	小計							980	450	450	0	0	0	16	0
	高円寺	高円寺北自転車駐車場	区有地	高円寺北3-20-23	3.4.1	16.4.1	1,997	2,537	2,537						
JR 中央 線	小計							1,997	2,537	2,537	0	0	0	0	0
	荻窪北口	荻窪東地下自転車駐車場	民有地、道路敷、水路敷	上荻1-2-1	5.7.1	6.4.1	781	555	555						
	荻窪北口	荻窪北第一自転車駐車場	民有地	天沼3-3-19	6.4.1	6.4.1	1,054	933	933						
	荻窪北口	荻窪北第二自転車駐車場	民有地	天沼3-2-13	13.4.1	13.4.1	437	352	352						
	荻窪北口	荻窪北第三自転車駐車場	区有地	天沼3-30-40	17.1.4	17.1.4	813	660	660						
	荻窪北口	荻窪西第一自転車駐車場	民有地	上荻1-20-3	9.4.1	9.4.1	1,675	1,769	1,769						
	荻窪北口	荻窪西第二自転車駐車場	区有地	上荻1-21-25	16.9.1	16.9.1	279	284	284						
	小計							5,039	4,553	4,553	0	0	0	0	0
	荻窪南口	荻窪南第一自転車駐車場	区有地	荻窪4-21-16	7.4.1	7.4.1	2,139	2,617	2,617						
	荻窪南口	荻窪南第二自転車駐車場	国有地	荻窪5-15-13	16.3.1	7.4.1	905	1,075	1,075						
丸 ノ 内 線	小計							3,044	3,692	3,692	0	0	0	0	0
	新高円寺	新高円寺地下自転車駐車場	区道(都道と重複認定)	梅里1-7-20	7.5.29	7.5.29	2,360	1,227	1,227						
	小計							2,360	1,227	1,227	0	0	0	0	0
	南阿佐ヶ谷	南阿佐ヶ谷第一自転車駐車場	区有地	成田東4-37-6	10.7.1	10.7.1	266	278	278						
	南阿佐ヶ谷	南阿佐ヶ谷第二自転車駐車場	区有地	阿佐谷南1-15-19	1.4.1	10.7.1	110	110	110						
	南阿佐ヶ谷	南阿佐ヶ谷第三自転車駐車場	民有地	阿佐谷南3-2-32	R 3.4.1	R 3.4.1	103	57	57						
	小計							479	445	445	0	0	0	0	0
	方南町	方南町東自転車駐車場	民有地	方南2-20-2	4.3.16	6.4.1	258	118	118				10		
	方南町	方南町西自転車駐車場	民有地	和泉4-51-7	5.4.1	6.4.1	572	416	416						
	小計							830	534	534	0	0	0	10	0
	中野富士見町	中野富士見町自転車駐車場	民有地	和田1-1-9	17.11.1	17.11.1	230	188	188						
	小計							230	188	188	0	0	0	0	0

	駅名	名称	設置個所	所在地	開設年月日	有料開設日	面積(m ²)	収容台数	有料	登録	一時利用	無料	バイク 125cc以下 収容台数	バイク 125cc超過 収容台数
永福町	永福町南自転車駐車場	民有地	永福2-53-5	27.11.1	27.11.1	191	130	130						
永福町	永福町北第一自転車駐車場	区有地	永福4-7-8	6.11.1	7.4.1	326	295	295						
永福町	永福町北第二自転車駐車場	民有地	和泉3-12-15	6.11.1	7.4.1	321	270	270						
永福町	永福町北第三自転車駐車場	民有地	和泉3-7-3	6.11.1	7.4.1	444	315	315						
小計							1,282	1,010	1,010	0	0	0	0	0
西永福	西永福北自転車駐車場	民有地	永福3-55-7	R 2.2.1	R 2.2.1	189	82	82						
西永福	西永福南第一自転車駐車場	区有地	永福3-38-10	R 2.4.1	R 2.4.1	162	79	79						
西永福	西永福南第二自転車駐車場	区有地	浜田山1-33-3	R 2.4.1	R 2.4.1	680	325	325						
小計							1,031	486	486	0	0	0	0	0
井の頭線	浜田山	浜田山南自転車駐車場	民有地	浜田山2-22-12	14.4.1	14.4.1	465	280	280				20	
	浜田山	浜田山北第一自転車駐車場	区有地	浜田山3-24-13	62.9.12	8.4.1	224	215	215					
	浜田山	浜田山北第二自転車駐車場	民有地	浜田山3-27-21	7.8.1	8.4.1	719	504	504					
	小計							1,408	999	999	0	0	0	20
高井戸	高井戸東自転車駐車場	高架下(京王)	高井戸東2-30-25	60.4.1	19.4.1	413	375	375						
高井戸	高井戸北自転車駐車場	国有地・区有地	高井戸西2-2-1	19.7.1	19.7.1	801	442	442						
小計							1,214	817	817	0	0	0	0	0
富士見ヶ丘	富士見ヶ丘南自転車駐車場	区道(歩専)	高井戸西1-32先	56.3.16	25.4.1	169	298	298						
富士見ヶ丘	富士見ヶ丘北自転車駐車場	民有地(京王)・区有地	久我山5-1-24	20.4.1	25.4.1	626	280	280						
小計							795	578	578	0	0	0	0	0
久我山	久我山西自転車駐車場	区有地	久我山3-35-29	50.12.1	8.4.1	1,508	1,102	1,102						
久我山	久我山南自転車駐車場	区有地	久我山3-25-6	8.4.1	8.4.1	476	364	364					26	
久我山	久我山北自転車駐車場	区有地	久我山5-38-10	4.11.2	8.4.1	436	333	333						
小計							2,420	1,799	1,799	0	0	0	26	0
京王線	上北沢	甲州街道自転車置場	国道(首都高下)	下高井戸4-8	10.12.3		255	200				200		
	小計							255	200	0	0	0	200	0
	桜上水	桜上水北自転車駐車場	区有地	下高井戸1-24-15	8.2.14	8.4.1	495	383	383					
	小計							495	383	383	0	0	0	0
明大前	明大前北駐車指定箇所	都有地	永福1-1	9.4.1		236	310				310			
小計							236	310	0	0	0	310	0	0
合計					42箇所	40箇所	26,694	21,689	21,179	0	0	510	100	12

※令和7年4月1日現在

自転車駐車場等の名称について

自転車駐車場	「杉並区立自転車駐車場条例」に基づく有料制自転車駐車場の呼称
自転車置場	道路と区分された場所にある駐車施設の呼称
駐車指定箇所	主に道路上にある無料の自転車の駐車指定箇所の呼称

(4) 自転車集積所整備状況

	施設名称・所在地等	整備年月日	面積(m ²)	収容台数(台)	撤去対象駅	備考	
1	永福自転車集積所 永福2-1-11 電話3327-2538	平成元年4月1日 (新設)	1,216	1,200	阿佐ヶ谷駅	区有地	
		平成5年8月 (縮小) ※	0	△ 630	永福町駅	※平成5年8月の縮小 はリサイクル作業所の併設による。	
		平成7年1月 (拡張)	702	700	西永福駅	※下段出入用	
		平成16年12月24日 (拡張)	741	775	浜田山駅	※施設再編による減	
		平成23年10月 (拡張) ※	124	0	明大前駅	※施設再編による減	
		平成25年4月 (縮小) ※	0	△ 479	下高井戸駅		
		平成28年7月 (縮小) ※	△ 363	△ 328	桜上水駅 上北沢駅 代田橋駅 八幡山駅 東高円寺駅 新高円寺駅 南阿佐ヶ谷駅		
			2,296	1,238	方南町駅	※道路用地面積	
			124※		中野富士見町		
2	高井戸自転車集積所 高井戸西1-9-24 電話5336-8012	平成3年4月1日 (新設)	948	800	富士見ヶ丘駅	区有地	
		平成21年6月15日 (使用中止)	0	△ 349	久我山駅	※施設再編による減	
		平成24年4月1日 (使用再開) (注11)	948	451	高井戸駅		
3	上井草四丁目自転車集積所 上井草4-25-22 電話5303-5677	平成15年4月1日 (新設)	1,008	920	西荻窪駅	区有地	
		平成24年7月 (縮小) ※	0	△ 178	荻窪駅 井荻駅 上井草駅 下井草駅	※施設再編による減	
			1,008	742			
4	高円寺自転車集積所 高円寺北1-5-2 電話3389-3673	平成18年4月1日 (新設)	1,159	910	高円寺駅	区有地	
		平成24年7月 (縮小) ※	0	△ 121		※施設再編による減	
			1,159	789			
4箇所			5,411	3,220		※道路用地面積	
			124※				

※令和7年4月1日現在

- (注1) 成田東自転車集積所 (成田東4-14-33) は平成7年6月1日新設、平成11年6月15日廃止
- (注2) 清水自転車集積所 (清水2-15-24) は平成5年4月1日新設、平成14年6月30日廃止
- (注3) 阿佐谷西自転車集積所 (阿佐谷北2-8-3) は平成6年1月4日新設、
平成16年4月26日廃止
- (注4) 富士見ヶ丘北自転車集積所 (高井戸西2-10-29) は平成5年10月1日新設、
平成9年12月1日変更、平成17年3月31日廃止
- (注5) 和泉自転車集積所 (和泉4-16-10) は平成14年4月1日新設、平成22年11月30日廃止
- (注6) 宮前五丁目自転車集積所 (宮前5-5-31) は平成6年10月新設、平成24年4月30日廃止
- (注7) 上井草自転車集積所 (上井草3-12-4) は昭和60年8月新設、平成24年7月31日廃止
- (注8) 下井草自転車集積所 (下井草4-23-11) は昭和58年1月新設、平成29年12月31日廃止
- (注9) 宮前自転車集積所 (宮前2-24-28) は平成4年1月新設、平成30年3月31日廃止
- (注10) 富士見ヶ丘自転車集積所 (久我山2-19) は平成30年1月新設、令和2年12月31日廃止
- (注11) 高井戸自転車集積所 (高井戸西1-9-24) は令和7年9月30日廃止

3 有料制自転車駐車場

平成2年度に区が実施した「放置自転車問題に対する区民の意識と意向」調査の中で、自転車駐車場の利用についての質問に対し、「受益者負担の考え方を立ち有料利用とする。」と回答した人が38.5%を占め、「現行の利用登録制によるものでよい。」と回答した18.5%を大きく上回りました。

さらに、平成3年度に一般区民（自転車利用者）代表、町会連合会代表、商店会連合会代表、学識経験者等20名で構成する「杉並区自転車駐車場問題検討協議会」を発足し、駅周辺に設置する自転車駐車場の利用者負担のあり方や、施設の管理・運営等の検討を行いました。

その結果、平成4年2月に「自転車駐車場の建設や維持には多額の費用を要し、すべて税金で賄うことは公平性の点で区民の合意は得がたい。自転車利用者に応分の負担をしていただく受益者負担の観点に立った有料制の導入を図っていくべきである。」との提言を区長に提出しました。

区では、これらの提言等を受け、恒久的な自転車駐車場を確保し、登録制自転車置場に替わるものとして、有料制自転車駐車場を導入するため、「杉並区立自転車駐車場条例」を制定・施行しました。

令和7年4月1日現在、有料制自転車駐車場は、40箇所、自転車の収容台数は21,179台です。

年 月 日	概 要
平成5年9月30日	・杉並区立自転車駐車場条例制定。翌年4月1日施行、有料制自転車駐車場を4箇所開設。
平成8年4月1日	・6か月定期及び回数券制度を導入。
平成13年4月1日	・駅から250m以上の遠距離の自転車駐車場4箇所（浜田山北、下井草南、下井草北第一、荻窪北第三）の定期使用料の値下げを実施。
平成14年4月1日	・使用料を改定。定期使用料を平均で6.7%引き下げ、一日使用料を150円から100円に引き下げた。また、一部自転車駐車場において一日使用券の自動券売機を設置したことなどにより、平成13年度をもって回数券販売を廃止。
平成16年4月1日	・高円寺北自転車駐車場に、収容台数の確保を図りつつ、利用者の利便性を向上するため、スライド式ラックを導入。
平成18年7月1日	・6箇所の自転車駐車場内にミニバイク置場を設置。
平成19年3月26日	・阿佐ヶ谷東自転車駐車場に、買い物客等への利便性向上及び未収対策のため、機械式ゲート（阿佐ヶ谷東自転車駐車場）を導入。合わせて、条例改正を行い、入場から24時間まで100円（内、最初の一時間は無料）の一回使用を新設。
平成19年7月1日	・機械式ゲートによる一回使用の駐車場（高井戸北自転車駐車場）を設置。
平成20年7月30日	・機械式駐車ラックによる一回使用の駐車場（西荻窪北自転車駐車場）を設置。
平成21年4月1日	・杉並行政サービス民間事業化提案制度により、東高円寺自転車駐車場の民営化を実施。

年 月 日	概 要
平成 25 年 4 月 1 日	・高円寺北自転車駐車場に、買い物客等への利便性向上のため、機械式駐車ラック 30 台（短時間利用専用エリア）を設置。
平成 25 年 4 月 1 日	・富士見ヶ丘駅の登録制自転車置場を廃止し、有料制自転車駐車場として開設。
平成 25 年 10 月 1 日	・荻窪駅周辺の収容台数の増加を図るため、荻窪西第一自転車駐車場を拡張。
平成 26 年 9 月 8 日	・荻窪東地下自転車駐車場（地上部）に買い物客等への利便性向上のため、機械式駐車ラック 40 台（短時間利用）を設置。
平成 26 年 12 月 10 日	・久我山北自転車駐車場の改修に合わせ、定期使用 170 台、買物客等への利便性の向上も含め一回使用 146 台の機械式駐車ラックを設置。
平成 27 年 1 月 1 日	・平成 25 年度の「使用料等の見直し」により、使用料を改定。受益者負担の適正化の観点から、定期使用料を引き上げた。また、65 歳以上を対象とした減額制度を廃止。（一日使用及び一回使用料は据え置き）
平成 27 年 10 月 1 日	・新高円寺地下自転車駐車場に、買い物客等への利便性向上のため、機械式駐車ラック 30 台（短時間利用）を設置。 ・永福町南自転車駐車場を廃止。
平成 27 年 11 月 1 日	・永福町南自転車駐車場を新たに開設。
平成 28 年 12 月 7 日	・5箇所の自転車駐車場に自動二輪車を受け入れるため、条例改正を行い、自動二輪車の使用料を新設。（平成 29 年 4 月 1 日施行）
平成 29 年 3 月 1 日	・西荻北自転車駐車場を廃止。 ・下井草南、浜田山南自転車駐車場内に自動二輪車置場を整備。
平成 29 年 3 月 22 日	・久我山西自転車駐車場隣接用地を取得し、駐車場用地を拡張。 ・久我山西自転車駐車場の改修に合わせ、2段ラック設置、南北通路の整備、ミニバイク置場を廃止。
平成 29 年 3 月 31 日	・久我山南自転車駐車場内に自動二輪車置場を整備。 ・下井草北第一自転車駐車場を縮小。
平成 29 年 4 月 1 日	・5箇所の自転車駐車場内自動二輪車置場の運用を開始。
令和 2 年 2 月 1 日	・西永福北自転車駐車場を新たに開設。
令和 2 年 3 月 31 日	・西永福駅の登録制自転車置場を廃止。
令和 2 年 4 月 1 日	・西永福南第一・西永福南第二自転車駐車場を新たに開設。
令和 2 年 5 月 18 日	・上井草北自転車駐車場に、機械式駐車ラックを廃止し、機械式ゲートを導入。
令和 3 年 4 月 1 日	・南阿佐ヶ谷第三自転車駐車場を新たに開設。
令和 3 年 8 月 16 日	・上井草北自転車駐車場を移転。
令和 5 年 12 月 28 日	・久我山西自転車駐車場を拡張。

令和6年7月1日	・JRへの移管に伴い、高円寺東高架下自転車駐車場、阿佐ヶ谷東自転車駐車場、阿佐ヶ谷西高架下自転車駐車場、西荻窪西自転車駐車場を廃止。
----------	--

(1) 利用対象

どなたでも利用することができます。

(2) 利用形態

定期使用 1か月、3か月、6か月を単位に前払いし、使用する方法

一日使用 一日単位で使用する前払方法（1日100円、バイクは200円（125cc以下）または400円（125cc超））。一日（午前0時まで）の間であれば何度でも出し入れ可能です。

一回使用 入場から24時間まで、1回100円（バイクは200円（125cc以下））で使用する後払方法（内、最初の1時間は無料）。機械式ゲートや機械式駐車ラックを設置した自転車駐車場（※）で利用できます。

※高井戸北、上井草北、方南町東、久我山北、西永福北、西永福南第一、西永福南第二、高円寺北の一部、荻窪東地下の一部、新高円寺地下の一部、久我山南の一部（バイクのみ）の各自転車駐車場

(3) 定期使用料金

定期使用は、屋根の有無や建物の利用階層、駅からの距離により、金額に差を設けています（2階の定期使用は、1階の定期使用よりも使用料金が安くなります。）。

①自転車

（単位：円）

区分	屋根の有無	1か月		3か月		6か月	
		一般	学生	一般	学生	一般	学生
1階	あり	2,600	2,400	7,400	6,800	12,500	11,300
	なし	2,100	1,900	6,000	5,400	10,100	8,900
2階	あり	2,300	2,100	6,600	6,000	11,000	9,800
	なし	1,900	1,700	5,400	4,800	9,100	7,900
3階	あり	1,300	1,100	3,700	3,100	6,200	5,000
	なし	1,000	800	2,900	2,300	4,800	3,600
地下1階	あり	2,300	2,100	6,600	6,000	11,000	9,800
地下2階	あり	1,300	1,100	3,700	3,100	6,200	5,000
※駅から遠距離の自転車駐車場	1階あり	2,100	1,900	6,000	5,400	10,100	8,900
	1階なし	1,700	1,500	4,800	4,200	8,200	7,000

※ 浜田山北第二、下井草南、下井草北第一、荻窪北第三及び西永福南第二の各自転車駐車場

②バイク

<バイク (125 c.c. 以下) >

(単位: 円)

区分	屋根の有無	1か月		3か月		6か月	
		一般	学生	一般	学生	一般	学生
1階	なし	4,200	3,800	12,000	10,800	20,200	17,800
※駅から遠距離の自転車駐車場	1階あり	4,200	3,800	12,000	10,800	20,200	17,800

※ 下井草南自転車駐車場、久我山南自転車駐車場

<バイク (125 c.c. 超) >

(単位: 円)

区分	屋根の有無	1か月		3か月		6か月	
		一般	学生	一般	学生	一般	学生
※駅から遠距離の自転車駐車場	1階あり	8,400	7,600	23,900	21,500	40,300	35,500

※ 下井草南自転車駐車場

(4) 使用料の減免

①一日使用

以下に該当する場合、利用の都度、証明書類等を提示することで、使用料免除となります。

- ア 身体障害者手帳保持者
- イ 精神障害者保健福祉手帳保持者
- ウ 生活保護受給者
- エ 中国残留邦人等への支援給付の給付決定の確認証保持者
- オ 被爆者健康手帳保持者
- カ 指定難病医療受給者証保持者
- キ 東京都愛の手帳保持者
- ク 上記免除者（ウ及びエを除く。）の介助者

②定期使用

<減額>

学生は、学生証等を提示することで、一般料金から1ヶ月あたり200円（バイクは125 c.c. 以下400円、125 c.c. 超800円）を減額した使用料になります。

<免除>

「①一日使用」と同様の要件に該当する場合、申請時および更新時に証明書類等を提示することで、使用料免除となります。

(5) 自転車駐車場施設一覧

令和7年4月1日現在

	自転車駐車場名	所在地	開設年月日	自転車 収容台数	バイク 125cc以下 収容台数	バイク 125cc超過 収容台数	利用時間	管理事務所 の受付時間	構造
1	下井草南自転車駐車場	下井草2-36-16	H10.4.1	166	28	12	24時間	6:30~19:00	平面
2	下井草北第一自転車駐車場	井草1-10-17	H10.4.1	192	---	---	24時間	巡回管理	平面
3	下井草北第二自転車駐車場	井草1-2-4	H10.4.1	120	---	---	24時間	7:00~19:00	平面
4	井荻南地下自転車駐車場	上井草1-24-16	H10.4.1	688	---	---	★3	6:30~20:00	地下1階
5	井荻北地下自転車駐車場	井草3-3-10	H10.4.1	315	---	---	★3	6:30~20:00	地下1階
6	上井草北自転車駐車場	井草5-5-2	H7.4.1	450	16	---	24時間	6:30~19:00	平面
7	高円寺北自転車駐車場	高円寺北3-20-23	H16.4.1	2,537	---	---	★4	6:30~20:00	3階建て
8	荻窪東地下自転車駐車場	上荻1-2-1	H6.4.1	555	---	---	★1	6:00~20:00	地下2階
9	荻窪北第一自転車駐車場	天沼3-3-19	H6.4.1	933	---	---	24時間	6:00~20:00	3階建て
10	荻窪北第二自転車駐車場	天沼3-2-13	H13.4.1	352	---	---	24時間	巡回管理	3階建て
11	荻窪北第三自転車駐車場	天沼3-30-40	H17.1.4	660	---	---	24時間	6:00~20:00	平面
12	荻窪西第一自転車駐車場	上荻1-20-3	H9.4.1	1,769	---	---	24時間	6:00~20:00	2階建て
13	荻窪西第二自転車駐車場	上荻1-21-25	H16.9.1	284	---	---	24時間	6:00~20:00	平面
14	荻窪南第一自転車駐車場	荻窪4-21-16	H7.4.1	2,617	---	---	★1	6:00~20:00	3階建て
15	荻窪南第二自転車駐車場	荻窪5-15-13	H7.4.1	1,075	---	---	★1	6:00~20:00	地下1階
16	新高円寺地下自転車駐車場	梅里1-7-20	H7.5.29	1,227	---	---	★2	6:00~20:00	地下1階
17	南阿佐ヶ谷第一自転車駐車場	成田東4-37-6	H10.7.1	278	---	---	24時間	6:30~19:00	平面
18	南阿佐ヶ谷第二自転車駐車場	阿佐谷南1-15-19	H10.7.1	110	---	---	24時間	7:00~19:00	平面
19	南阿佐ヶ谷第三自転車駐車場	阿佐谷南3-2-32	R3.4.1	57	---	---	24時間	巡回管理	平面
20	中野富士見町自転車駐車場	和田1-1-9	H17.11.1	188	---	---	24時間	6:30~19:00	平面
21	方南町東自転車駐車場	方南2-20-2	H6.4.1	118	10	---	24時間	巡回管理	平面
22	方南町西自転車駐車場	和泉4-51-7	H6.4.1	416	---	---	24時間	6:30~19:00	3階建て
23	永福町南自転車駐車場	永福2-53-5	H27.11.1	130	---	---	24時間	7:00~19:00	平面
24	永福町北第一自転車駐車場	永福4-7-8	H7.4.1	295	---	---	24時間	7:00~19:00	平面
25	永福町北第二自転車駐車場	和泉3-12-15	H7.4.1	270	---	---	24時間	6:30~19:00	平面
26	永福町北第三自転車駐車場	和泉3-7-3	H7.4.1	315	---	---	24時間	巡回管理	平面
27	浜田山南自転車駐車場	浜田山2-22-12	H14.4.1	280	20	---	24時間	巡回管理	平面
28	浜田山北第一自転車駐車場	浜田山3-24-13	H8.4.1	215	---	---	24時間	7:00~19:00	平面
29	浜田山北第二自転車駐車場	浜田山3-27-21	H8.4.1	504	---	---	24時間	6:30~19:00	平面
30	高井戸東自転車駐車場	高井戸東2-30-25	H19.4.1	375	---	---	24時間	6:00~19:00	平面
31	高井戸北自転車駐車場	高井戸西2-2-1	H19.7.1	442	---	---	★5	6:00~20:00	平面
32	久我山西自転車駐車場	久我山3-35-29	H8.4.1	1,102	---	---	24時間	6:30~19:00	平面
33	久我山南自転車駐車場	久我山3-25-6	H8.4.1	364	26	---	24時間	巡回管理	平面
34	久我山北自転車駐車場	久我山5-38-10	H8.4.1	333	---	---	24時間	巡回管理	平面
35	桜上水北自転車駐車場	下高井戸1-24-15	H8.4.1	383	---	---	24時間	6:30~19:00	平面
36	富士見ヶ丘北自転車駐車場	久我山5-1-24	H25.4.1	280	---	---	★4	6:30~19:00	平面
37	富士見ヶ丘南自転車駐車場	高井戸西1-32先	H25.4.1	298	---	---	24時間	巡回管理	平面
38	西永福北自転車駐車場	永福3-55-7	R2.2.1	82	---	---	24時間	巡回管理	平面
39	西永福南第一自転車駐車場	永福3-38-10	R2.4.1	79	---	---	24時間	巡回管理	平面
40	西永福南第二自転車駐車場	浜田山1-33-3	R2.4.1	325	---	---	24時間	巡回管理	平面
合 計				40箇所	21,179	100	12		

* 1 利用時間

★1 午前4時15分～午前1時30分

★3 午前4時30分～午前1時30分

★5 午前4時20分～午前1時20分

★2 午前4時45分～午前0時30分

★4 午前4時～午前1時30分

新高円寺地下、荻窪東地下などの短時間無料エリアの利用時間は午前10時より各施設の終了時間まで。

* 2 立体自転車駐車場の各階収容台数

	自転車駐車場名	台数	1階	2階	3階
7	高円寺北自転車駐車場	2,537台	950台	775台	812台
8	荻窪東地下自転車駐車場	555台	140台	地下1階 210台	地下2階 205台
9	荻窪北第一自転車駐車場	933台	309台	306台	318台
10	荻窪北第二自転車駐車場	352台	136台	115台	101台
12	荻窪西第一自転車駐車場	1,769台	844台	925台	
14	荻窪南第一自転車駐車場	2,617台	661台+外側462台	711台	783台
22	方南町西自転車駐車場	416台	109台	137台	170台

* 3 定期使用専用の自転車駐車場

富士見ヶ丘南自転車駐車場、久我山南自転車駐車場

4 放置自転車の撤去・返還・処分・再利用

(1) 放置自転車と自転車放置禁止区域

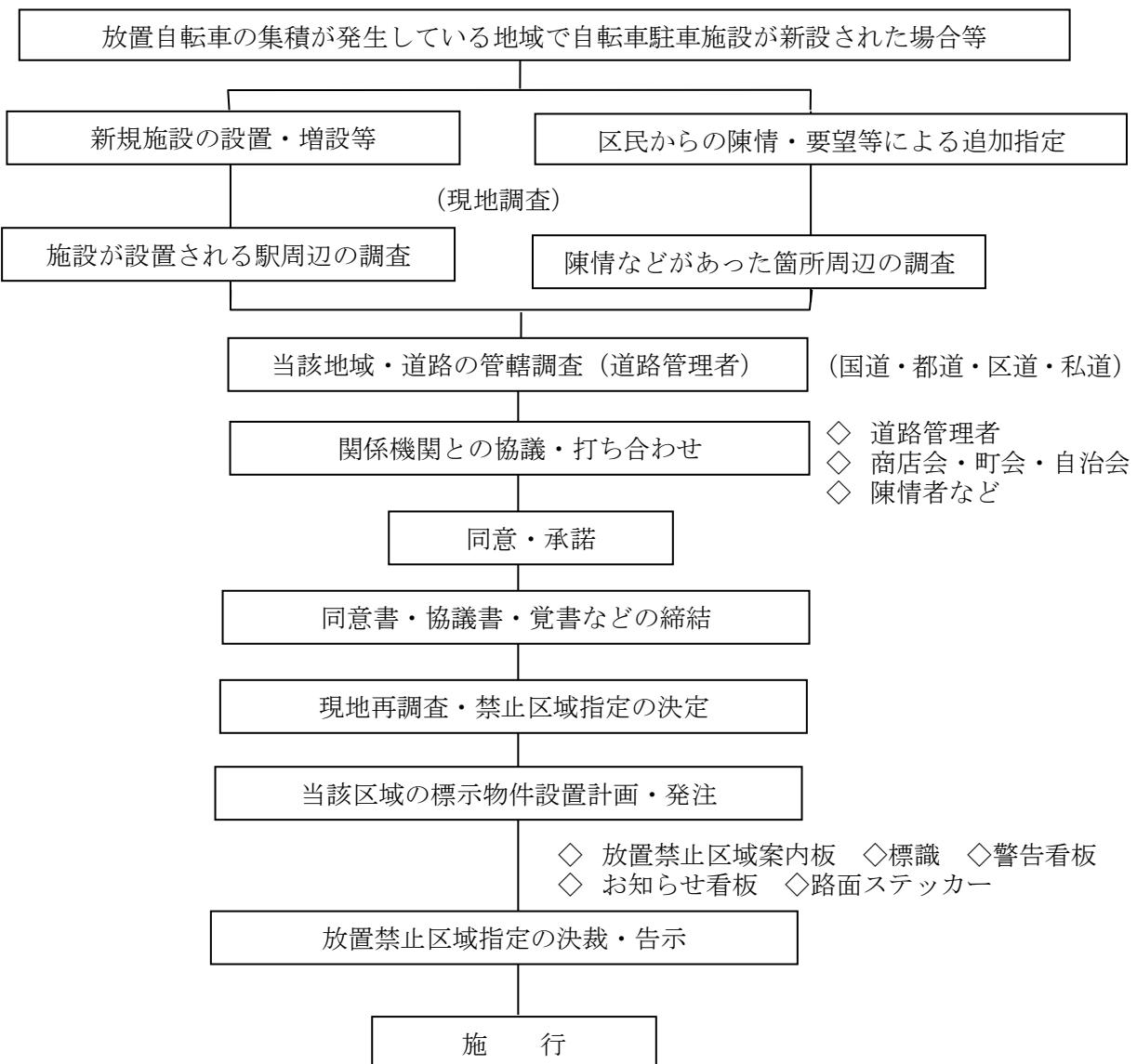
① 放置自転車の定義

自転車駐車場等以外の場所に置かれている自転車等であって、当該自転車の利用者が自転車を離れて直ちに移動できない状態のものをさします。(自転車法第5条6項)

② 放置禁止区域の指定

自転車駐車場施設の整備が進められている地域で、放置自転車が大量に集積され、又は大量の集積をおこす恐れのある公共の場所について、特に必要があると認めるときは、当該地域を放置禁止区域として指定します。

③ 放置禁止区域指定事務の流れ



(2) 撤去・保管・返還・処分

① 撤去

区では、自転車放置禁止区域内の放置自転車を撤去しています。

また、自転車放置禁止区域外の駅周辺及び公共の場所にある放置自転車で、良好な生活環境を阻害している自転車は警告から7日間を経過した後、撤去しています。

撤去作業は、区職員・撤去移送業務委託業者が警告札を貼付し、一定時間経過後、トラックで撤去しています。

② 保管・返還

撤去した自転車は、自転車集積所で保管（撤去の翌日から30日間）し、引取りに来た方には、自転車集積所の開設時間に返還しています。返還の際には、撤去手数料（5,000円）が必要です。

また、自転車所有者の住所・氏名が明記されているもの、防犯登録番号から所轄警察署に所有者を照会して確認ができたもの等については、返還期限を定め、自転車返還通知書により自転車所有者に通知をします。

返還業務は、業務委託し、各自転車集積所に2名以上の返還業務員を配置しています。自転車集積所の開設時間は、年末年始（12月29日～1月3日）を除く、午前11時～午後7時（土・日・祝日は午後5時まで）となっています。

※ 平成26年3月18日条例改正 平成27年1月1日から「3,000円」を「5,000円」とした。

③ 処分

住所・氏名の明記や防犯登録がなく所有者の確認ができない自転車、返還通知書を送付後、引取りのない自転車は、処分の告示後、売却処分します。

(3) 撤去自転車の再利用

撤去自転車で引取りのないものは、売却事業者を通じて海外で再利用されています。

○ 海外への売却

平成19年度から、海外へ売却することを条件に、民間事業者に売却しています。

（単位：台）

年 度	平成 19～29 年 度	30 年 度	令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	合計
台 数	102,859	4,078	3,840	2,465	2,158	1,786	2,136	3,196	122,518

○ シルバーパートナーセンターへの譲渡（令和5年度事業終了）

シルバーパートナーセンターの自転車リサイクル事業へ引取りのない撤去自転車を譲渡し、整備のうえで再生自転車として再利用していました。

平成5年～令和5年 累計台数：23,498台

○ その他 国内・国外等への譲渡

(単位:台)

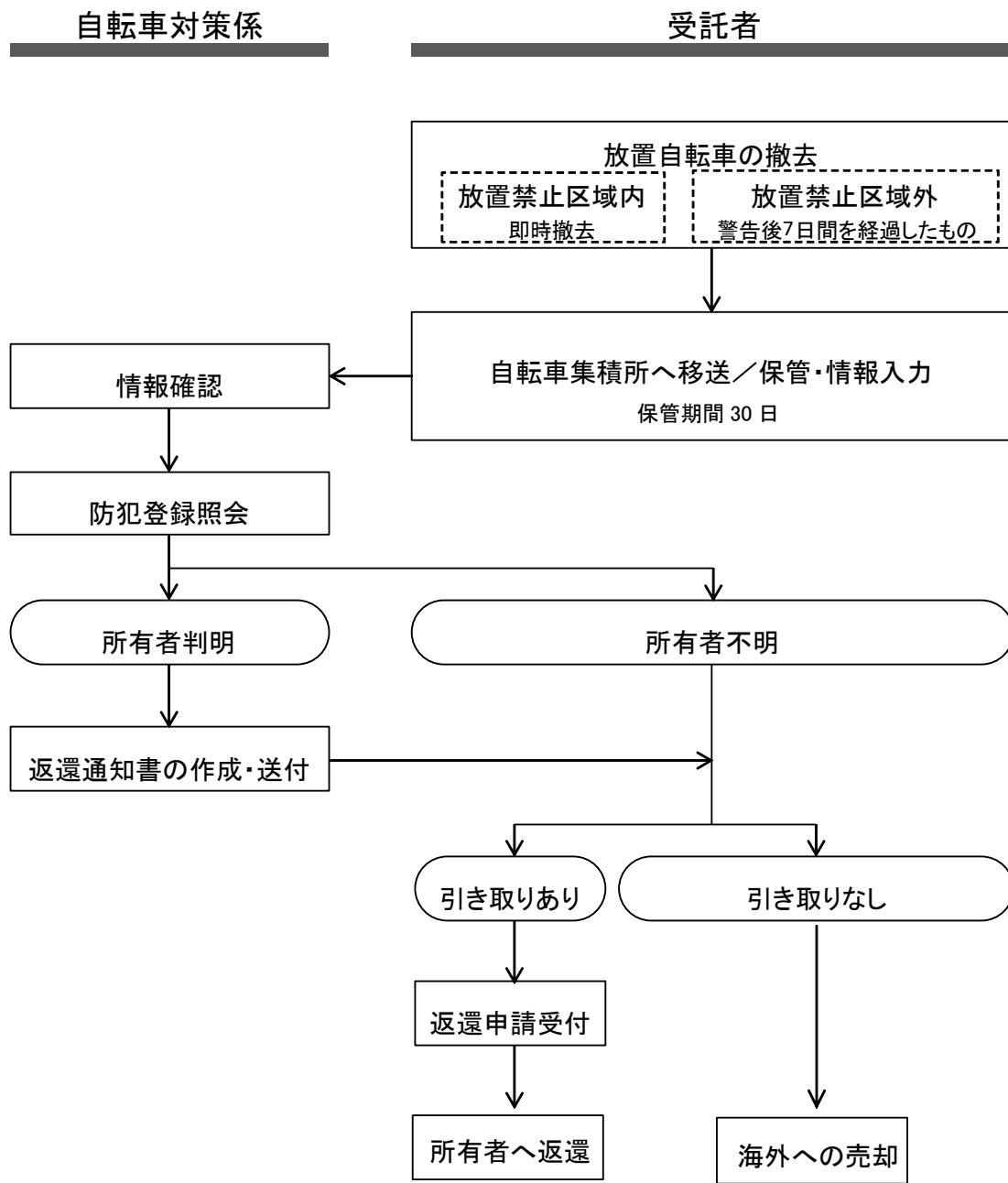
年 度	平成 16 年度	17~18 年度	19 年度	20~21 年度	22 年度	23 年度	24~令和 6 年度
台 数	180	0	10	0	50	200	0
内 訳	フィリピン		タンザニア (東京都と 協議で搬出)		南相馬市 (東日本大震災 復興応援自転車)	南相馬市ほか (東日本大震災 復興応援自転車)	

○ 杉並区自転車放置禁止区域指定経過

路線 年度	西武新宿線			JR中央線				丸の内線				京王井の頭線				京王線													
	下井草	井荻	上井草	高円寺	阿佐ヶ谷	荻窪北口	荻窪南口	西荻窪	東高円寺	新高円寺	南阿佐ヶ谷	中野富士見町	方南町	永福町	西永福	浜田山	高井戸	富士見ヶ丘	久我山	代田橋	明大前	桜上水	上北沢	下高井戸	八幡山				
昭和60年度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○		○	○	○										
昭和61年度	○																												
昭和62年度																													
昭和63年度		○																											
平成元年度	○	○	☆						○	○	○	○				○		○	○										
平成2年度									○										☆										
平成3年度		○	○	○	●	☆																							
平成4年度			○	○				○	☆										○						○				
平成5年度				○	☆									○				○											
平成6年度			○		(2)		○	○	○	○					○						○								
平成7年度					○	○	(2)			○							○												
平成8年度			○		○		(2)		○										○						○				
平成9年度			●	(2)	○	○	●	●							●	●				●									
平成10年度	○	○	●	●										(2)	●		○												
平成11年度									○	(2)					○	○	○		○										
平成12年度																										○			
平成13年度																			○	○									
平成14年度			○			○													○										
平成15年度																													
平成16年度			○	●		○	○	○												○				○		○			
平成17年度		○		○	(2)			○		○	○	○	○			○			○		○								
平成18年度			○		(2)														☆	●	(2)	●							
平成19年度	○	○															○		○										
平成20年度											○	○		○			○		○			○							
平成21年度																	○												
平成22年度				○											○				○										
平成23年度							(2)	○																					
平成24年度から平成28年度 新・追加指定等なし																													
平成29年度															○														
平成30年度									○		○																		
令和元年度																	○												
令和2年度																													
令和3年度																													
令和4年度																													
令和5年度																													
令和6年度																													

凡例 ◎=新指定 ○=追加指定 ②=1年度内に2回追加指定 ☆=駐車場のみの追加指定 ●=一部廃止

《撤去・返還・処分・再利用の流れ図》



5 放置防止啓発活動

区では自転車の放置防止と適正利用を図るため、次の啓発活動を実施しています。

(1) 放置防止協力員

区では、駅周辺における放置自転車による交通環境の悪化防止に地域住民が主体的に取り組むことができるよう、平成6年度から「杉並区自転車放置防止協力員」制度を開始しました。

駅周辺の自治会、商店会、町会等から自転車対策事業（放置防止）に理解と熱意のある方に、3年間の委嘱期間（平成16年度までは2年間）で、以下の活動に従事していただいています。平成21年度より、スーパーなど大型店舗の方も協力員になって活動をしています。

- ① 自転車の放置防止の指導に関すること。
- ② 自転車の放置防止のPR及び啓発に関すること。
- ③ 自転車の放置防止について区及び関係官公署との協力に関すること。

(2) 放置防止協力員活動状況

令和7年4月1日現在

名 称	設置年月日	人 数
方南町自転車放置防止協力員	平成 6年 6月 27日	33
西荻窪自転車放置防止協力員	平成 6年 6月 29日	12
東高円寺自転車放置防止協力員	平成 13年 1月 1日	5
久我山自転車放置防止協力員	平成 13年 12月 1日	5
井荻自転車放置防止協力員	平成 14年 8月 1日	11
新高円寺自転車放置防止協力員	平成 14年 10月 1日	16
西永福自転車放置防止協力員	平成 14年 12月 1日	5
高円寺北自転車放置防止協力員	平成 14年 12月 1日	33
高円寺南自転車放置防止協力員	平成 15年 4月 1日	53
下井草自転車放置防止協力員	平成 15年 6月 1日	5
南阿佐ヶ谷自転車放置防止協力員	平成 15年 8月 1日	27
浜田山自転車放置防止協力員	平成 15年 9月 1日	6
荻窪南自転車放置防止協力員	平成 16年 3月 1日	16
富士見ヶ丘自転車放置防止協力員	平成 17年 5月 1日	10
中野富士見町自転車放置防止協力員	平成 17年 11月 1日	22
荻窪北自転車放置防止協力員	平成 19年 9月 1日	31
代田橋自転車放置防止協力員	平成 21年 6月 1日	11
阿佐ヶ谷自転車放置防止協力員	平成 21年 7月 1日	1
合 計		302

- 各協力員についてボランティア保険（東京都社会福祉協議会、掛け金350円／人）に加入、活動時の事故等に対応しています。
- 協力員にはジャンパー、ベスト、帽子、腕章、警告札等を配布、活動時に使用しています。

6 放置自転車クリーンキャンペーン

駅前放置自転車クリーンキャンペーンは、放置自転車問題を広く社会に訴えるため、首都圏の自治体及び関係機関・団体が相互に協力して一斉に実施しています。区でも、小中学生や町会、商店会、放置防止協力員など、幅広い区民の協力を得て、キャンペーンを実施しています。

(1) 実施状況一覧

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
実施期間	10月22日～10月31日 (10日間・都実施期間)	10月22日～10月31日 (10日間・都実施期間)	10月22日～10月31日 (10日間・都実施期間)	10月22日～10月31日 (10日間・都実施期間)	10月22日～10月31日 (10日間・都実施期間)	
広報・啓発活動	対象駅	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、街頭での啓発活動は中止。	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、街頭での啓発活動は中止。	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、街頭での啓発活動は中止。	高円寺駅	高円寺駅
	ポスター掲出	830枚 区施設、区内小・中学校各駐輪場、各集積所	340枚 区施設、区内小・中学校各駐輪場、各集積所	330枚 区施設、区内小・中学校各駐輪場、各集積所	330枚 区施設、区内小・中学校各駐輪場、各集積所	
	啓発用品配布 及び 放置防止指導等 啓発活動	(都) 10,000枚 都作成リーフレットを各駐輪場、各集積所で配布		東京都道路整備保全公社作成ポケットティッシュ5,000個を各駐輪場、各集積所で配布	高円寺駅にて東京都と合同でクリーンキャンペーン実施 東京都道路整備保全公社作成ポケットティッシュ5,000個を各駐輪場、各集積所で配布	高円寺駅にて東京都と合同でクリーンキャンペーン実施 東京都道路整備保全公社作成ポケットティッシュ5,000個を各駐輪場、各集積所で配布
	のぼり旗				10本キャンペーン時に携帯	10本キャンペーン時に携帯
	駅頭指導				15:00～16:00	15:00～17:00
	指導回数				1回	1回
	指導参加人数				区職員9名 東京都15名 バス1名 警察1名 中学生・教員18名	区職員3名 東京都15名 バス1名 警察1名 中学生・教員18名
	放置防止協力員					5団体12名
	その他の 参加団体・個人					
	撤去活動	実施駅 ○内は回数			高円寺駅 阿佐ヶ谷駅 荻窪駅 西荻窪駅 外20駅	高円寺駅 阿佐ヶ谷駅 荻窪駅 西荻窪駅 外20駅
	撤去台数				275台	181台

7 自転車駐車場の附置義務

附置義務指定区域内において、商業施設、娯楽施設等自転車の大量駐車需要発生施設を新築、増築する場合及び当該施設に用途を変更する場合は、その施設利用者のため、当該施設若しくはその敷地内又は当該施設に到達する距離がおおむね 50m以内の場所に自転車駐車場を設置し、管理することが義務付けられています（平成 11 年 3 月 12 日改正、10 月 1 日施行）。

（1）附置義務指定区域

区内の都市計画法で定めている地域のうち、第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域を除いた地域

（2）該当する建物

施設の用途	施設の規模	自転車駐車場の規模
百貨店・スーパーマーケット その他の小売店、飲食店	店舗面積が 300m ² を超えるもの	店舗面積の 15m ² ごとに1台
銀 行	店舗面積が 400m ² を超えるもの	店舗面積の 20m ² ごとに1台
遊 技 場	店舗面積が 200m ² を超えるもの	店舗面積の 10m ² ごとに1台
スポーツ施設	運動場面積が 500m ² を超えるもの	運動場面積の 25m ² ごとに1台
学習施設	教室面積が 300m ² を超えるもの	教室面積の 15m ² ごとに1台

なお、店舗等面積が 5,000 m²を超える施設は、5,000 m²を超えた部分について算定した自転車駐車場の規模の 2 分の 1 のとなる措置があります。

また、施設の用途を変更する場合に設置する自転車駐車場の規模についても、算定した自転車駐車場の規模の 2 分の 1 となる措置（増加する自転車駐車場について）があります。

◎「店舗等面積」に含まれる床面積の範囲

- 百貨店、スーパー、その他の小売店、飲食店
 - …売場（飲食店の客席、厨房及び待合室を含む）・売場間の通路・ショーウィンド・ショールーム・サービス部門・承り所・物品の加工修理場及びこれらに類するもの
- 銀行 …銀行室（待合ロビー及びカウンター内）、待合室、応接室、A T Mコーナー、貸し金庫、ショーウィンド及びこれらに類するもの
- 遊技場 …遊戯室・景品交換所・受付及びこれらに類するもの
- スポーツ施設
 - …競技場・運動場・練習場・マッサージ室・更衣室・浴室・シャワー室・休憩室・観覧席及びこれらに類するもの
- 学習施設 …教室・講堂・実習室・図書室・資料室及びこれらに類するもの

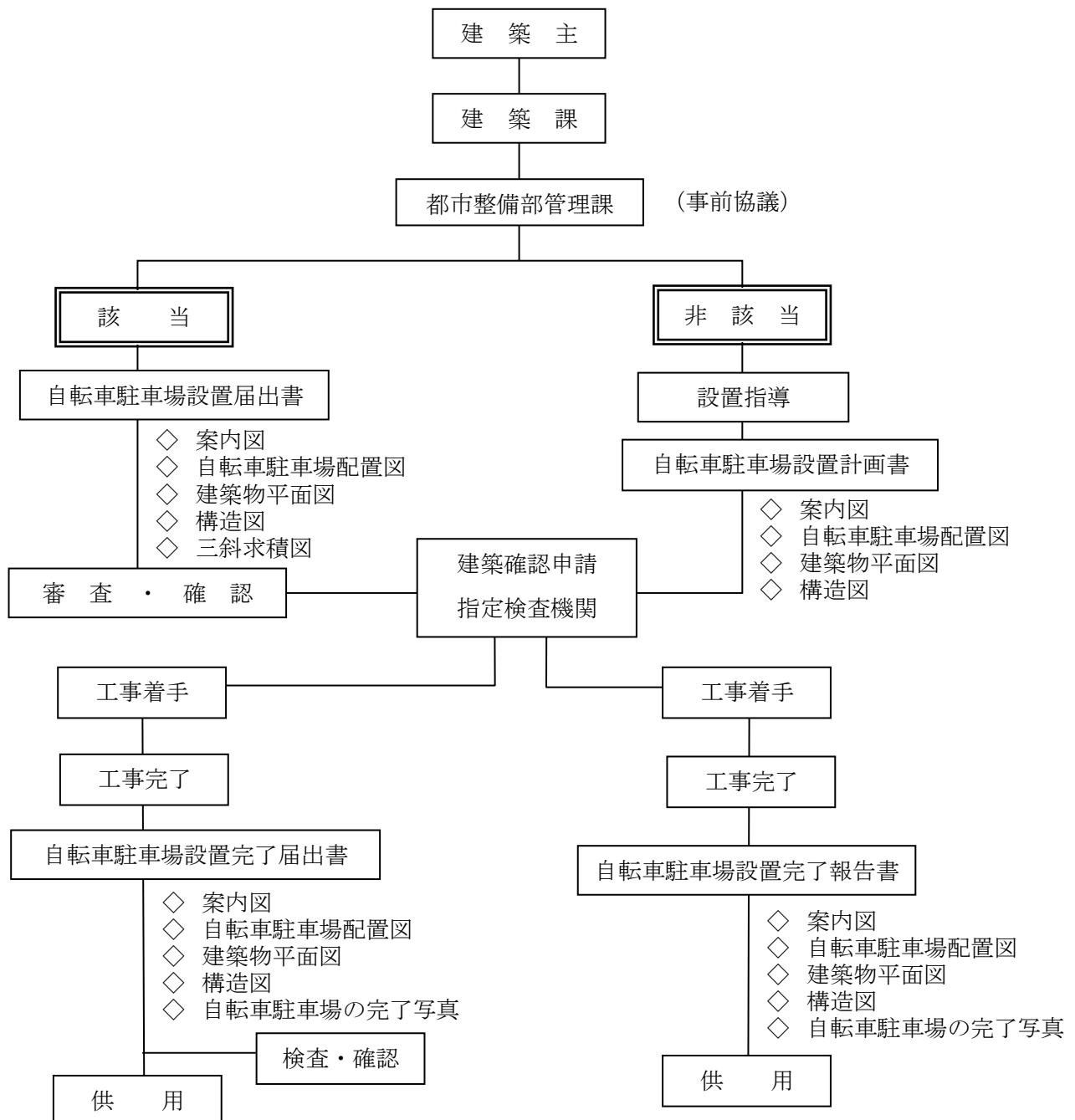
（3）該当しない建物

附置義務に該当しない建物についても、次の表の施設を新築、増築又は用途変更する場合は、

自転車駐車場を設置し管理することをお願いしています（区内全域が対象です。）。

施設の用途	施設の規模	自転車駐車場の規模
附置義務対象用途の施設	店舗等面積に関係なく	附置義務と同基準
集合住宅 (共同住宅・寄宿舎・長屋 も含む。)	住宅戸数に関係なく	住宅戸数1戸ごとに1台以上
事務所、病院等	事務所等面積に関係なく	事務所等面積の 25m ² ごとに1台以上

一 附置義務手続の流れ図



(4) 附置義務自転車駐車場実績

年度	昭和 63	平成元	平成 2	平成 3	平成 4	平成 5	平成 6	平成 7	平成 8
件数	1	4	0	6	4	4	2	2	3
設置台数	154	178	0	325	183	212	57	93	101

年度	平成 9	平成 10	平成 11	平成 12	平成 13	平成 14	平成 15	平成 16	平成 17
件数	3	1	1	5	5	3	3	7	13
設置台数	195	37	127	458	207	229	380	1,289	1,074

年度	平成 18	平成 19	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23	平成 24	平成 25	平成 26
件数	8	5	4	5	11	8	4	9	2
設置台数	534	481	430	620	1,019	539	176	392	143

年度	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
件数	5	5	7	4	5	6	4	2	7
設置台数	593	469	664	247	302	455	236	164	490

年度	令和 6	合計
件数	7	175
設置台数	363	13,616

※ 件数・台数は、それぞれ自転車駐車場設置完了届出書が提出された年度の実績。

8 民営自転車駐車場の育成

区では、駅周辺に民営自転車駐車場を設置し運営する者に対して、その経費の一部を補助しています。

(1) 補助金交付の要件

- ① 自転車駐車場の位置が条例で定める放置禁止区域内にあること。
- ② 自転車駐車場の構造及び設備が利用者の安全を確保することができ、自転車が有効に駐車できるものであること。
- ③ 一般区民の利用する自転車を収容する施設であること。
- ④ 当該自転車駐車場が継続して5年以上運営されること。
- ⑤ その他区長が必要と認めるもの。

(2) 補助金額

種 別	補助金額算出方法
建 設 費	区で算出した標準建設費又は建設に要した経費のいずれか低い額の2分の1以内とし1,000円未満の端数があるときは切り捨てる。 限度額 1,000 万円 標準建設費 収容台数 × 単価 110, 000円
管 理 費	自転車の年間駐車実績台数を供用した日数で除して得た台数又は収容台数のいずれか低い台数に単価3, 000円を乗じて得た額。 3年間

算出計算例

(自己所有の土地・50台収容の場合)

$$\begin{aligned} \text{〔建設費〕} \quad & \text{標準建設費 } @ 110, 000 \times 50 \text{台} = 5, 500, 000 \text{円} \\ \text{実経費} & = 6, 000, 000 \text{円} \end{aligned} \quad \left. \right\} \text{の場合}$$

$$\begin{aligned} \text{標準建設費} & < \text{実経費} \text{なので } 5, 500, 000 \text{円} \times 1/2 = 2, 750, 000 \text{円} \\ \text{補助金額} & 2, 750, 000 \text{円} \end{aligned}$$

[管理費]

年間駐車実績を 18, 980 台、供用日数を 365 日とした場合

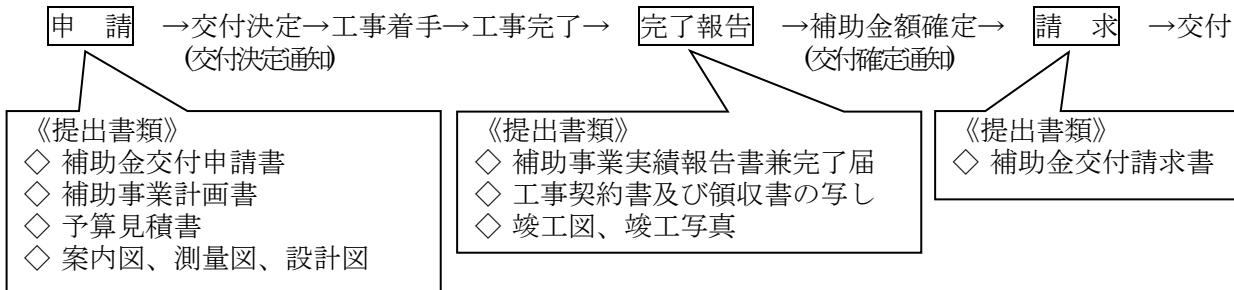
$$18, 980 \text{ 台} \div 365 \text{ 日} = 52 \text{ 台}$$

自転車収容台数 (50 台) < 平均駐車台数 (52 台) となるので

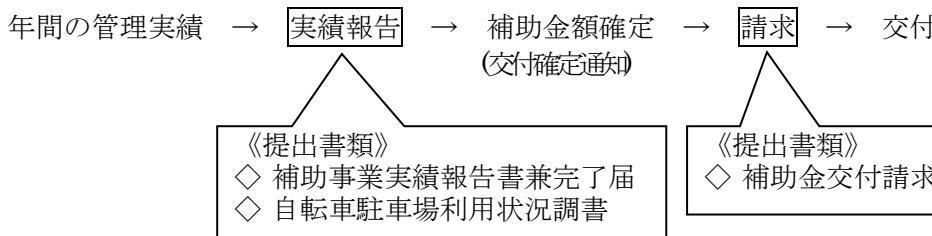
$$@ 3, 000 \times 50 \text{ 台} = 150, 000 \text{ 円} \quad \boxed{\text{補助金額 } 150, 000 \text{ 円}}$$

(1) 補助金交付事務の流れ

◎ 建設費



◎ 管理費（3年間）



※ 申請、完了報告、実績報告に対して都市整備部管理課で審査を行い、条件を満たしていない場合、不適当な場合、補助金は交付されません。

審査の結果、補助金を交付しないことに決定したときは、民営自転車駐車場育成補助金交付決定通知書により申請者に通知します。

9 民営バイク駐車場の育成

区では、民営事業者が経営するバイク駐車場の建設に要する経費の一部を補助しています。

※バイクとは道路運送車両法に規定されている原動機付自転車、二輪の軽自動車及び二輪の小型自動車が対象となります。

(1) 補助金交付の要件

- ① 23区内の主要渋滞箇所周辺や区が推進する違法駐車解消重点地域等(以下「補助対象地域」という。)に位置すること。
- ② 補助対象地域において、既存の駐車場を改造し、又は土地を取得若しくは賃借して新たに2台以上整備したものであること。
- ③ 構造及び設備は、利用者の安全を確保し、かつ、バイクの駐車が有効に行えるものであること。
- ④ 収容台数のうち半数以上は、時間貸し駐車に充てること。
- ⑤ 当該バイク駐車場が継続して2年以上運営されること。

(2) 補助金額

建設費の範囲内とし、1バイク駐車場当たり30台を限度とし、1台につき75,000円を補助限度額とする。

算出計算例 1

(25台収容の場合)

[建設費] 実経費	= 2, 000, 000円	の場合
限度額 @ 75, 000 × 25台 = 1, 875, 000円		

限度額 < 実経費なので 補助金額 1, 875, 000円

算出計算例 2

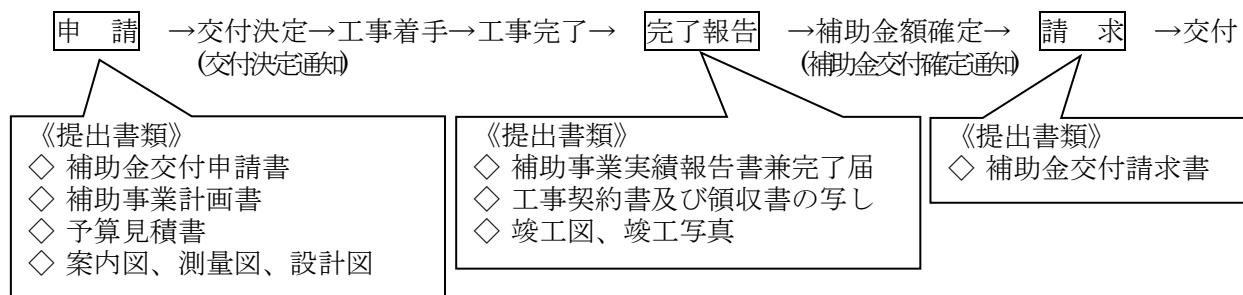
(25台収容の場合)

[建設費] 実経費	= 1, 234, 560円	の場合
限度額 @ 75, 000 × 25台 = 1, 875, 000円		

限度額 > 実経費なので 補助金額 1, 234, 000円

※建設費とは、専用料金精算機設置、バイク施錠設備設置、入口改造・床面破損防止工事及び転倒防止ガードパイプ設置に要する費用、その他、区長が必要と認めたもので、土地の取得費、賃借料、各種手数料等費用及び消費税は除くものとする。

(3) 補助金交付事務の流れ



※申請、完了報告、実績報告に対して都市整備部管理課で審査を行い、条件を満たしていない場合、不適当な場合、補助金は交付されません。

審査の結果、補助金を交付しないことに決定したときは、民営バイク駐車場育成補助金交付決定通知書により申請者に通知します。

10 自転車対策事業に関する委託業務

区では次の業務を委託し、放置自転車対策を実施しています。

(1) 自転車置場等整理指導業務委託

業務内容	(整理員) ①自転車の整理等を行い駐車スペースの確保をするなど、利用者が自転車置場を利用しやすい状態を保持する。 ②置場利用者に対し自転車置場の案内・誘導等を行う。 ③自転車置場の清掃作業等を行い、置場の利用環境の保全に努める。 ④区から指示されたパンフレット及びチラシ等の配布及び貼付を行う。						
	上北沢： 土曜・日曜・祝日・年末年始を除く 明大前： 年末年始を除く						
業務時間	(整理員) <table border="1"><thead><tr><th>駅名</th><th>就業時間</th></tr></thead><tbody><tr><td>上北沢</td><td>午前7時～午前10時</td></tr><tr><td>明大前</td><td>午前7時～午前11時、正午～午後4時 (土曜・日曜・祝日：午前11時から午後2時まで)</td></tr></tbody></table>	駅名	就業時間	上北沢	午前7時～午前10時	明大前	午前7時～午前11時、正午～午後4時 (土曜・日曜・祝日：午前11時から午後2時まで)
駅名	就業時間						
上北沢	午前7時～午前10時						
明大前	午前7時～午前11時、正午～午後4時 (土曜・日曜・祝日：午前11時から午後2時まで)						

(2) 杉並区立自転車駐車場（有料制）業務委託

業務内容	①自転車駐車場内の自転車整理 ②自転車駐車場の使用受付・案内業務 ③自転車駐車場使用料の収納及び還付業務 ④自転車駐車場の巡回及び点検業務 ⑤自転車駐車場内の清掃業務
	(委託日) 年末年始を除く毎日（ただし、一部の駐車場は日曜、祝日休業） (委託時間) おおむね午前6時30分～午後8時

(3) 自転車放置防止指導、撤去・移送、返還業務委託

放置防止指導	① 自転車を放置しないよう指導、自転車駐車場への案内・誘導を行う。 ② 撤去する旨の警告札を放置自転車に貼付する。 ③ 撤去・移送業務従事者に撤去開始指示を行う。
業務時間	午前 9 時から午後 6 時までの 8 時間を基本とする。 (土曜・日曜・祝日：午前 9 時～午後 5 時までの 7 時間を基本とする。)
放置自転車の 撤去・移送	① 放置自転車を撤去用 トラック に積み込み、自転車集積所へ移送する。 ② 自転車集積所で撤去自転車を撤去用 トラック から降ろし整列する。
業務時間	午前 10 時から午後 6 時までの 7 時間を基本とする。 (土曜・日曜・祝日：午前 9 時～午後 5 時までの 7 時間を基本とする。)
撤去自転車の 返還	(撤去した自転車の返還業務) ① 撤去した自転車を整理し、撤去自転車の保管データを端末入力する。 ② 保管自転車の返還業務を行う。その際、撤去手数料の徴収事務を行い、日々の収入日報を作成する。 ③ 処分する自転車を整理し、処分自転車引取業者への引き渡しをする。 ④ その他自転車集積所に関する業務を行う。 (撤去手数料の徴収事務) ⑤ 自転車の返還申請に伴う、手数料の徴収及び領収書の発行 ⑥ 徴収した手数料の金融機関への払込等、徴収事務に係わる関連事務
業務時間	12 月 29 日～1 月 3 日を除く毎日 午前 11 時から午後 7 時 (土曜・日曜・祝日：午前 11 時～午後 5 時)

(4) 自転車駐車場利用案内・誘導業務委託

業務内容	① 自転車を放置しようとする方に、自転車駐車場を案内・誘導する。 ② 放置されている自転車に、啓発用の自転車駐車場案内等を貼付する。 ③ 歩行者等の通行や交通の支障とならないよう、自転車を整理する。
実施場所	区内駅周辺 (自転車放置禁止区域内)
実施月	令和 6 年 4 月から令和 7 年 3 月まで (8 月を除く) の土曜・日曜・祝日
業務時間	午前 12 時から午後 5 時まで (4 月～10 月は午前 12 時から午後 5 時まで 11 月～3 月は午前 12 時から午後 4 時まで)

1.1 組織

昭和 51 年 4 月 土木部 管理課 監察係 (放置自転車の整理・撤去)
 昭和 57 年 4 月〃 計画課 自転車対策係
 昭和 59 年 12 月〃 交通安全課 自転車対策係
 昭和 61 年 4 月〃 交通対策課 自転車対策係
 平成 2 年 4 月〃 交通対策課 自転車対策係 自転車駐車場整備主査
 平成 4 年 4 月〃 自転車対策課 自転車対策係 自転車駐車場整備主査
 平成 7 年 4 月〃 自転車対策課 自転車対策係 自転車駐車場整備主査 計画主査
 平成 9 年 7 月〃 自転車対策課 自転車対策係 自転車駐車場整備主査
 平成 13 年 4 月 都市整備部 交通対策課 自転車対策係 自転車駐車場整備主査
 平成 14 年 4 月〃 交通対策課 自転車対策係 自転車駐車場整備担当係長
 平成 26 年 4 月〃 交通対策課 自転車対策係
 平成 30 年 4 月〃 土木管理課 自転車対策係
 令和 6 年 4 月〃 管理課 自転車駐車場係 自転車活用推進係
 令和 7 年 4 月〃 管理課 自転車駐車場係

<年度別組織一覧>

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
課長	1 (造園技術)	1 (造園技術)	1 (土木技術)	1 (土木技術)	1 (電気技術)	1 (造園技術)
係長	1 (土木技術)	1 (土木技術)	1 (土木技術)	1 (土木技術)	2 (事務・土木技術)	1 (土木技術)
主査	2 (事務・土木技術)	1 (事務・土木技術)	1 (事務)	1 (事務)	—	1 (土木技術)
事務	8	8	8	6	6	6
土木技術	1	2	2	1	1	1
作業	2	2	2	2	2	2
計	15	15	15	12	12	12

1.2 杉並区自転車等駐車対策協議会

(1) 協議会の設置

「自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律」は、自転車対策をより総合的かつ計画的に推進することを目的として一部改正され、平成6年6月に「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」(以下「改正自転車法」という。)が施行されました。

この改正自転車法では、新たに、区市町村は、自転車等の駐車対策に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより「自転車等駐車対策協議会」を設置することができる(同法第8条)と規定し、また自転車対策の総合的かつ計画的推進のため、区市町村は、「自転車等駐車対策協議会」の意見を聴いて、「自転車等の駐車対策に関する総合計画」を策定することができる(同法第7条)と規定しました。

杉並区では、この法改正を機に、自転車対策事業に関して、広く区民・関係行政機関等の意見を求め事業を推進していくため、「杉並区自転車の放置防止及び駐車場整備に関する条例」を改正し、平成7年6月1日に、杉並区長の附属機関として「杉並区自転車等駐車対策協議会」(以下「協議会」という。)を設置しました。

(2) 協議会の構成及び委員の任期

協議会は、以下の23名で構成され、各委員の任期は2年です。

	選出区分	選出団体等	人数
1	区民代表	自転車利用者	2名
		杉並区町会連合会	1名
		杉並区商店会連合会	1名
		杉並区自転車放置防止協力員	1名
		杉並交通安全協議会	1名
		杉並区障害者団体連合会	1名
2	区議会議員		4名
3	学識経験者		2名
4	鉄道事業者	東日本旅客鉄道(株)	1名
		京王電鉄(株)	1名
		西武鉄道(株)	1名
		東京地下鉄(株)	1名
5	関係行政機関	警視庁杉並管内各警察署・交通課長	3名
		東京消防庁杉並消防署・警防課長	1名
		国土交通省東京国道事務所・交通対策課長	1名
		東京都第三建設事務所・管理課長	1名

(3) 協議会の役割

協議会は、改正自転車法第8条の規定に基づき、自転車等の駐車対策に関する重要事項について調査審議を行っています。

1.3 杉並区自転車活用推進計画（杉並区自転車利用総合計画を含む）

平成6年に、「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」（以下、「自転車法」という。）が改正され、鉄道事業者への協力義務、放置自転車撤去の制度化等が盛り込まれるとともに、区市町村は、「自転車等の駐車対策に関する総合計画」を定めることができるようになりました。

こうした自転車法の改正や駅周辺における自転車利用の状況を背景に、自転車の利用及び駐車に関する総合的かつ体系的な指針として、平成10年2月に杉並区自転車等駐車対策協議会の答申を経て、「杉並区自転車利用総合計画」を策定しました。

平成14年7月には、より強力に「杉並区自転車利用総合計画」を推進するため、具体的な施策や数値目標を定めた「杉並区サイクルアクションプログラム」を策定しました。

「杉並区サイクルアクションプログラム」については、平成20年2月に「杉並区自転車利用行動計画」として改定したのち、平成26年3月に、具体的な施策等を「杉並区自転車利用総合計画」へ取り込み、自転車利用に関する計画を一つに統合しました。

さらに令和6年2月に「杉並区自転車利用総合計画」と「杉並区自転車ネットワーク」を包含する「杉並区自転車活用推進計画」を策定しました。

杉並区自転車活用推進計画の概要

① 計画期間

令和6年度から令和12年度まで

② 基本方針

「自転車の魅力に気づき、活用し、まちとわたしの未来を創る」

③ 放置自転車対策としての具体的な取組

- ・区立自転車駐車場の管理・運営の見直し
- ・短時間の利用者を対象とした区立自転車駐車場の無料時間の拡大
- ・区立自転車駐車場に駐車できる自転車の車種拡大
- ・民間事業者との協働による自転車駐車場シェアサービスの実施
- ・自転車駐車場への案内・誘導
- ・駐車需要に応じた自転車駐車場の整備
- ・大規模店舗等に対する自転車駐車場の附置義務の指導徹底
- ・民営自転車駐車場の整備支援
- ・民営自転車駐車場に関する情報発信
- ・自転車の放置防止指導の実施
- ・放置自転車クリーンキャンペーンの実施
- ・放置禁止区域の案内看板等の設置・管理
- ・自転車放置防止協力員の活動支援
- ・放置自転車の撤去

参 考 資 料

- 1 駅周辺自転車駐車状況 (令和2年度～令和6年度)
- 2 放置自転車の撤去台数 (同上)
- 3 放置自転車の返還・処分・再利用台数 (同上)
- 4 年度別自転車対策費の推移 (令和3年度～令和7年度)
- 5 自転車駐車場平日平均利用率 (令和2年度～令和6年度)

1 駅周辺自転車駐車状況

(単位:台)

駅名 年度	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	駐車場内 台数	放 台 数	合 計 (乗入 台数)												
下 井 草	355	19	374	473	21	494	450	24	474	482	19	501	466	17	483
井 荻	534	40	574	604	39	643	617	39	656	654	26	680	680	32	712
上 井 草	301	5	306	337	5	342	353	10	363	416	9	425	406	10	416
高 円 寺	1,678	230	1,908	1,932	248	2,180	1,964	254	2,218	2,056	220	2,276	2,311	226	2,537
阿 佐 ヶ 谷	2,369	94	2,463	2,625	84	2,709	2,838	91	2,929	3,003	75	3,078	2,735	70	2,805
荻 崩 北 口	3,591	47	3,638	4,029	53	4,082	4,148	98	4,246	4,468	92	4,560	4,318	89	4,407
荻 崩 南 口	2,366	15	2,381	2,695	18	2,713	2,883	22	2,905	3,094	22	3,116	3,072	21	3,093
西 荻 崩	1,925	48	1,973	2,315	42	2,357	2,459	33	2,492	2,682	32	2,714	2,628	37	2,665
東 高 円 寺	455	19	474	482	17	499	500	22	522	502	22	524	494	18	512
新 高 円 寺	684	39	723	700	35	735	596	39	635	640	35	675	841	44	885
南 阿 佐 ヶ 谷	610	86	696	602	107	709	676	107	783	776	128	904	683	117	800
中 野 富 士 見 町	112	6	118	117	6	123	116	6	122	123	7	130	132	7	139
方 南 町	349	26	375	395	32	427	407	38	445	422	38	460	416	44	460
永 福 町	618	41	659	686	48	734	740	57	797	771	50	821	788	34	822
西 永 福	197	7	204	219	4	223	259	2	261	250	2	252	243	2	245
浜 田 山	500	35	535	606	33	639	709	26	735	730	28	758	730	29	759
高 井 戸	600	14	614	731	16	747	848	17	865	974	22	996	896	18	914
富 士 見 ヶ 丘	260	7	267	304	6	310	304	5	309	343	7	350	347	7	354
久 我 山	1,153	12	1,165	1,542	5	1,547	1,720	8	1,728	1,849	7	1,856	1,832	6	1,838
代 田 橋	80	3	83	70	2	72	68	0	68	72	1	73	82	1	83
明 大 前	355	0	355	444	0	444	482	0	482	461	0	461	465	0	465
下 高 井 戸	0	5	5	0	5	5	0	3	3	0	3	3	0	1	1
桜 上 水	265	27	292	337	12	349	374	15	389	328	12	340	446	16	462
上 北 沢	107	0	107	108	0	108	113	1	114	122	0	122	110	0	110
八 輛 山	197	6	203	230	6	236	192	4	196	208	6	214	231	8	239
合 計	19,661	831	20,492	22,583	844	23,427	23,816	921	24,737	25,426	863	26,289	25,352	854	26,206

※ 台数は年5回調査の1日当たりの平均値

※ 原動機付自転車は含まない。

2 放置自転車の撤去台数

(単位:台)

駅名	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	回数	台数								
下井草	69	120	54	90	41	74	41	69	63	100
井荻	101	324	91	282	81	274	77	257	88	320
上井草	44	78	35	62	31	42	32	55	34	63
高円寺	240	2,398	197	2,249	203	2,371	197	2,462	194	2,204
阿佐ヶ谷	227	1,012	183	785	194	839	185	948	184	848
荻窪北口	223	812	199	826	196	911	201	825	195	824
荻窪南口	140	309	159	396	157	430	150	319	144	342
西荻窪	136	796	118	532	117	535	122	576	108	568
東高円寺	32	83	49	123	67	146	62	125	70	141
新高円寺	91	311	84	259	90	268	92	276	93	384
南阿佐ヶ谷	135	333	107	238	93	207	113	198	116	226
中野富士見町	18	27	24	41	45	68	46	57	43	60
方南町	84	229	79	204	112	267	102	300	100	290
永福町	95	428	100	490	104	585	103	588	94	481
西永福	61	97	57	82	59	75	66	89	51	63
浜田山	75	197	76	184	80	202	83	189	89	205
高井戸	79	134	78	125	65	82	64	90	50	66
富士見ヶ丘	25	29	33	41	26	33	22	26	26	29
久我山	78	115	74	121	79	124	73	127	74	121
代田橋	13	25	8	16	11	15	9	14	14	18
明大前	11	71	12	104	12	86	12	59	12	65
下高井戸	9	13	8	12	6	6	4	4	6	7
桜上水	24	32	27	38	19	28	12	16	22	29
上北沢	9	28	12	38	11	33	12	44	8	21
八幡山	15	28	24	37	10	12	13	34	11	24
小計	2,034	8,029	1,888	7,375	1,909	7,713	1,893	7,747	1,889	7,499
土木・公園事務所・公園・水路・その他	313	882	296	760	310	739	280	677	271	624
合計	2,347	8,911	2,184	8,135	2,219	8,452	2,173	8,424	2,160	8,123

※各年度末の撤去自転車管理システムによる数値

3 放置自転車の返還・処分・再利用台数

(単位:台)

駅名	令和2年度				令和3年度				令和4年度				令和5年度				令和6年度			
	返還	廃棄	再利用	売却	返還	廃棄	再利用	売却												
下井草	62	18	10	25	51	9	8	29	45	4	7	18	40	15	6	14	55	0	0	36
井荻	181	56	26	63	155	41	27	80	166	29	25	39	161	43	15	50	221	0	0	93
上井草	45	6	6	13	38	9	5	21	22	10	8	6	28	4	3	9	38	0	0	30
高円寺	1,570	135	193	528	1,533	116	202	454	1,576	98	241	427	1,754	47	147	556	1,634	0	0	588
阿佐ヶ谷	489	114	76	406	357	64	72	281	461	112	73	190	548	106	51	270	480	0	0	363
荻窪北口	451	133	61	153	491	73	99	164	553	76	123	177	528	89	57	160	555	0	0	273
荻窪南口	157	68	37	82	195	45	33	99	246	47	59	99	184	30	25	83	194	0	0	136
西荻窪	482	98	60	160	307	55	68	125	316	56	46	109	356	75	38	125	370	0	0	195
東高円寺	25	15	9	47	48	17	8	44	63	23	13	49	66	18	8	42	70	0	0	63
新高円寺	141	38	32	126	120	36	20	83	101	51	21	95	145	41	12	97	217	0	0	153
南阿佐ヶ谷	179	39	26	93	129	32	9	82	104	37	14	48	100	34	8	62	108	0	0	113
中野富士見町	13	5	2	20	13	10	3	15	41	5	6	9	35	6	3	19	33	0	0	24
方南町	86	38	31	111	90	21	19	72	146	43	24	53	162	41	17	74	159	0	0	147
永福町	290	24	16	106	346	19	19	91	458	41	25	70	437	44	15	86	373	0	0	136
西永福	61	9	5	23	47	8	2	26	53	10	3	10	58	14	0	20	39	0	0	24
浜田山	121	19	9	42	120	13	9	45	148	14	9	33	123	17	6	41	144	0	0	60
高井戸	77	23	4	29	68	18	7	31	45	10	2	29	50	5	4	27	37	0	0	37
富士見ヶ丘	16	7	2	9	24	2	2	9	20	7	1	5	10	10	0	9	17	0	0	9
久我山	55	15	4	52	48	13	5	49	50	21	4	48	63	23	5	41	59	0	0	59
代田橋	5	9	2	13	4	5	2	4	4	4	3	1	2	8	0	5	4	0	0	16
明大前	17	10	0	40	35	20	0	51	26	19	10	32	14	8	3	27	21	0	0	48
下高井戸	5	1	1	5	4	4	0	5	1	2	1	2	1	0	1	2	1	0	0	6
桜上水	17	5	3	16	14	4	4	15	8	10	3	7	5	3	0	9	8	0	0	17
上北沢	9	6	0	14	6	10	0	18	7	13	3	17	8	14	2	15	4	0	0	20
八幡山	8	6	2	16	10	10	3	11	6	4	2	3	15	2	0	11	7	0	0	20
小計	4,562	897	617	2,192	4,253	654	626	1,904	4,666	746	726	1,576	4,893	697	426	1,854	4,848	0	0	2,666
土木・公園事務所・公園・水路・その他																				
合計	4,623	1,447	686	2,466	4,315	1,040	708	2,158	4,761	1,113	772	1,786	4,971	1,010	458	2,136	4,924	0	0	3,196
	61	550	69	273	62	386	82	254	95	367	46	210	78	313	32	282	76	0	0	530

※各年度末の撤去自転車管理システムによる数値

※令和6年度から引取りのない撤去自転車（機能喪失自転車を含む）の全量を売却処分としたため、廃棄・再利用がなくなっています

4 年度別自転車対策費の推移

(単位:円)

項目	年度	令和3年度決算	令和4年度決算	令和5年度決算	令和6年度決算	令和7年度予算
歳 入	自転車駐車場使用料	537,635,100	569,006,800	591,517,700	512,400,000	489,649,000
	自転車登録手数料	0	0	0	0	0
	自転車撤去手数料	20,580,000	22,690,000	23,630,000	23,470,000	25,350,000
	自転車売却	3,292,407	3,339,620	7,075,555	10,105,512	6,000,000
	その他(土地・建物貸付収入ほか)	10,798,090	12,148,007	9,235,740	26,671,695	22,767,000
	小計	572,305,597	607,184,427	631,458,995	572,647,207	543,766,000
	(国)自転車駐車場整備事業費補助金	0	0	0	0	0
	(都)自転車駐車場等整備事業助成金	5,000,000	0	0	0	5,000,000
	小計	5,000,000	0	0	0	5,000,000
	合 計	577,305,597	607,184,427	631,458,995	572,647,207	548,766,000

歳 出	自転車駐車場等整備	65,039,150	56,329,729	20,236,500	94,914,500	55,551,000
歳 出	自転車駐車場等整備費	60,753,150	0	19,750,500	92,955,500	50,427,000
	民営自転車駐車場育成補助	4,286,000	636,000	486,000	1,959,000	5,124,000
	民営バイク駐車場整備促進	0	0	0	0	0
	用地購入費	0	55,693,729	0	0	0
	自転車駐車場等維持	1,044,421,417	1,030,828,695	1,049,870,707	1,099,355,258	1,212,959,000
	登録制置場等運営	0	0	0	0	0
	利用登録受付	0	0	0	0	0
	置場整理等委託	0	0	0	0	0
	光熱水費	0	0	0	0	0
	置場管理	0	0	0	0	0
	置場整備	0	0	0	0	0
	有料制駐車場運営	838,864,316	828,073,485	855,028,470	792,244,039	958,034,000
	駐車場運営委託	407,364,174	410,062,653	442,899,002	422,383,710	500,217,000
	光熱水費	25,592,502	31,091,544	26,745,300	25,446,604	22,782,000
	駐車場維持管理	102,987,708	88,604,518	86,956,928	96,951,414	179,723,000
	(内、保守警備委託)	38,930,051	41,065,005	36,247,128	36,164,139	39,887,000
	(内、駐車場管理)	64,057,657	47,539,513	50,709,800	60,787,275	139,836,000
	用地・施設賃借料	302,919,932	298,314,770	298,427,240	247,462,311	255,312,000
	放置自転車の撤去・返還・処分	188,982,860	189,242,208	180,956,851	193,761,720	239,508,000
	撤去業務委託等	74,377,294	76,115,574	73,495,112	89,621,307	102,128,000
	返還業務管理	17,502,076	15,806,851	10,405,989	12,331,663	33,754,000
	処分業務	674,080	878,823	626,340	0	0
	放置防止撤去返還業務	96,429,410	96,440,960	96,429,410	91,808,750	103,626,000
	放置防止啓発	16,373,401	13,508,002	13,516,586	113,020,149	14,828,000
	放置防止活動	16,003,045	13,117,186	13,418,586	112,766,669	14,488,000
	放置防止指導員・協力員	370,356	390,816	98,000	253,480	340,000
	自転車等駐車対策協議会等	200,840	5,000	368,800	329,350	589,000
	合 計	1,109,460,567	1,087,158,424	1,070,107,207	1,194,269,758	1,268,510,000

※「放置自転車の撤去・返還・処分」の「処分業務」に関しては、令和6年度から引取りのない撤去自転車の全量を売却処分としたため、歳出なしとなっています。

5 自転車駐車場平日平均利用率

(単位: %)

	駐車場名	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
1	下 井 草 南	21.8 66.4	26.8 48.7	28.6 54.0	34.3 49.9	39.2 53.7
2	下 井 草 北 第 一	11.9	9.8	11.7	11.6	12.8
3	下 井 草 北 第 二	45.1	53.0	60.2	66.7	72.3
4	井 荻 南 地 下	27.6	28.4	30.4	32.6	30.6
5	井 荻 北 地 下	57.7	62.9	64.8	63.9	66.2
6	上 井 草 北	47.3 58.8	48.0 68.6	66.7 72.4	72.7 74.8	78.1 75.5
7	高 円 寺 北	54.0	57.6	58.5	60.1	64.2
8	高 円 寺 東 高 架 下	72.6	80.8	83.6	84.4	86.2
9	阿 佐 ケ 谷 東	55.6	57.0	63.7	64.6	69.3
10	阿 佐 ケ 谷 西 高 架 下	73.1	82.5	89.2	90.1	91.5
11	荻 寒 東 地 下	68.6	74.3	82.1	82.0	79.1
12	荻 寒 北 第 一	73.8	79.2	82.8	85.3	85.2
13	荻 寒 北 第 二	57.0	60.8	72.5	94.8	85.9
14	荻 寒 北 第 三	54.6	58.2	64.2	63.4	76.3
15	荻 寒 西 第 一	68.0	72.3	78.9	81.1	80.8
16	荻 寒 西 第 二	70.5	76.3	84.2	86.5	87.1
17	荻 寒 南 第 一	56.4	61.1	69.8	71.6	71.2
18	荻 寒 南 第 二	53.9	58.1	62.7	67.8	65.3
19	西 荻 寒 西	72.8	78.8	87.4	92.9	100.5
20	新 高 円 寺 地 下	47.5	54.8	59.7	63.7	63.4
21	南 阿 佐 ケ 谷 第 一	75.1	87.3	93.7	87.0	86.9
22	南 阿 佐 ケ 谷 第 二	81.4	86.4	88.9	87.2	85.5
23	南 阿 佐 ケ 谷 第 三		32.6	67.3	77.8	81.0
24	中 野 富 士 見 町	55.2	58.2	59.5	60.7	61.3
25	方 南 町 東	70.4 67.9	78.8 68.4	86.2 73.1	84.6 68.8	82.3 79.3
26	方 南 町 西	56.6	65.3	67.5	73.8	74.4
27	永 福 町 南	66.5	75.0	81.0	81.1	77.5
28	永 福 町 北 第 一	41.7	41.4	47.6	49.0	48.9
29	永 福 町 北 第 二	59.7	63.2	66.0	63.4	62.1
30	永 福 町 北 第 三	30.1	30.4	30.8	36.6	32.4
31	浜 田 山 南	26.1 41.3	27.3 36.6	34.1 27.7	46.8 34.9	44.3 44.4
32	浜 田 山 北 第 一	48.7	58.2	67.6	76.3	72.1
33	浜 田 山 北 第 二	39.4	42.8	49.1	51.1	50.2
34	高 井 戸 東	45.5	48.2	55.0	59.1	59.4
35	高 井 戸 北	48.5	54.7	58.2	65.6	65.4
36	久 我 山 西	48.4	53.4	60.7	66.9	85.6
37	久 我 山 南	44.1 59.7	44.5 54.3	50.2 58.7	59.0 65.8	65.9 66.1
38	久 我 山 北	48.7	53.7	57.0	61.7	62.0
39	桜 上 水 北	45.8	52.3	56.7	60.5	64.7
40	富 士 見 ケ 丘 南	29.6	27.6	26.1	28.0	29.9
41	富 士 見 ケ 丘 北	62.3	65.4	74.4	77.9	78.0
42	西 永 福 北	58.0	73.3	79.4	74.6	73.0
43	西 永 福 南 第 一	49.6	65.6	85.0	82.3	78.2
44	西 永 福 南 第 二	22.3	20.4	19.6	21.8	21.3
	合 計	54.6 58.5	59.1 51.3	64.8 54.1	67.9 49.9	67.6 60.3

※利用率は平日晴天時の平均値

※下井草南、上井草北、方南町東、浜田山南、久我山南自転車駐車場及び合計欄の下段は
自動二輪車置場の利用率

※高円寺東高架下、阿佐ヶ谷東、阿佐ヶ谷西高架下、西荻窪西自転車駐車場は、
令和6年6月末までの数値(JRへの移管に伴い、廃止)

関 係 法 令

- 杉並区自転車の放置防止及び駐車場整備に関する条例（自転車条例）・・・・ 4 2
- 杉並区自転車の放置防止及び駐車場整備に関する条例施行規則・・・・・・・ 4 9
- 杉並区立自転車駐車場条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 3
- 杉並区立自転車駐車場条例施行規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 3
- 杉並区自転車放置防止協力員設置要綱・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 2
- 杉並区民営自転車駐車場育成補助金交付要綱・・・・・・・・・・・・ 7 3
- 杉並区民営バイク駐車場育成補助金交付要綱・・・・・・・・・・・・ 7 7
- 杉並区民営バイク・自転車駐車場設置等事業者候補者選定実施取扱要綱 8 0
- 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（自転車法）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 1

〔注〕平成26年3月から改正経過を注記した。

改正 平成5年9月30日条例第31号
平成11年3月12日条例第14号
平成26年3月18日条例第11号
令和元年12月6日条例第23号

平成7年3月14日条例第11号
平成13年12月3日条例第56号
平成27年12月8日条例第44号

目次

- 第1章 総則（第1条—第9条）
- 第2章 自転車の放置禁止（第10条—第15条）
- 第3章 削除
- 第4章 自転車駐車場の附置義務（第20条—第29条）
- 第5章 民営自転車駐車場の育成（第30条）
- 第6章 杉並区自転車等駐車対策協議会（第30条の2—第30条の7）
- 第7章 雜則（第31条—第34条）
- 第8章 罰則（第35条・第36条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、駅周辺等公共の場所における自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する必要な事項を定めることにより、交通の安全及び円滑並びに災害時の防災活動の確保を図り、もつて区民の良好な生活環境の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 公共の場所 道路、公園、駅前広場その他の公共の用に供する場所をいう。
- （2） 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- （3） 放置 自転車の利用者が当該自転車から離れ、直ちに移動させることができない状態をいう。

（区長の責務）

第3条 区長は、第1条の目的を達成するため、自転車駐車場の設置を推進するとともに、必要な施策の実施に努めなければならない。

（区民の責務）

第4条 区民は、自転車の放置防止について、区長の実施する施策に協力しなければならない。

（自転車利用者等の責務）

第5条 自転車を利用する者又は所有者（以下「利用者等」という。）は、公共の場所において、自転車を放置することのないように努めるとともに、区長が実施する施策に協力しなければならない。

2 自転車の利用者等は、その利用する自転車に住所及び氏名を明記するように努めなければならない。

（鉄道事業者の責務）

第6条 鉄道事業者は、鉄道利用者のために、自ら自転車駐車場の設置に努めるとともに、区長が実施する施策に積極的に協力しなければならない。

（施設の設置者又は管理者の責務）

第7条 公共施設、商業施設及び娯楽施設等自転車の大量の駐車需要を生じさせる施設の設置者又は管理者は、その施設の利用者のために、自ら自転車駐車場の設置に努めるとともに、区長の実施する施策に協力しなければならない。

（自転車の小売を業とする者の責務）

第8条 自転車の小売を業とする者は、自転車の販売に当たつては、購入者に対し、当該自転車に住

所及び氏名又は名称を明記すること並びに防犯登録を受けることの勧奨に努めるとともに、区長の実施する施策に協力しなければならない。

(自転車利用の自粛)

第9条 駅周辺の居住者等は、通勤又は通学等のために、当該駅への交通の手段として、自転車を利用することを自粛するように努めなければならない。

第2章 自転車の放置禁止

(放置禁止区域の指定等)

第10条 区長は、第1条の目的を達成するために、自転車駐車施設の整備が進められている地域で、放置された自転車が、大量に集積され、又は大量の集積を引き起こすおそれのある公共の場所について、特に必要があると認めるときは、当該地域を放置禁止区域（以下「禁止区域」という。）として、指定することができる。

2 区長は、前項の禁止区域を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

3 前項の規定は、禁止区域を変更し、又は解除する場合について準用する。

(自転車の放置禁止)

第11条 自転車の利用者等は、禁止区域内に自転車を放置してはならない。

(禁止区域内の放置自転車に対する措置)

第12条 区長は、前条の規定に違反して、禁止区域内に自転車が放置されているときは、当該自転車を撤去することができる。

(禁止区域外の放置自転車に対する措置)

第13条 禁止区域外の公共の場所において、自転車が放置されており、区民の良好な生活環境が阻害されている場合、区長は、自転車の利用者等に対し、放置することのないよう指導するものとする。

2 前項の措置を講じても、なお、自転車が放置されているときは、あらかじめ撤去する旨を警告した後、当該自転車を撤去することができる。

(撤去した自転車に対する措置)

第14条 区長は、第12条又は前条第2項の規定により自転車を撤去したときは、現場において撤去した旨を公示し、当該自転車を一定の期間保管するとともに当該自転車の利用者等の確認に努め、利用者等が確認できた自転車については、その利用者等に対し、速やかに引き取るよう通知するものとする。

2 区長は、前項の措置を講じた後、引取りのない自転車及び利用者等が明らかでない自転車については、区において処分する旨の告示をした後、当該自転車の処分をすることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、区長は、撤去した自転車が明らかに自転車としての機能を喪失していると認められるときは、直ちに、当該自転車を処分することができる。

(費用の徴収)

第15条 区長は、第12条又は第13条第2項の規定により、自転車を撤去したときは、撤去、保管等に要した費用として当該自転車の利用者等から、1台につき5,000円を徴収することができる。

一部改正〔平成26年条例11号〕

第3章 削除

削除〔令和元年条例23号〕

第16条から第19条まで 削除

削除〔令和元年条例23号〕

第4章 自転車駐車場の附置義務

(区域の指定)

第20条 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号。以下「自転車法」という。）第5条第4項の規定に基づき条例で定める区域（以下「指定区域」という。）は、杉並区内の都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する地域のうち第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域を除いた地域とする。

(施設の新築の場合の自転車駐車場の設置)

第21条 指定区域内において、次の表中(イ)欄の用途に供する施設で(ロ)欄の規模のものを新築しようとする者は、(ハ)欄により算定した規模の自転車駐車場を当該施設若しくはその敷地内又は当該施設の敷地に到達するために歩行する距離がおおむね50メートル以内である場所に設置しなければ

ならない。

(イ)	(ロ)	(ハ)
施設の用途	施設の規模	自転車駐車場の規模
百貨店、スーパー、マーケットその他の小売店及び飲食店	店舗面積が300平方メートルを超えるもの	店舗面積15平方メートルごとに1台(1台に満たない端数は切り捨てる。)
銀行	店舗面積が400平方メートルを超えるもの	店舗面積20平方メートルごとに1台(1台に満たない端数は切り捨てる。)
遊技場	店舗面積が200平方メートルを超えるもの	店舗面積10平方メートルごとに1台(1台に満たない端数は切り捨てる。)
スポーツ施設	運動場面積が500平方メートルを超えるもの	運動場面積25平方メートルごとに1台(1台に満たない端数は切り捨てる。)
学習施設	教室面積が300平方メートルを超えるもの	教室面積15平方メートルごとに1台(1台に満たない端数は切り捨てる。)

2 前項の表中施設の用途の範囲並びに店舗面積、運動場面積及び教室面積(以下「店舗等面積」という。)の算定方法は、規則で定める。

(混合用途施設に係る自転車駐車場の規模)

第22条 前条第1項の表中(イ)欄の2以上の用途に供する施設(以下「混合用途施設」という。)の新築については、当該用途ごとに同表中(ハ)欄により算定した自転車駐車場の規模の合計が20台以上である場合に、その合計した自転車駐車場の規模を同表中(ハ)欄により算定した自転車駐車場の規模とみなして、同条の規定を適用する。

(大規模施設に係る自転車駐車場の規模)

第23条 店舗等面積が5,000平方メートルを超える施設(混合用途施設を除く。)を新築する場合には、第21条の規定にかかわらず、店舗等面積が5,000平方メートルまでの部分について第21条第1項の表中(ハ)欄により算定した自転車駐車場の規模に、店舗等面積が5,000平方メートルを超える部分について同表中(ハ)欄により算定した自転車駐車場の規模に2分の1を乗じて得た規模を加えた規模をもつて、同表中(ハ)欄により算定した自転車駐車場の規模とする。

2 混合用途施設で各用途の店舗等面積の合計(以下本項において「合計面積」という。)が5,000平方メートルを超えるものの新築をする場合には、前条の規定にかかわらず、合計面積が5,000平方メートルまでの部分における各用途の店舗等面積が5,000平方メートルに占める割合と、合計面積が5,000平方メートルを超える部分における当該割合とを等しくし、合計面積を前項の店舗等面積とみなして同項の算定方法を用いて算定した規模をもつて、同条の自転車駐車場の規模とする。

(施設を増築する場合の自転車駐車場の規模)

第24条 指定区域内において、次の各号に掲げる増築をしようとする者は、当該増築後の施設(当該施設のうち当該施設の敷地について指定地域が定められる前に建築された部分を除く。)をすべて新築したとみなして前3条の規定により算定した自転車駐車場の規模から、現にこの条例により設置されている自転車駐車場の規模を控除した規模の自転車駐車場を設置しなければならない。

(1) 第21条第1項の表中(イ)欄の用途に供する施設についての同表中(ロ)欄の規模となる増築又は当該施設で当該規模のものについての増築

(2) 混合用途施設となる増築又は混合用途施設についての増築で、当該増築後の施設をすべて新築したとみなして用途ごとに第21条第1項の表中(ハ)欄により算定した自転車駐車場の規模の合計が20台以上である場合に係るもの

(施設の用途を変更する場合の自転車駐車場の規模)

第24条の2 指定区域内において、施設の用途を変更する場合で建築基準法(昭和25年法律第201号)

第87条第1項の規定により、建築確認が必要なものについて、次の各号に掲げる用途の変更をしようとする者は、当該用途の変更後の施設(当該施設のうち当該施設の敷地について指定区域が定められる前に建築された部分で、かつ、指定区域が定められた後に当該施設の用途の変更がされていない部分を除く。)をすべて新築したとみなして第21条から第23条までの規定により算定した自転

車駐車場の規模（以下本項において「用途変更後の規模」という。）から、現にこの条例により設置されている自転車駐車場の規模（以下本項において「既存の規模」という。）を控除した規模に2分の1を乗じて得た規模（1台に満たない端数は切り捨てる。）の自転車駐車場を設置しなければならない。ただし、既存の規模が用途変更後の規模を上回る場合は、用途変更後の規模をもつて、当該施設の自転車駐車場の規模とする。

- (1) 第21条第1項の表中(イ)欄の用途に供する施設についての同表中(ロ)欄の規模となる用途の変更又は当該施設で当該規模のものについての用途の変更
 - (2) 混合用途施設となる用途の変更又は混合用途施設についての用途の変更で、当該用途の変更後の施設をすべて新築したとみなして用途ごとに第21条第1項の表中(ハ)欄により算定した自転車駐車場の規模の合計が20台以上である場合に係るもの
- 2 前項の用途の変更と同時に、前条に規定する増築をしようとする場合は、当該施設の用途の変更をした後に、増築がされるものとして自転車駐車場の規模を算定する。
(その敷地が指定区域の内外にわたる施設等に係る自転車駐車場の設置)

第25条 施設の敷地が指定区域の内外にわたるときは、当該施設のうち指定区域外に存する部分を存しないものとみなして、第21条から前条までの規定を適用する。

(自転車駐車場の構造及び設備)

第26条 第21条から第24条の2までの規定により設置される自転車駐車場の規模は、駐車台数1台につき、1平方メートル以上としなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、特殊な装置を用いる自転車駐車場で区長が駐車場に適すると認めたものについては、前項の規定によらないことができる。

(自転車駐車場の設置の届出)

第27条 第21条から第24条の2までの規定により、自転車駐車場を設置しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより区長に届け出なければならない。届出事項を変更しようとする場合も同様とする。

第28条 削除

(自転車駐車場の管理)

第29条 第21条から第24条の2までの規定により設置された自転車駐車場の所有者又は管理者は、当該自転車駐車場をその目的に適合するように管理しなければならない。

第5章 民営自転車駐車場の育成

(補助金の交付)

第30条 区長は、民営自転車駐車場の整備育成を図るため、公共の用に供すると認める自転車駐車場を設置した者に対して予算の範囲内で、その設置及び管理に要する経費の一部を補助することができる。

第6章 杉並区自転車等駐車対策協議会

(協議会の設置)

第30条の2 自転車法第8条第1項の規定に基づき、自転車等の駐車対策に関する重要事項を調査審議するため、杉並区自転車等駐車対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協議会の組織)

第30条の3 協議会は、次に掲げる者につき、区長が委嘱した委員24人以内をもつて組織する。

- (1) 区民 8人以内
- (2) 区議会議員 4人以内
- (3) 学識経験者 2人以内
- (4) 鉄道事業者 4人以内
- (5) 関係行政機関の職員 6人以内

- 2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(協議会の会長)

第30条の4 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(協議会の招集)

第30条の5 協議会は、会長が招集する。

(協議会の会議)

第30条の6 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 協議会の会議は、公開とする。ただし、協議会の議決があつたときは、非公開とすることができます。

(委員以外の者の出席)

第30条の7 協議会は、調査審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

第7章 雜則

(関係機関との協議)

第31条 区長は、この条例に規定する施策を実施するために必要と認めるときは、関係機関と協議するとともに、その協力を要請することができる。

(立入検査)

第32条 区長は、この条例の規定を施行するため必要な限度において、施設若しくは自転車駐車場の所有者又は管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員をして施設若しくは自転車駐車場に立ち入り、検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、提示しなければならない。

(措置命令)

第33条 区長は、第21条から第24条の2まで、第26条又は第29条の規定に違反した者に対して、相当の期限を定めて、自転車駐車場の設置、原状回復その他当該違反を是正するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 前項の規定による措置の命令は、その命じようとする措置及び理由を記載した措置命令書により行うものとする。

(委任)

第34条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は規則で定める。

第8章 罰則

(罰則)

第35条 第33条第1項の規定による区長の命令に従わなかつた者は、10万円以下の罰金に処する。

2 第27条の規定に違反した者及び第32条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、3万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第36条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても前条の罰金刑を科する。

附 則

1 この条例は、昭和60年4月1日から施行する。ただし、第3章の規定は、昭和60年1月1日から施行する。

2 平成11年10月1日前に、杉並区内の都市計画法第8条第1項第1号に規定する商業地域及び近隣商業地域（以下「特定区域」という。）において、第21条第1項の表に規定する飲食店、スポーツ施設又は学習施設（以下「新適用施設」という。）の施設の用途として新築、増築又は用途の変更がされた施設（同日前に建築確認の申請がされたものを含む。）を、同日以後に増築又は用途の変更をする場合は、第24条中「指定区域が定められる前に建築された部分」とあるのは「平成11年10月1日前に建築又は当該施設の用途の変更がされた部分（同日前に建築確認の申請がされたものを含む。）」と、第24条の2中「指定区域が定められる前に建築された部分で、かつ、指定区域が定められた後に」とあるのは「平成11年10月1日前に建築又は当該施設の用途の変更がされた部分（同日前に建築確認の申請がされたものを含む。）で、かつ、同日以後に」と読み替えて適用する。

3 特定区域において、第21条第1項の表中新適用施設を除いた施設の用途として、昭和60年10月1

日から平成11年10月1日までの間に新築又は増築された施設及び同日前に用途の変更がされた施設（同日前に建築確認の申請がされたものを含む。）を、同日以後に増築又は用途の変更をする場合は、第22条中「の合計が20台以上である場合に、その合計した自転車駐車場の規模」とあるのは「を合計した自転車駐車場の規模」と、第24条中「指定区域が定められる前に建築された部分」とあるのは「昭和60年10月1日前に建築された部分又は平成11年10月1日前に当該施設の用途の変更がされた部分（同日前に建築確認の申請がされたものを含む。）」と、「をすべて新築したとみなして前3条の規定により算定した自転車駐車場の規模」とあるのは「のうち昭和60年10月1日から平成11年10月1日までの間に新築又は増築された部分（同日前に建築確認の申請がされたものを含む。以下「既建築部分」という。）をすべて新築したとみなして杉並区自転車の放置防止及び駐車場整備に関する条例の一部を改正する条例（平成11年杉並区条例第14号）による改正前の杉並区自転車の放置防止及び駐車場整備に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第21条から第23条までの規定により算定した自転車駐車場の規模に、当該増築後の施設から既建築部分を控除した部分について、すべて新築したとみなして第21条から第23条までの規定により算定した自転車駐車場の規模（増築後の施設が5,000平方メートルを超える場合は、新たに5,000平方メートルを超えることとなる部分について算定した自転車駐車場の規模に2分の1を乗じて得た規模を控除した規模とする。）を加えた規模」と、第24条の2中「指定区域が定められる前に建築された部分で、かつ、指定区域が定められた後に」とあるのは「昭和60年10月1日前に建築された部分又は平成11年10月1日前に当該施設の用途の変更がされた部分（同日前に建築確認の申請がされたものを含む。）で、かつ、同日以後に」と、「をすべて新築したとみなして第21条から第23条までの規定により算定した自転車駐車場の規模」とあるのは「のうち同日以後に用途の変更がされた部分（以下「新変更部分」という。）について、すべて新築したとみなして第21条から第23条までの規定により算定した自転車駐車場の規模に、当該用途の変更後の施設から新変更部分を控除した部分について、すべて新築したとみなして改正前の条例第21条から第23条までの規定により算定した自転車駐車場の規模を加えた規模」と読み替えて適用する。

附 則（平成5年9月30日条例第31号）抄

- 1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。ただし、附則第2項（東京都杉並区自転車の放置防止及び駐車場整備に関する条例第17条第1項の改正規定に限る。）、第4項及び第6項の規定は、同年1月1日から、別表第1及び別表第3の規定中杉並区立新高円寺地下自転車駐車場に係る部分は、規則で定める日から施行する。
- 3 前項の規定による改正後の東京都杉並区自転車の放置防止及び駐車場整備に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第15条の規定は、平成6年4月1日（以下「適用日」という。）以後に撤去した自転車について適用する。
- 4 改正後の条例第17条第1項の規定は、適用日以後に自転車置場等を利用しようとする者の登録手数料について適用し、適用日前に自転車駐車場等を利用しようとする者の登録手数料については、なお従前の例による。
- 5 改正後の条例第15条の規定の適用については、適用日から平成7年3月31までの間に撤去した自転車に限り、同条中「2,000円」とあるのは「1,500円」とする。
- 6 改正後の条例第17条第1項の規定の適用については、適用日から平成7年3月31までの間に自転車置場等を利用しようとする者の登録手数料に限り、同条中「4,000円」とあるのは「3,000円」とする。

附 則（平成7年3月14日条例第11号）

この条例は、平成7年4月1日から施行する。ただし、第1条中東京都杉並区自転車の放置防止及び駐車場整備に関する条例目次の改正規定及び第7章を第8章とし、第6章を第7章とし、第5章の次に1章を加える改正規定並びに第2条の規定は同年6月1日から、第3条中杉並区立自転車駐車場条例別表第1の改正規定（杉並区立浜田山北第一自転車駐車場及び杉並区立浜田山北第二自転車駐車場に関する部分に限る。）は規則で定める日から施行する。

附 則（平成11年3月12日条例第14号）

- 1 この条例は、平成11年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の杉並区自転車の放置防止及び駐車場整備に関する条例は、平成11年10月1日（以下「施行日」という。）以後に建築確認の申請を受けたものから適用し、施行日前に建築

確認の申請を受けたものについては、なお従前の例による。

附 則（平成13年12月3日条例第56号）

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の杉並区自転車の放置防止及び駐車場整備に関する条例の規定は、平成14年4月1日以後に撤去した自転車について適用する。

附 則（平成26年3月18日条例第11号）抄

改正 平成27年12月8日条例第44号

- 1 この条例は、平成27年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第14項の規定 公布の日
- (2) 第1条の規定 平成26年4月1日
- (3) 第16条の規定 平成27年4月1日
- (4) 第3条、第5条、第7条、第9条、第11条、第13条、第15条、第20条、第22条、第26条及び第28条の規定 平成29年4月1日

一部改正〔平成27年条例44号〕

- 10 第17条による改正後の杉並区自転車の放置防止及び駐車場整備に関する条例の規定は、施行日以後に撤去した自転車について適用する。

附 則（平成27年12月8日条例第44号）抄

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月6日条例第23号）抄

- 1 この条例は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。（後略）

〔注〕 平成18年3月から改正経過を注記した。

改正	昭和60年4月24日規則第26号	昭和60年8月27日規則第43号
	昭和62年3月23日規則第6号	平成元年3月31日規則第39号
	平成元年12月27日規則第71号	平成3年3月26日規則第17号
	平成4年1月13日規則第1号	平成4年3月25日規則第110号
	平成4年10月26日規則第89号	平成5年6月25日規則第55号
	平成5年9月30日規則第78号	平成5年10月12日規則第102号
	平成5年12月24日規則第114号	平成7年3月31日規則第23号
	平成8年3月29日規則第16号	平成9年3月31日規則第40号
	平成9年5月13日規則第66号	平成10年3月27日規則第23号
	平成10年6月17日規則第68号	平成11年3月31日規則第42号
	平成12年3月31日規則第56号	平成14年8月29日規則第77号
	平成14年11月20日規則第86号	平成16年3月19日規則第10号
	平成17年3月31日規則第24号	平成18年3月15日規則第13号
	平成19年3月19日規則第28号	平成26年12月12日規則第101号
	平成28年3月23日規則第42号	令和2年2月14日規則第3号
	令和2年2月28日規則第7号	

(目的)

第1条 この規則は、杉並区自転車の放置防止及び駐車場整備に関する条例（昭和59年杉並区条例第46号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めることを目的とする。

(放置禁止区域の指定)

第2条 条例第10条第1項の規定により放置禁止区域を指定したときは、自転車放置禁止区域標識（第1号様式）を当該地域に、設置するものとする。

(禁止区域外の放置自転車に対する措置)

第3条 条例第13条第1項の規定による指導は、当該地域又は場所に、自転車を放置してはならない旨を明示した立看板の設置等により行うものとする。

2 条例第13条第2項の規定による撤去する旨の警告は、放置自転車を撤去する日の7日前までに警告書（第2号様式）により行うものとする。

(保管期間)

第4条 条例第14条第1項の保管期間は、撤去した日の翌日から起算して30日間とする。

(自転車保管台帳)

第5条 条例第14条第1項の規定により保管した自転車は、当該自転車の形状等を自転車保管台帳（第3号様式）に登載し、処理するものとする。

(返還通知書)

第6条 条例第14条第1項の規定による通知は、自転車返還通知書（第4号様式）によるものとする。

(処分の方法)

第6条の2 条例第14条第2項の規定による処分は、売却、無償譲渡、廃棄その他区長が適当と認める処分とする。

2 条例第14条第3項の規定による処分は、廃棄とする。

追加〔平成19年規則28号〕

第7条から第11条まで 削除

削除〔令和2年規則7号〕

(施設の用途)

第12条 条例第21条第2項に規定する施設の用途の範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 百貨店、スーパーマーケットその他の小売店及び飲食店 顧客に対して物品を販売する業務及び生活協同組合等団体がその構成員に対して物品を供給する業務を行う店舗並びに飲食を営む

ための店舗をいう。

- (2) 銀行 銀行法（昭和56年法律第59号）に規定する銀行、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号）に規定する信託銀行、長期信用銀行法（昭和27年法律第187号）に規定する長期信用銀行、信用金庫法（昭和26年法律第238号）に規定する信用金庫、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に規定する信用協同組合、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に規定する農業協同組合及び労働金庫法（昭和28年法律第227号）に規定する労働金庫をいう。
- (3) 遊技場 パチンコ屋、ゲームセンターその他施設を設けて顧客に遊技をさせる施設をいう。
- (4) スポーツ施設 競技場、運動場、練習場等を常設し、これをスポーツ、体育又は健康の増進のために一般の顧客に利用させて営業する施設をいう。
- (5) 学習施設 教室、講堂、実習室等を常設し、これを学習、教養、趣味等の教授のために一般の顧客に利用させて営業する施設をいう。

一部改正〔令和2年規則3号〕

(店舗等面積の算定)

第13条 条例第21条第2項に規定する店舗等面積の算定方法は、次の各号に掲げる用途ごとに当該各号に定めるものの床面積を合計して求めるものとする。

- (1) 百貨店、スーパーマーケットその他の小売店及び飲食店 売場（飲食店の客席、ちゅう房及び待合室を含む。）、売場間の通路、ショーウィンド、ショールーム、サービス部門、承り所、物品の加工修理場及びこれらに類するもの
- (2) 銀行 銀行室、待合室、ショーウィンド及びこれらに類するもの
- (3) 遊技場 遊技室、景品交換所及びこれらに類するもの
- (4) スポーツ施設 競技場、運動場、練習場、マッサージ室、休憩室、観覧席及びこれらに類するもの
- (5) 学習施設 教室、講堂、実習室、図書室、資料室及びこれらに類するもの

(設置の届出)

第14条 条例第27条の規定により、自転車駐車場の設置又は変更の届出をしようとする者は、自転車駐車場設置（変更）届出書（第9号様式）を区長に提出しなければならない。

2 前項に規定する届出に際しては、次の各号に掲げる図面を添付しなければならない。

- (1) 案内図
- (2) 配置図
- (3) 各階平面図
- (4) 構造図（特殊な装置を用いる自転車駐車場に限る。）

3 施設若しくは自転車駐車場の所有者又は管理者は、自転車駐車場の設置を完了したときは、自転車駐車場設置完了届出書（第10号様式）を、区長に提出しなければならない。

(身分証明書)

第15条 条例第32条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（第11号様式）によるものとする。

(措置命令書)

第16条 条例第33条第1項に規定する措置命令は、措置命令書（第12号様式）によるものとする。

附 則

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。ただし、第8条から第11条までの規定は、昭和60年1月1日から施行する。

附 則（昭和60年4月24日規則第26号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年8月27日規則第43号）

この規則は、昭和60年9月1日から施行する。

附 則（昭和62年3月23日規則第6号）

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成元年3月31日規則第39号）

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成元年12月27日規則第71号）

この規則は、平成2年1月4日から施行する。

附 則（平成3年3月26日規則第17号）

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成4年1月13日規則第1号）

この規則は、平成4年1月16日から施行する。

附 則（平成4年10月26日規則第89号）

この規則は、平成4年11月2日から施行する。

附 則（平成4年3月25日規則第110号）

この規則は、平成5年1月4日から施行する。

附 則（平成5年6月25日規則第55号）

この規則は、平成5年7月1日から施行する。

附 則（平成5年9月30日規則第78号）

1 この規則は、平成5年10月1日から施行する。

2 この規則による改正前の東京都杉並区自転車の放置防止及び駐車場整備に関する条例施行規則の規定により調製した用紙で、この規則の施行の際現存するものについては、当分の間、所要の修正を加えてこれを使用することができる。

附 則（平成5年10月12日規則第102号）

この規則は、平成5年10月19日から施行する。

附 則（平成5年12月24日規則第114号）

1 この規則は、平成6年1月1日から施行する。ただし、第7条の改正規定及び別表の改正規定は、平成6年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の東京都杉並区自転車の放置防止及び駐車場整備に関する条例施行規則の規定にかかわらず、平成6年1月1日から同年3月31日の間に自転車駐車場等を利用しようとする者の利用登録については、なお従前の例による。

附 則（平成7年3月31日規則第23号）

1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都杉並区自転車の放置防止及び駐車場整備に関する条例施行規則第4号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成8年3月29日規則第16号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月31日規則第40号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成9年5月13日規則第66号）

1 この規則は、平成9年6月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の杉並区自転車の放置防止及び駐車場整備に関する条例施行規則第8号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成10年3月27日規則第23号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成10年6月17日規則第68号）

この規則は、平成10年7月1日から施行する。

附 則（平成11年3月31日規則第42号）

1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。ただし、第12条の改正規定、第13条の改正規定及び第9号様式の改正規定は、平成11年10月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の杉並区自転車の放置防止及び駐車場整備に関する条例施行規則第2号様式から第10号様式まで及び第12号様式による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

附 則（平成12年3月31日規則第56号）

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の杉並区自転車の放置防止及び駐車場整備に関する条例施行規則第2号様式から第6号様式の2まで及び第9号様式から第12号様式までの規定による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成14年8月29日規則第77号）

この規則は、平成14年9月1日から施行する。

附 則（平成14年11月20日規則第86号）

この規則は、平成14年12月1日から施行する。

附 則（平成16年3月19日規則第10号）

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の杉並区自転車の放置防止及び駐車場整備に関する条例施行規則第4条の規定は、平成16年4月1日以後に撤去した自転車について適用し、同日前に撤去した自転車については、なお従前の例による。

附 則（平成17年3月31日規則第24号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月15日規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表高井戸西自転車置場の項を削る改正規定は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月19日規則第28号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月12日規則第101号）

この規則は、平成26年12月22日から施行する。ただし、第4号様式裏の改正規定は、平成27年1月1日から施行する。

附 則（平成28年3月23日規則第42号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年2月14日規則第3号）

この規則は、令和2年2月17日から施行する。

附 則（令和2年2月28日規則第7号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

第2号様式

（第3条関係）

一部改正〔平成26年規則101号〕

第3号様式

（第5条関係）

第4号様式

（第6条関係）

一部改正〔平成26年規則101号〕

第5号様式から第8号様式まで 削除

削除〔令和2年規則7号〕

第9号様式

（第14条関係）

第10号様式

（第14条関係）

第11号様式

（第15条関係）

第12号様式

（第16条関係）

全部改正〔平成28年規則42号〕

〔注〕平成17年10月から改正経過を注記した。

改正	平成6年3月24日条例第9号 平成8年3月25日条例第11号 平成10年3月25日条例第15号 平成11年3月12日条例第13号 平成12年12月1日条例第60号 平成13年12月3日条例第57号 平成16年3月19日条例第15号 平成16年10月12日条例第33号 平成17年12月6日条例第48号 平成19年3月13日条例第3号 平成21年3月13日条例第10号 平成26年3月18日条例第11号 平成27年6月16日条例第28号 平成27年12月8日条例第44号 令和元年12月6日条例第23号 令和3年3月12日条例第10号 令和3年6月17日条例第22号 令和7年6月19日条例第36号	平成7年3月14日条例第11号 平成9年3月21日条例第9号 平成10年6月12日条例第27号 平成12年6月26日条例第50号 平成13年3月23日条例第24号 平成14年3月19日条例第25号 平成16年6月21日条例第25号 平成17年10月11日条例第30号 平成18年3月20日条例第22号 平成20年6月27日条例第25号 平成25年3月21日条例第16号 平成26年6月13日条例第17号 平成27年10月16日条例第34号 平成28年12月7日条例第45号 令和2年12月4日条例第42号 令和3年3月12日条例第13号 令和5年10月16日条例第30号
----	---	---

(設置)

第1条 自転車の利用者の利便を図り、区民の良好な生活環境の向上に資するため、杉並区立自転車駐車場（以下「駐車場」という。）を別表第1及び別表第2のとおり設置する。

一部改正〔令和7年条例36号〕

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (2) 原動機付自転車 道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車をいう。
- (3) 自動二輪車 道路交通法第3条に規定する大型自動二輪車（側車付きのものを除く。）及び普通自動二輪車（側車付きのものを除く。）をいう。
- (4) 1日使用 規則で定める使用時間（以下「使用時間」という。）内の駐車場の使用をいう。
- (5) 1回使用 24時間を限度とする1回の駐車場の使用をいう。
- (6) 定期使用 1月、3月又は6月を単位とする使用時間内の駐車場の使用をいう。

一部改正〔平成18年条例22号・19年3号・28年45号〕

(駐車することができる車両)

第2条の2 駐車場に駐車することができる車両は、自転車とする。ただし、規則で定める駐車場においては、自転車、原動機付自転車及び自動二輪車を駐車することができる。

追加〔平成18年条例22号〕、一部改正〔平成28年条例45号〕

(使用の手続等)

第3条 1日使用し、又は1回使用しようとする者は、使用する際に区長に申請し、その承認を受けなければならない。

- 2 定期使用しようとする者は、規則で定めるところにより区長に申請し、その承認を受けなければならない。
- 3 区長は、次の各号の一に該当すると認めるときは、前2項の承認を与えないことができる。

- (1) 駐車場の収容台数を超えるとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、駐車場の管理上支障があると認めるとき。

一部改正〔平成19年条例3号〕

(使用料等)

第4条 駐車場（別表第1に規定する駐車場に限る。）の使用料は、別表第3のとおりとする。

一部改正〔令和7年条例36号〕

2 使用料は、使用の承認を受けた際に納付しなければならない。ただし、1回使用の使用料は、出場の際に納付しなければならない。

一部改正〔平成18年条例22号・19年3号〕

(使用料の減免)

第5条 区長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第6条 既納の使用料は、還付しない。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用制限)

第7条 区長は、駐車場の使用について、次の各号の一に該当すると認めるときは、その使用を停止し、又は使用の承認を取り消すことができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 使用の目的又は区長の指示に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要があると認めるとき。

(使用権の譲渡等の禁止)

第8条 駐車場の使用の承認を受けた者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(損害賠償の義務)

第9条 駐車場の施設又は設備に損害を与えた者は、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長が、やむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(管理上支障がある自転車の保管等)

第10条 区長は、この条例又はこの条例に基づく規則に違反し、管理上支障があると認める自転車があるときは、規則で定める期間保管し、撤去することができる。

2 前項の規定により自転車を撤去するときは、杉並区自転車の放置防止及び駐車場整備に関する条例（昭和59年杉並区条例第46号）第14条及び第15条の規定を準用する。

(指定管理者による管理)

第11条 区長は、駐車場の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、法人その他の団体であって区長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、駐車場の管理の業務のうち次に掲げるもの（以下「管理の業務」という。）を行わせることができる。

(1) 第3条第1項及び第2項の規定により駐車場の使用を承認すること又は同条第3項の規定により、同項各号のいずれかに該当すると認めたときに、使用を承認しないこと。

(2) 第7条の規定により、同条第1号に該当するとき、使用者が使用の目的若しくは指定管理者の指示に違反したとき、又は指定管理者が特に必要と認めたときに、駐車場の使用を停止し、又は使用の承認を取り消すこと。

(3) 前条第1項に規定する自転車の保管に関する業務

(4) 駐車場の施設及び設備の維持管理（大規模の修繕を除く。）に関する業務

(5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務

追加〔令和7年条例36号〕

(管理の業務を行うことができない法人等)

第12条 区議会議員が無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人（以下この条において「無限責任社員等」という。）となっている法人その他の団体は、指定管理者として管理の業務を行うことができない。

2 区長又は副区長が無限責任社員等となっている法人その他の団体（区が資本金、基本金その他これらに準ずるものとの2分の1以上を出資しているものを除く。次項において同じ。）は、指定管理者として管理の業務を行うことができない。

3 杉並区教育委員会の教育長若しくは委員、杉並区選挙管理委員会の委員、杉並区監査委員又は杉並区農業委員会の委員（以下この項において「委員等」という。）が無限責任社員等となっている法人その他の団体は、委員等のそれぞれの職務に関し、指定管理者として管理の業務を行うことができない。

追加〔令和7年条例36号〕

（指定管理者の指定）

第13条 区長は、指定管理者を指定しようとするときは、規則で定める方法によるものとする。

2 指定管理者としての指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、区長に申請しなければならない。

3 区長は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認めるものを区議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

（1） 管理の業務について相当の知識を有し、かつ、当該業務を安定して行う能力を有すること。

（2） 関係法令及び条例の規定を遵守し、適正かつ効率的な管理運営ができること。

（3） 駐車場の効用を最大限に發揮させるとともに、自転車の利用者の利便を図ることができること。

（4） 前3号に掲げるもののほか、区長が別に定める基準

追加〔令和7年条例36号〕

（指定管理者の指定の取消し等）

第14条 区長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第3項の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

（1） 管理の業務又は経理の状況に関する区長の指示に従わないとき。

（2） 前条第3項各号に掲げる基準を満たさなくなったと認めるとき。

（3） 前2号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき。

2 前項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部（利用料金の収受を含む場合に限る。）の停止を命じた場合等で、区長が臨時に駐車場の管理運営を行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、区長は、別表第3に定める使用料を徴収する。

3 前項の場合における第4条の規定の適用については、同条第1項中「別表第1」とあるのは「別表第2」とする。

追加〔令和7年条例36号〕

（指定管理者の告示）

第15条 区長は、指定管理者を指定し、若しくは指定を取り消したとき、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を告示するものとする。

追加〔令和7年条例36号〕

（事業報告書の作成及び提出）

第16条 指定管理者は、毎年度終了後（年度の途中において指定を取り消されたときは、その取り消された日以後）、規則で定めるところにより、管理の業務に関し事業報告書を作成し、区長に提出しなければならない。

追加〔令和7年条例36号〕

（協定の締結）

第17条 区長は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

（1） 管理の業務の実施及びその報告に関する事項

（2） 個人情報の取扱いその他の駐車場の管理の基準に関する事項

（3） 前2号に掲げるもののほか、駐車場の管理に関し必要な事項

追加〔令和7年条例36号〕

（利用料金等）

第18条 駐車場（別表第2に規定する駐車場に限る。以下この条において同じ。）に係る使用の承認を受けた者は、指定管理者に利用料金を納付しなければならない。

2 駐車場の利用料金は、別表第3のとおりとする。

3 利用料金は、使用の承認を受けた際に納付しなければならない。ただし、1回使用の利用料金は、

出場の際に納付しなければならない。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

5 第5条及び第6条の規定は、指定管理者が駐車場の使用を承認し、利用料金を收受する場合について準用する。この場合において、第5条及び第6条中「区長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

追加〔令和7年条例36号〕

(委任)

第19条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成17年条例48号・令和7年36号〕

附 則 抄

1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。ただし、附則第2項（東京都杉並区自転車の放置防止及び駐車場整備に関する条例第17条第1項の改正規定に限る。）、第4項及び第6項の規定は、同年1月1日から、別表第1及び別表第3の規定中杉並区立新高円寺地下自転車駐車場に係る部分は、規則で定める日から施行する。

（平成7年規則第48号で平成7年5月29日から施行）

2 東京都杉並区自転車の放置防止及び駐車場整備に関する条例の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕 略

附 則（平成6年3月24日条例第9号）

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成7年3月14日条例第11号）

この条例は、平成7年4月1日から施行する。ただし、第1条中東京都杉並区自転車の放置防止及び駐車場整備に関する条例目次の改正規定及び第7章を第8章とし、第6章を第7章とし、第5章の次に1章を加える改正規定並びに第2条の規定は同年6月1日から、第3条中杉並区立自転車駐車場条例別表第1の改正規定（杉並区立浜田山北第一自転車駐車場及び杉並区立浜田山北第二自転車駐車場に関する部分に限る。）は規則で定める日から施行する。

（平成8年規則第27号で、第3条の改正規定（杉並区立浜田山北第一自転車駐車場及び杉並区立浜田山北第二自転車駐車場に関する部分に限る。）は、平成8年4月1日から施行）

附 則（平成8年3月25日条例第11号）

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月21日条例第9号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月25日条例第15号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成10年6月12日条例第27号）

この条例は、平成10年7月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定中杉並区立永福町南自転車駐車場に係る部分は、同年8月1日から施行する。

附 則（平成11年3月12日条例第13号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年6月26日条例第50号）

この条例は、平成12年10月1日から施行する。

附 則（平成12年12月1日条例第60号）

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の杉並区立自転車駐車場条例別表第2の規定は、平成13年4月1日以後の期日を始期とする定期使用に係る申請について適用する。

附 則（平成13年3月23日条例第24号）

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際、この条例による改正前の杉並区立自転車駐車場条例の規定により杉並区立荻窪北自転車駐車場の使用の承認を受けている者は、この条例による改正後の杉並区立自転車駐車場条例の規定により杉並区立荻窪北第一自転車駐車場の使用の承認を受けている者とみなす。

附 則（平成13年12月3日条例第57号）

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の杉並区立自転車駐車場条例別表第2の規定は、平成14年4月1日以後の期日を始期とする定期使用に係る申請について適用する。
- 3 この条例による改正前の杉並区立自転車駐車場条例別表第2の規定により交付を受けた回数券については、当分の間、使用することができる。

附 則（平成14年3月19日条例第25号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月19日条例第15号）

- 1 この条例は、平成16年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の杉並区立自転車駐車場条例別表第1に規定する杉並区立高円寺北自転車駐車場及び杉並区立高円寺東高架下自転車駐車場の定期使用の承認に必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

附 則（平成16年6月21日条例第25号）

- 1 この条例は、平成16年9月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の杉並区立自転車駐車場条例（以下「新条例」という。）別表第1に規定する杉並区立荻窪西第二自転車駐車場の定期使用の承認に必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。
- 3 この条例の施行の際、この条例による改正前の杉並区立自転車駐車場条例の規定により杉並区立荻窪西自転車駐車場の定期使用の承認を受けている者は、新条例の規定により杉並区立荻窪西第一自転車駐車場の定期使用の承認を受けている者とみなす。

附 則（平成16年10月12日条例第33号）

- 1 この条例は、平成17年1月4日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の杉並区立自転車駐車場条例別表第1に規定する杉並区立荻窪北第三自転車駐車場の定期使用の承認に必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

附 則（平成17年10月11日条例第30号）

- 1 この条例は、平成17年11月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の杉並区立自転車駐車場条例別表第1に規定する杉並区立中野富士見町自転車駐車場の定期使用の承認に必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

附 則（平成17年12月6日条例第48号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月20日条例第22号）

- 1 この条例は、平成18年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の杉並区立自転車駐車場条例第2条の2に規定する原動機付自転車に係る定期使用の承認に必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

附 則（平成19年3月13日条例第3号）

- 1 この条例は、平成19年3月26日から施行する。ただし、別表第1の改正規定中杉並区立高井戸東自転車駐車場に係る部分は同年4月1日から、同表の改正規定中杉並区立高井戸北自転車駐車場に係る部分は規則で定める日から、次項及び第3項の規定は公布の日から施行する。

（平成19年規則第78号で平成19年7月1日から施行）

- 2 この条例による改正後の杉並区立自転車駐車場条例（以下「新条例」という。）別表第1に規定する杉並区立高井戸東自転車駐車場の定期使用の承認に必要な準備行為は、平成19年4月1日前においても行うことができる。
- 3 新条例別表第1に規定する杉並区立高井戸北自転車駐車場の定期使用の承認に必要な準備行為は、規則で定める日前においても行うことができる。

（平成19年規則第78号で附則第3項の規則で定める日は、平成19年7月1日とする。）

附 則（平成20年6月27日条例第25号）

この条例は、平成20年7月30日から施行する。

附 則（平成21年3月13日条例第10号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、別表第1杉並区立西荻窪東自転車駐車場の項を削る改正規定及び別表第2の2の項の改正規定は、規則で定める日から施行する。

（平成21年5月規則第59号で平成21年6月1日から施行）

附 則（平成25年3月21日条例第16号）

1 この条例は、平成25年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の杉並区立自転車駐車場条例別表第1に規定する杉並区立富士見ヶ丘南自転車駐車場及び杉並区立富士見ヶ丘北自転車駐車場の定期使用の承認に必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

附 則（平成26年3月18日条例第11号）抄

改正 平成27年12月8日条例第44号

1 この条例は、平成27年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）附則第14項の規定 公布の日

（2）第1条の規定 平成26年4月1日

（3）第16条の規定 平成27年4月1日

（4）第3条、第5条、第7条、第9条、第11条、第13条、第15条、第20条、第22条、第26条及び第28条の規定 平成29年4月1日

一部改正〔平成27年条例44号〕

11 第18条による改正後の杉並区立自転車駐車場条例の規定は、施行日以後の期日を始期とする定期使用に係る使用料について適用する。

附 則（平成26年6月13日条例第17号）

この条例は、平成26年9月1日から施行する。

附 則（平成27年6月16日条例第28号）

この条例は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成27年10月16日条例第34号）

1 この条例は、平成27年11月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の杉並区立自転車駐車場条例別表第1に規定する杉並区立永福町南自転車駐車場の定期使用の承認に必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

附 則（平成27年12月8日条例第44号）抄

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月7日条例第45号）

1 この条例は、平成29年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、別表第1の改正規定及び別表第2の2の部の改正規定（「、杉並区立荻窪北第三自転車駐車場及び杉並区立西荻窪北自転車駐車場」を「及び杉並区立荻窪北第三自転車駐車場」に改める部分に限る。）は同年3月1日から施行する。

2 この条例による改正後の杉並区立自転車駐車場条例第2条の2ただし書に規定する自動二輪車に係る定期使用の承認に必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

附 則（令和元年12月6日条例第23号）

1 この条例は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、別表第1の改正規定中杉並区立西永福北自転車駐車場に係る部分は同年2月1日から施行する。

2 この条例による改正後の杉並区立自転車駐車場条例別表第1に規定する杉並区立西永福南第一自転車駐車場及び杉並区立西永福南第二自転車駐車場の定期使用の承認に必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

3 杉並区自転車の放置防止及び駐車場整備に関する条例（昭和59年杉並区条例第46号）の一部を次のように改正する。

〔次のように〕 略

附 則（令和2年12月4日条例第42号）

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

附 則（令和3年3月12日条例第10号）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の杉並区立自転車駐車場条例別表第1に規定する杉並区立南阿佐ヶ谷第三自転車駐車場の定期使用の承認、使用料の納付その他のこの条例の施行の日以後の使用に関し必要な行為は、同日前においても行うことができる。

附 則（令和3年3月12日条例第13号）

改正 令和3年6月17日条例第22号

1 この条例は、令和3年8月16日から施行する。ただし、次項及び附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

一部改正〔令和3年条例22号〕

2 この条例による改正後の杉並区立自転車駐車場条例（以下「新条例」という。）別表第1に規定する杉並区立上井草北自転車駐車場の定期使用の承認、使用料の納付その他のこの条例の施行の日以後の使用に関し必要な行為は、同日前においても行うことができる。

3 この条例の施行の際、この条例による改正前の杉並区立自転車駐車場条例の規定により杉並区立上井草北自転車駐車場の定期使用の承認を受けている者は、新条例の規定により杉並区立上井草北自転車駐車場の定期使用の承認を受けている者とみなす。

4 杉並区立自転車駐車場条例の一部を改正する条例（令和2年杉並区条例第42号）は、廃止する。

附 則（令和3年6月17日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年10月16日条例第30号）

この条例は、令和6年7月1日から施行する。

附 則（令和7年6月19日条例第36号）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の杉並区立自転車駐車場条例（以下「新条例」という。）第13条の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても新条例第13条から第15条まで（第14条第2項及び第3項を除く。）及び第17条の規定の例により行うことができる。

3 新条例別表第2に規定する杉並区立新高円寺地下自転車駐車場、杉並区立南阿佐ヶ谷第一自転車駐車場、杉並区立南阿佐ヶ谷第二自転車駐車場、杉並区立高円寺北自転車駐車場及び杉並区立南阿佐ヶ谷第三自転車駐車場（以下「杉並区立新高円寺地下自転車駐車場等」という。）の使用の承認その他の施行日以後の使用に関し必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

4 施行日前に区長に対して行われた新条例別表第2に規定する杉並区立新高円寺地下自転車駐車場等の施行日以後の使用の申請その他の行為又は区長が行った使用の承認その他の行為は、それぞれ指定管理者に対して行われたもの又は指定管理者が行ったものとみなす。

5 施行日前に改正前の杉並区立自転車駐車場条例第4条の規定により施行日以後の杉並区立新高円寺地下自転車駐車場等の使用に係る使用料を納付した者は、新条例第18条の規定により、施行日以後の杉並区立新高円寺地下自転車駐車場等の使用に係る利用料金を指定管理者に納付したものとみなす。

別表第1（第1条、第4条関係）

名称	位置
杉並区立方南町東自転車駐車場	杉並区方南二丁目20番2号

杉並区立方南町西自転車駐車場	杉並区和泉四丁目51番7号
杉並区立荻窪東地下自転車駐車場	杉並区上荻一丁目2番1号・4番8号
杉並区立荻窪北第一自転車駐車場	杉並区天沼三丁目3番19号
杉並区立永福町北第一自転車駐車場	杉並区永福四丁目7番8号
杉並区立永福町北第二自転車駐車場	杉並区和泉三丁目12番15号
杉並区立永福町北第三自転車駐車場	杉並区和泉三丁目7番3号
杉並区立荻窪南第一自転車駐車場	杉並区荻窪四丁目21番16号
杉並区立荻窪南第二自転車駐車場	杉並区荻窪五丁目15番13号
杉並区立上井草北自転車駐車場	杉並区井草五丁目5番2号
杉並区立浜田山北第一自転車駐車場	杉並区浜田山三丁目24番13号
杉並区立浜田山北第二自転車駐車場	杉並区浜田山三丁目27番21号
杉並区立桜上水北自転車駐車場	杉並区下高井戸一丁目24番15号
杉並区立久我山西自転車駐車場	杉並区久我山三丁目35番29号
杉並区立久我山南自転車駐車場	杉並区久我山三丁目25番6号
杉並区立久我山北自転車駐車場	杉並区久我山五丁目38番10号
杉並区立荻窪西第一自転車駐車場	杉並区上荻一丁目20番3号
杉並区立下井草南自転車駐車場	杉並区下井草二丁目36番16号
杉並区立下井草北第一自転車駐車場	杉並区井草一丁目10番17号
杉並区立下井草北第二自転車駐車場	杉並区井草一丁目2番4号
杉並区立井荻南地下自転車駐車場	杉並区上井草一丁目24番16号
杉並区立井荻北地下自転車駐車場	杉並区井草三丁目3番10号
杉並区立荻窪北第二自転車駐車場	杉並区天沼三丁目2番13号
杉並区立浜田山南自転車駐車場	杉並区浜田山二丁目22番12号
杉並区立荻窪西第二自転車駐車場	杉並区上荻一丁目21番25号
杉並区立荻窪北第三自転車駐車場	杉並区天沼三丁目30番40号
杉並区立中野富士見町自転車駐車場	杉並区和田一丁目1番9号
杉並区立高井戸東自転車駐車場	杉並区高井戸東二丁目30番25号
杉並区立高井戸北自転車駐車場	杉並区高井戸西二丁目2番1号
杉並区立富士見ヶ丘南自転車駐車場	杉並区高井戸西一丁目32番先
杉並区立富士見ヶ丘北自転車駐車場	杉並区久我山五丁目1番24号
杉並区立永福町南自転車駐車場	杉並区永福二丁目53番5号
杉並区立西永福北自転車駐車場	杉並区永福三丁目55番7号
杉並区立西永福南第一自転車駐車場	杉並区永福三丁目38番10号
杉並区立西永福南第二自転車駐車場	杉並区浜田山一丁目33番3号

一部改正〔平成17年条例30号・19年3号・20年25号・21年10号・25年16号・26年17号・27年28号・34号・28年45号・令和元年23号・2年42号・3年10号・13号・22号・5年30号・7年36号〕

別表第2（第1条、第18条関係）

名称	位置
杉並区立新高円寺地下自転車駐車場	杉並区梅里一丁目7番20号
杉並区立南阿佐ヶ谷第一自転車駐車場	杉並区成田東四丁目37番6号
杉並区立南阿佐ヶ谷第二自転車駐車場	杉並区阿佐谷南一丁目15番19号
杉並区立高円寺北自転車駐車場	杉並区高円寺北三丁目20番23号
杉並区立南阿佐ヶ谷第三自転車駐車場	杉並区阿佐谷南三丁目2番32号
杉並区立南阿佐ヶ谷第四自転車駐車場	杉並区成田東五丁目41番8号

追加〔令和7年条例36号〕

別表第3（第4条、第14条、第18条関係）

駐車場の区分	種別	階数	屋根の有無	使用料又は利用料金			1日使用及び1回使用	
				定期使用				
				1月	3月	6月		
1 別表第1及び別表第2に掲げる駐車場（2及び3に掲げる駐車場を除く。）	自転車	1階	有	2,600円	7,400円	12,500円	100円	
			無	2,100円	6,000円	10,100円		
		2階	有	2,300円	6,600円	11,000円		
			無	1,900円	5,400円	9,100円		
		3階	有	1,300円	3,700円	6,200円		
			無	1,000円	2,900円	4,800円		
		地下1階		2,300円	6,600円	11,000円		
		地下2階		1,300円	3,700円	6,200円		
		原動機付自転車又は自動二輪車（総排気量が0.125リットル以下のもの又は定格出力が1.00キロワット以下のものに限る。）	1階	無	4,200円	12,000円	20,200円	200円
2 杉並区立浜田山北第二自転車駐車場、杉並区立下井草南自転車駐車場、杉並区立下井草北第一自転車駐車場、杉並区立荻窪北第三自転車駐車場及び杉並区立西永福南第二自転車駐車場	自転車	1階	有	2,100円	6,000円	10,100円	100円	
			無	1,700円	4,800円	8,200円		
	原動機付自転車又は自動二輪車（総排気量が0.125リットル以下のもの又は定格出力が1.00キロワット以下のものに限る。）	1階	有	4,200円	12,000円	20,200円	200円	
	自動二輪車（総排気量が0.125リットルを超えるもの又は定格出力が1.00キロワットを超えるもの）	1階	有	8,400円	23,900円	40,300円	400円	

	ものに限 る。)						
3 杉並区立新高 円寺地下自転車 駐車場	自転車	地下 1 階		2, 600円	7, 400円	12, 500円	100円

付記

- 規則で定める学生が定期使用する場合の使用料又は利用料金は、自転車にあっては規定使用料又は規定利用料金から1月当たり200円を減じた額とし、原動機付自転車及び自動二輪車（総排気量が0.125リットル以下のもの又は定格出力が1.00キロワット以下のものに限る。）にあっては規定使用料から1月当たり400円を減じた額とし、自動二輪車（総排気量が0.125リットルを超えるもの又は定格出力が1.00キロワットを超えるものに限る。）にあっては規定使用料から1月当たり800円を減じた額とする。
 - 1回使用のうち規則で定める時間内の使用に係る使用料又は利用料金は、無料とする。
- 全部改正〔平成26年条例11号〕、一部改正〔平成28年条例45号・令和元年23号・7年36号〕

〔注〕平成17年10月から改正経過を注記した。

改正	平成7年3月31日規則第24号 平成8年3月29日規則第26号 平成9年5月13日規則第67号 平成10年6月17日規則第69号 平成11年10月22日規則第100号 平成12年6月28日規則第155号 平成14年3月20日規則第19号 平成16年7月27日規則第75号 平成17年10月24日規則第119号 平成18年6月13日規則第79号 平成19年3月30日規則第31号 平成19年12月17日規則第138号 平成20年11月27日規則第92号 平成21年5月12日規則第60号 平成23年9月27日規則第36号 平成26年12月12日規則第102号 平成27年10月26日規則第93号 令和2年1月31日規則第1号 令和2年5月15日規則第49号 令和3年6月16日規則第58号 令和7年6月19日規則第51号	平成7年5月22日規則第49号 平成9年3月31日規則第41号 平成10年3月27日規則第24号 平成11年3月31日規則第43号 平成12年3月31日規則第57号 平成13年3月30日規則第46号 平成16年3月19日規則第11号 平成16年12月22日規則第99号 平成18年2月27日規則第7号 平成19年3月19日規則第27号 平成19年6月22日規則第79号 平成20年7月29日規則第57号 平成21年3月17日規則第16号 平成22年3月1日規則第4号 平成25年3月21日規則第19号 平成27年9月16日規則第80号 平成29年2月28日規則第2号 令和2年2月28日規則第8号 令和3年3月19日規則第19号 令和6年6月21日規則第69号
----	---	---

(目的)

第1条 この規則は、杉並区立自転車駐車場条例（平成5年杉並区条例第31号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(使用時間)

第2条 条例第2条第4号及び第6号の規則で定める使用時間は、別表第1のとおりとする。ただし、区長は、特に必要があると認めるときはこれを変更することができる。

一部改正〔平成18年規則79号・19年27号・令和2年1号〕

（自転車、原動機付自転車及び自動二輪車を駐車することができる駐車場）

第2条の2 条例第2条の2ただし書の規則で定める駐車場は、杉並区立方南町東自転車駐車場、杉並区立上井草北自転車駐車場、杉並区立久我山南自転車駐車場、杉並区立下井草南自転車駐車場及び杉並区立浜田山南自転車駐車場とする。

追加〔平成18年規則79号〕、一部改正〔平成29年規則2号〕

(1日使用の手続)

第3条 条例第3条第1項の規定により1日使用しようとする者は、駐車場の使用の際に使用料を支払い、1日使用券（第1号様式）の交付を受けなければならない。

（1回使用することができる駐車場）

第3条の2 条例第3条第1項の規定により1回使用することができる駐車場は、別表第2のとおりとする。

追加〔平成19年規則27号〕

(1回使用の手続)

第3条の3 条例第3条第1項の規定により別表第2(1)に規定する駐車場を1回使用しようとする者は、駐車場の使用の際に1回使用券（第1号の2様式）の交付を受けなければならない。

2 前項の交付を受けた者は、自転車を出場させる際に1回使用券を提出するとともに、使用料を納付しなければならない。

- 3 条例第3条第1項の規定により別表第2(2)に規定する駐車場を1回使用しようとする者は、駐車場の使用の際に所定の操作を行うことにより自転車、原動機付自転車又は自動二輪車（以下「自転車等」という。）を当該駐車場の駐車設備に駐車しなければならない。
- 4 前項の規定により駐車した者は、自転車等を出場させる際に所定の操作を行うとともに、使用料を納付しなければならない。

追加〔平成19年規則27号〕、一部改正〔平成20年規則57号・29年2号〕

（定期使用の手続）

第4条 条例第3条第2項の規定により定期使用しようとする者は、自転車駐車場使用申請書兼減額・免除申請書（第2号様式。以下「使用申請書兼使用料減免申請書」という。）を区長に提出しなければならない。

- 2 駐車場の定期使用の承認は、申請の順序による。ただし、区長は、特に必要があると認めるときは、抽せんその他の方法により定期使用の承認をすることができる。
- 3 区長は、定期使用の承認をしたときは、定期駐車券（第3号様式）及び駐車票（第4号様式）を交付しなければならない。
- 4 引き続き定期使用の承認を受けようとする者は、定期使用しようとする月の前月の10日から末日までに使用申請をしなければならない。
- 5 交付された駐車票は、駐車する自転車等にちょう付しなければならない。

一部改正〔平成18年規則79号・20年57号・22年4号〕

（使用期間の起算日）

第5条 定期使用の使用期間は、使用を開始する日の属する月の1日から起算する。

（学生の範囲）

第6条 条例別表第3付記1の規則で定める学生は、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（通信制の課程又は通信による教育を行う学校にあっては、区長が適当と認める学校に限る。）で修業する学生
- (2) 学校教育法第124条及び第134条に規定する学校のうち区長が適当と認めるもので修業する学生
- (3) 前2号に掲げる者のほか区長が適当と認める学生

一部改正〔平成18年規則79号・19年27号・138号・令和7年51号〕

（1回使用の使用料を無料とする時間）

第6条の2 条例別表第3付記2の規則で定める時間は、1時間とする。

追加〔平成19年規則27号〕、一部改正〔令和7年51号〕

（使用料の減免）

第7条 条例第5条の規定により使用料を減額し、又は免除することができる特別の理由とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）により扶助を受けている場合
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）により身体障害者手帳の交付を受けている場合
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合
- (4) 前3号のほか、区長が特別の理由があると認める場合

- 2 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、使用申請の際に提出する使用申請書兼使用料減免申請書にその旨を記載しなければならない。

（使用料の還付）

第8条 条例第6条ただし書に規定する使用料を還付することができる特別の理由とは、次の各号に掲げる場合をいい、それぞれ所定額を還付することができる。

- (1) 定期使用の使用期間の開始前に駐車場の使用をとりやめる旨の申し出があった場合 全額
- (2) 定期使用の使用期間の中途中で駐車場の使用を中止した場合 次に掲げる額
- ア 3月を単位とする定期使用（残りの使用期間が1月以上の場合に限る。）既納の使用料から当該駐車場の1月の使用料に使用開始月から使用を中止した日の属する月までの月数（以下「使用月数」という。）を乗じた額を減じた額
- イ 6月を単位とする定期使用（残りの使用期間が2月以上の場合に限る。）既納の使用料か

ら当該駐車場の1月の使用料に使用月数を乗じた額（使用月数が3月以上の場合は、当該駐車場の3月の使用料に使用月数から3月を減じた月数に当該駐車場の1月の使用料を乗じた額を加えた額）を減じた額

2 前項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付請求書（第6号様式）を区長に提出しなければならない。

（定期駐車券等の再交付）

第9条 駐車場の定期使用者が、定期駐車券及び駐車票を紛失又はき損したときは、定期駐車券等再交付申請書（第7号様式）により、区長に申請し再交付を受けなければならない。

（休業日）

第10条 区長は、特に必要があると認めるときは、駐車場の休業日を定めることができる。

（自転車の保管期間）

第11条 条例第10条第1項の規則で定める期間は、7日とする。

（指定管理者の指定方法等）

第12条 条例第13条第1項に規定する規則で定める方法は、特別の事情があると区長が認める場合を除き、公募による方法とする。

2 条例第13条第2項の規定による申請は、指定管理者指定申請書（第8号様式）に次に掲げる書類を添付して提出することにより行うものとする。

（1）事業計画書

（2）定款その他これに類する書類

（3）法人にあっては、登記事項証明書

（4）自転車駐車場又はこれに類する施設の管理に関する業務実績を記載した書類

（5）収支予算書、収支決算書その他の経営状況に関する書類

（6）団体の組織、沿革その他事業の概要を記載した書類

（7）前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

3 前2項の規定にかかわらず、区長は、指定管理者の指定期間の満了に伴い指定管理者を指定する場合で、指定管理者として指定されているもの（以下「現指定管理者」という。）から提出させた別に定める書類を審査し、かつ、条例第13条第3項各号に掲げるもののほか、条例第11条に規定する管理の業務（以下「管理の業務」という。）の実績、事業の継続性等を総合的に勘案して、現指定管理者に引き続き管理を行わせることが相当と認めるときは、公募をしないで現指定管理者を区議会の議決を経て指定管理者に指定することができる。

追加〔令和7年規則51号〕

第13条 条例第16条に規定する事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

（1）管理の業務の実施状況

（2）管理する施設等の使用状況

（3）条例第18条第2項に規定する利用料金の収入状況その他の管理の業務に係る経費の収支状況

（4）前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

追加〔令和7年規則51号〕

（指定管理者に関する読み替え）

第14条 条例第11条の規定により指定管理者が管理の業務を行う場合についての第2条ただし書、第6条の2の見出し及び第10条の規定の適用については、第2条ただし書中「区長」とあるのは「指定管理者」と、「ときは」とあるのは「ときは、区長の承認を得て」と、第6条の2の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第10条中「区長」とあるのは「指定管理者」と、「ときは」とあるのは「ときは、区長の承認を得て」とする。

追加〔令和7年規則51号〕

附 則

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成7年3月31日規則第24号）

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成7年5月22日規則第49号）

この規則は、平成7年5月29日から施行する。

附 則（平成8年3月29日規則第26号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月31日規則第41号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成9年5月13日規則第67号）

1 この規則は、平成9年6月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の杉並区立自転車駐車場条例施行規則第5号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成10年3月27日規則第24号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成10年6月17日規則第69号）

この規則は、平成10年7月1日から施行する。ただし、別表の改正規定中杉並区立永福町南自転車駐車場に係る部分は、同年8月1日から施行する。

附 則（平成11年3月31日規則第43号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年10月22日規則第100号）

この規則は、平成11年11月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日規則第57号）

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の杉並区立自転車駐車場条例施行規則第1号様式から第2号様式まで、第6号様式及び第7号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成12年6月28日規則第155号）

この規則は、平成12年10月1日から施行する。

附 則（平成13年3月30日規則第46号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月20日規則第19号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月19日規則第11号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年7月27日規則第75号）

この規則は、平成16年9月1日から施行する。

附 則（平成16年12月22日規則第99号）

この規則は、平成17年1月4日から施行する。

附 則（平成17年10月24日規則第119号）

この規則は、平成17年11月1日から施行する。

附 則（平成18年2月27日規則第7号）

この規則は、平成18年3月1日から施行する。

附 則（平成18年6月13日規則第79号）

この規則は、平成18年7月1日から施行する。

附 則（平成19年3月19日規則第27号）

この規則は、平成19年3月26日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第31号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年6月22日規則第79号）

この規則は、平成19年7月1日から施行する。

附 則（平成19年12月17日規則第138号）

この規則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則（平成20年7月29日規則第57号）

この規則は、平成20年7月30日から施行する。

附 則（平成20年11月27日規則第92号）

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成21年3月17日規則第16号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年5月12日規則第60号）

この規則は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（平成22年3月1日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年9月27日規則第36号）

この規則は、平成23年10月3日から施行する。

附 則（平成25年3月21日規則第19号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月12日規則第102号）

1 この規則は、平成26年12月25日から施行する。

2 この規則による改正後の杉並区立自転車駐車場条例施行規則第2号様式は、平成27年1月以後の定期使用に係る申請について適用し、同月前の定期使用に係る申請については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、この規則による改正前の杉並区立自転車駐車場条例施行規則第2号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成27年9月16日規則第80号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定（杉並区立永福町南自転車駐車場の項を削る部分に限る。）及び別表第2(2)の改正規定（

「杉並区立上井草北自転車駐車場」
を

「杉並区立新高円寺地下自転車駐車場
杉並区立上井草北自転車駐車場」
に改める部分に限る。）は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成27年10月26日規則第93号）

この規則は、平成27年11月1日から施行する。

附 則（平成29年2月28日規則第2号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、別表第2(2)杉並区立西荻窪北自転車駐車場の項を削る改正規定は、同年3月1日から施行する。

附 則（令和2年1月31日規則第1号）

この規則は、令和2年2月1日から施行する。

附 則（令和2年2月28日規則第8号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年5月15日規則第49号）

この規則は、令和2年5月18日から施行する。

附 則（令和3年3月19日規則第19号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年6月16日規則第58号）

この規則は、令和3年6月30日から施行する。

附 則（令和6年6月21日規則第69号）

この規則は、令和6年7月1日から施行する。

附 則（令和7年6月19日規則第51号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第6条の改正規定、第6条の2の改正規定及び第11条の次に3条を加える改正規定（第12条第3項、第13条及び第14条に係る部分に限る。）は、令和8

年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

名称	種別	使用時間	
		定期使用	1日使用
杉並区立方南町東自転車駐車場	自転車	午前0時から午後12時まで	
	原動機付自転車及び自動二輪車	午前0時から午後12時まで	
杉並区立方南町西自転車駐車場	自転車	午前0時から午後12時まで	午前6時30分から午後12時まで
杉並区立荻窪東地下自転車駐車場（杉並区上荻一丁目2番1号に設置する部分に限る。）	自転車	午前4時15分から翌日の午前1時30分まで	午前6時から午後12時まで
杉並区立新高円寺地下自転車駐車場	自転車	午前4時45分から翌日の午前0時30分まで	午前4時45分から翌日の午前0時30分まで
杉並区立荻窪北第一自転車駐車場	自転車	午前0時から午後12時まで	午前6時から午後12時まで
杉並区立永福町北第一自転車駐車場	自転車	午前0時から午後12時まで	午前7時から午後12時まで
杉並区立永福町北第二自転車駐車場	自転車	午前0時から午後12時まで	午前6時30分から午後12時まで
杉並区立永福町北第三自転車駐車場	自転車	午前0時から午後12時まで	午前0時から午後12時まで
杉並区立荻窪南第一自転車駐車場	自転車	午前4時15分から翌日の午前1時30分まで	午前4時15分から午後12時まで
杉並区立荻窪南第二自転車駐車場	自転車	午前4時15分から翌日の午前1時30分まで	午前6時から午後12時まで
杉並区立上井草北自転車駐車場	自転車	午前0時から午後12時まで	
	原動機付自転車及び自動二輪車	午前0時から午後12時まで	
杉並区立浜田山北第一自転車駐車場	自転車	午前0時から午後12時まで	午前7時から午後12時まで
杉並区立浜田山北第二自転車駐車場	自転車	午前0時から午後12時まで	午前6時30分から午後12時まで
杉並区立桜上水北自転車駐車場	自転車	午前0時から午後12時まで	午前6時30分から午後12時まで
杉並区立久我山西自転車駐車場	自転車	午前0時から午後12時まで	午前6時30分から午後12時まで
杉並区立久我山南自転車駐車場	自転車	午前0時から午後12時まで	
	原動機付自転車及び自動二輪車	午前0時から午後12時まで	

	輪車		
杉並区立久我山北自転車駐車場	自転車	午前0時から午後12時まで	
杉並区立荻窪西第一自転車駐車場	自転車	午前0時から午後12時まで	午前6時から午後12時まで
杉並区立下井草南自転車駐車場	自転車	午前0時から午後12時まで	午前6時30分から午後12時まで
	原動機付自転車及び自動二輪車	午前0時から午後12時まで	午前6時30分から午後12時まで
杉並区立下井草北第一自転車駐車場	自転車	午前0時から午後12時まで	午前0時から午後12時まで
杉並区立下井草北第二自転車駐車場	自転車	午前0時から午後12時まで	午前7時から午後12時まで
杉並区立井荻南地下自転車駐車場	自転車	午前4時30分から翌日の午前1時30分まで	午前6時30分から午後12時まで
杉並区立井荻北地下自転車駐車場	自転車	午前4時30分から翌日の午前1時30分まで	午前6時30分から午後12時まで
杉並区立南阿佐ヶ谷第一自転車駐車場	自転車	午前0時から午後12時まで	午前6時30分から午後12時まで
杉並区立南阿佐ヶ谷第二自転車駐車場	自転車	午前0時から午後12時まで	午前7時から午後12時まで
杉並区立荻窪北第二自転車駐車場	自転車	午前0時から午後12時まで	午前6時から午後12時まで
杉並区立浜田山南自転車駐車場	自転車	午前0時から午後12時まで	午前0時から午後12時まで
	原動機付自転車及び自動二輪車	午前0時から午後12時まで	午前0時から午後12時まで
杉並区立高円寺北自転車駐車場	自転車	午前4時から翌日の午前1時30分まで	午前4時から午後12時まで
杉並区立荻窪西第二自転車駐車場	自転車	午前0時から午後12時まで	午前6時から午後12時まで
杉並区立荻窪北第三自転車駐車場	自転車	午前0時から午後12時まで	午前6時から午後12時まで
杉並区立中野富士見町自転車駐車場	自転車	午前0時から午後12時まで	午前6時30分から午後12時まで
杉並区立高井戸東自転車駐車場	自転車	午前0時から午後12時まで	午前6時から午後12時まで
杉並区立高井戸北自転車駐車場	自転車	午前4時20分から翌日の午前1時20分まで	
杉並区立富士見ヶ丘南自転車駐車場	自転車	午前0時から午後12時まで	
杉並区立富士見ヶ丘北自転車駐車場	自転車	午前4時から翌日の午前1時30分まで	午前6時30分から午後12時まで

杉並区立永福町南自転車駐車場	自転車	午前0時から午後12時まで	午前7時から午後12時まで
杉並区立西永福北自転車駐車場	自転車	午前0時から午後12時まで	
杉並区立西永福南第一自転車駐車場	自転車	午前0時から午後12時まで	
杉並区立西永福南第二自転車駐車場	自転車	午前0時から午後12時まで	
杉並区立南阿佐ヶ谷第三自転車駐車場	自転車	午前0時から午後12時まで	

全部改正〔平成18年規則79号〕、一部改正〔平成19年規則27号・31号・79号・20年92号・21年16号・60号・22年4号・23年36号・25年19号・27年80号・93号・29年2号・令和2年8号・3年19号・6年69号〕

別表第2 (第3条の2、第3条の3関係)

(1) 1回使用券を交付する駐車場

名称
杉並区立高井戸北自転車駐車場
杉並区立上井草北自転車駐車場

(2) 1回使用券を交付しない駐車場

杉並区立方南町東自転車駐車場
杉並区立荻窪東地下自転車駐車場（杉並区上荻一丁目4番8号に設置する部分に限る。）
杉並区立新高円寺地下自転車駐車場
杉並区立久我山南自転車駐車場
杉並区立久我山北自転車駐車場
杉並区立高円寺北自転車駐車場
杉並区立西永福北自転車駐車場
杉並区立西永福南第一自転車駐車場
杉並区立西永福南第二自転車駐車場
杉並区立南阿佐ヶ谷第三自転車駐車場

全部改正〔平成20年規則57号〕、一部改正〔平成22年規則4号・23年36号・25年19号・27年80号・29年2号・令和2年1号・8号・49号・3年58号・6年69号〕

第1号様式

(第3条関係)

一部改正〔平成18年規則79号〕

第1号の2様式

(第3条の3関係)

追加〔平成19年規則27号〕

第2号様式

(第4条、第7条関係)

一部改正〔平成26年規則102号〕

第3号様式

(第4条関係)

第4号様式

(第4条関係)

第6号様式

(第8条関係)

第7号様式

(第9条関係)

第8号様式

(第12条関係)

追加〔令和7年規則51号〕

改正 平成12年10月23日杉土自発第101号
平成17年3月23日杉並第97711号
令和6年3月26日杉並第69229号

平成13年3月23日杉土自発第196号
平成30年3月8日杉並第64509号

(設置)

第1条 杉並区（以下「区」という。）内の駅及び別表に掲げる駅周辺における、放置自転車による交通環境の悪化防止に地域住民が主体的に取り組むことを目的に、杉並区自転車放置防止協力員（以下「協力員」という。）を設置する。

(職務)

第2条 協力員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 自転車の放置防止の指導に関する事。
- (2) 自転車の放置防止のPR及び啓発に関する事。
- (3) 自転車の放置防止について区及び関係官公署との協力に関する事。

(依頼)

第3条 区長は、駅周辺の商店会及び町会・自治会の会員並びに自転車の放置防止に理解及び熱意のある者へ協力員として前条の職務を依頼する。

(協力員の数)

第4条 協力員の人数は、原則として鉄道の駅を単位におおむね20人とする。ただし、区長が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

(協力期間)

第5条 区長は、協力員に対し、3年間の協力を依頼する。

2 前項の規定にかかわらず、区長は、その協力期間の中途においても別の者に協力員としての従事を依頼することができる。この場合において、当該協力員への依頼期間は、当初の協力期間の残りの期間とする。

(庶務)

第6条 この要綱に関する事務は、都市整備部管理課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか協力員に関して必要な事項は、都市整備部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成6年5月1日から施行する。

附 則（平成30年3月8日杉並第64509号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月26日杉並第69229号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第1条関係）

駅名
中野富士見町駅
三鷹台駅
代田橋駅
明大前駅
下高井戸駅
桜上水駅
上北沢駅
芦花公園駅

改正	昭和63年12月21日杉土交発第203号	平成10年4月30日杉土自発第32号
	平成19年3月29日杉並第83781号	平成20年10月14日杉並第40386号
	平成31年3月11日杉並第66332号	令和4年8月3日杉並第23637号

(目的)

第1条 この要綱は、駅周辺等公共の場所における自転車の放置防止、交通の安全・円滑化及び区民の良好な生活環境の向上を図るため、杉並区自転車の放置防止及び駐車場整備に関する条例（昭和59年杉並区条例第46号。以下「条例」という。）第30条の規定に基づき、民営自転車駐車場の設置及び管理に要する経費に対して民営自転車駐車場育成補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象事業及び補助対象者)

第2条 この要綱の規定により補助金の交付を受けることができる事業（以下「補助事業」という。）及びその対象者は、自転車の放置防止に寄与する民営自転車駐車場の設置事業を行う者であって、次に掲げる要件を備えているものとする。

- (1) 自転車駐車場の位置が条例で定める放置禁止区域内にあること。
- (2) 自転車駐車場の構造及び設備が利用者の安全を確保することができ、自転車が有効に駐車できるものであること。
- (3) 一般区民の利用する自転車を収容する施設であること。
- (4) 当該自転車駐車場が継続して5年以上運営されること。
- (5) その他区長が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる自転車駐車場は、補助の対象としない。

- (1) 鉄道事業者又は財団法人が設置し、運営する自転車駐車場
- (2) 条例第21条及び第24条の規定の適用を受けて設置される自転車駐車場

(補助の対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、前条に定める自転車駐車場の建設費及び管理費とし、土地取得費、建物等解体費、賃借料、各種手数料等費用及び消費税は除くものとする。

2 前項の規定により補助の対象となる建設費は、自転車駐車場建設費及び駐車用機械器具等整備費とする。ただし、他の用途の施設と併設する場合にあっては、自転車駐車場部分の経費に限るものとし、その建設が毎年度2月末までに完了する予定のものとする。

3 第1項の規定により補助の対象となる管理費は、当該自転車駐車場の供用開始日の翌年度4月1日から3月31日までを1年目として起算し、3年を超えて補助金の交付を受けることができないものとする。

(補助金の交付額)

第4条 補助金の交付額は、次のとおりとする。

(1) 建設費

標準建設費（収容台数1台につき、単価110,000円を乗じて得た額）又は建設に要した経費のいずれか低い額の2分の1以内とし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。ただし、補助金の交付限度額は1,000万円とする。

(2) 管理費

自転車の年間駐車実績台数を供用した日数で除して得た台数又は収容台数のいずれか低い台数に単価3,000円を乗じて得た額とする。

2 補助金の交付は、予算額の範囲内で行うものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 前条第1項第1号の建設費に係る補助金の交付を受けようとする者は、自転車駐車場の建設を始める前に民営自転車駐車場育成補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて区

長に提出するものとする。

- (1) 補助事業計画書
- (2) 補助金額計算書
- (3) 建設工事見積書の写し
- (4) 自転車駐車場の位置図
- (5) 自転車駐車場の求積図
- (6) 自転車駐車場の整備平面図
- (7) 自転車駐車場予定地の土地登記簿（借地等の場合にあっては、賃貸借契約書の写し及び印鑑証明書）
- (8) 自転車駐車場予定地の公図
- (9) 自転車駐車場予定地の現況写真
- (10) 工事工程表
- (11) 収支計算書
- (12) 設置機器等の資料（機器の規格・仕様の内容が分かるパンフレット等）
- (13) 補助金の交付を受けようとする者が法人の場合にあっては、履歴事項全部証明書、代表者事項証明書及び当該法人の概要が分かるパンフレット等
- (14) その他区長が指示する書類

2 前条第1項第2号の管理費に係る補助金の交付を受けようとする者は、自転車駐車場の開設後3年間（供用開始日の翌年度4月1日から3月31日までを1年目として起算し、以降3年目までをいう。第8条第2項において同じ。）、次に掲げる書類を毎年度区長に提出するものとする。

- (1) 民営自転車駐車場育成補助金交付申請書
- (2) 補助事業計画書
- (3) 建設費に係る民営自転車駐車場育成補助金交付決定通知書の写し
- (4) その他区長が指示する書類
(補助金の交付決定)

第6条 区長は、前条の規定による申請書の提出を受けたときは、内容を確認し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、民営自転車駐車場育成補助金交付決定通知書（第2号様式）により、補助金を交付しないことに決定したときは、民営自転車駐車場育成補助金不交付決定通知書（第3号様式）により当該申請書を提出した者に通知するものとする。

（補助事業の変更）

第7条 前条の規定により補助金交付の決定を受けた者（以下「補助申請者」という。）が補助金交付決定後、自転車駐車場建設工事の設計変更等により、工事内容を変更する場合又は工事を中止し、若しくは廃止しようとするときは、民営自転車駐車場育成補助金補助事業変更・中止・廃止承認申請書（第4号様式。以下「承認申請」という。）により、区長の承認を受けるものとする。

2 区長は、前項の承認申請があった場合は、当該内容を確認し、承認したときは、民営自転車駐車場育成補助金補助事業変更・中止・廃止承認通知書（第5号様式）により補助申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 補助申請者は、補助事業が完了したときは、速やかに民営自転車駐車場育成補助金補助事業実績報告書兼完了届（第6号様式。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて区長に提出するものとする。

- (1) 工事写真及び完成写真
- (2) 竣工図
- (3) 工事に係る請求書の写し（補助対象経費の内訳が分かる書類）
- (4) 領収書の写し
- (5) その他区長が指示する書類

2 補助申請者は、自転車駐車場の開設後3年間、利用状況について毎年度次に掲げる書類を区長に提出して報告するものとする。

- (1) 実績報告書
- (2) 自転車の年間駐車台数の実績が分かる書類
- (3) その他区長が指示する書類

(補助金の交付確定)

第9条 区長は、実績報告書の内容を確認し、補助金を交付することが適當と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、民営自転車駐車場育成補助金交付確定通知書（第7号様式）により、補助申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第10条 補助申請者は、前条の通知を受けた後、民営自転車駐車場育成補助金交付請求書（第8号様式）を区長に提出し、補助金の交付を受けるものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第11条 区長は、補助金の交付を受けた補助申請者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 条例又はこの要綱に違反したとき。
 - (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (3) 補助金を当該補助事業以外の用途に使用したとき。
 - (4) 自転車駐車場の開設後5年の間に第2条第1項第2号から第4号までのうち、いずれかを満たさなくなったとき。
- 2 区長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、補助申請者に対し、期限を定めて民営自転車駐車場育成補助金交付決定取消通知書兼返還命令書（第8号の2様式）により次に掲げる額の返還を命じるものとする。
- (1) 運営期間（自転車駐車場の開設日から取消しの日までをいう。以下この項において同じ。）が1年未満の場合 補助金交付額（建設費補助金の額をいう。）の全額
 - (2) 運営期間が1年以上2年未満の場合 補助金交付額（建設費補助金及び管理費補助金の合計額をいう。次号から第5号までにおいて同じ。）の5分の4の額
 - (3) 運営期間が2年以上3年未満の場合 補助金交付額の5分の3の額
 - (4) 運営期間が3年以上4年未満の場合 補助金交付額の5分の2の額
 - (5) 運営期間が4年以上5年未満の場合 補助金交付額の5分の1の額

(補助金交付の承継)

第12条 相続、譲渡又はその他の事由により、補助申請者から当該自転車駐車場を引き継ぐ者は、民営自転車駐車場育成補助措置承継承認申請書（第9号様式）を、区長に提出するものとする。ただし、補助事業の期間を5年経過した場合は、この限りでない。

2 区長は、前項の申請を受けたときは、その内容を確認し、承継することが適當と認める者には、民営自転車駐車場育成補助措置承継承認書（第10号様式）により通知するものとする。

(調査)

第13条 区長は、この要綱の規定を施行するため必要な限度において、補助申請者から報告を求め、補助金により設置された自転車駐車場の調査確認をすることができる。

(帳簿の保存)

第14条 補助申請者は、補助事業に関する収支等を明らかにした帳簿を備え、補助事業により設置した自転車駐車場の共用開始後、5年間保存するものとする。

- 2 補助申請者は、区長から求められたときは、前項の帳簿の写しを提出するものとする。

(財産処分の制限)

第15条 補助申請者は、補助対象事業により取得した財産（以下「取得財産」という。）について、区長の承認を受けることなく、取得財産をこの補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付けし、又は担保に供してはならないものとする。ただし、補助事業の期間を5年経過した場合は、この限りでない。

2 補助申請者は、前項の処分をしようとするときは、民営自転車駐車場財産処分承認申請書（第11号様式）により、区長の承認を受けるものとする。

3 区長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を確認し、適當と認めるときは、民営自転車駐車場財産処分承認通知書（第12号様式）により、補助申請者に通知するものとする。

（違約加算金及び延滞金）

第16条 区長は、第11条第1項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部の取消しをし、返還を命じたときは、補助申請者に対してその命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合又は法定利率により計算した違約加算金を納付させることができる。ただし、当該違約加算金の額が100円未満である場合においては、この限りでない。

2 区長は、補助申請者に対し、補助金の返還を命じた場合において、補助申請者がこれを納期限までに納付しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合により計算した延滞金を納付させなければならない。ただし、当該延滞金の額が100円未満である場合においては、この限りでない。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

（違約加算金の計算）

第17条 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助申請者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

（延滞金の計算）

第18条 第16条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

（委任）

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（令和4年8月3日杉並第23637号）

1 この要綱は、令和4年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 施行日前に第6条の規定による交付の決定を受けている補助金については、なお従前の例による。

様式 略

改正 平成20年10月14日杉並第40404号
令和4年7月25日杉並第22810号

令和2年7月20日杉並第20818号

(目的)

第1条 この要綱は、道路運送車両法に規定されている原動機付自転車、二輪の軽自動車及び二輪の小型自動車（以下「バイク」という。）の違法駐車を防止し、交通の安全及び区民の良好な生活環境の向上を図るため、民営のバイク駐車場（以下「バイク駐車場」という。）の設置に要する経費に対して、民営バイク駐車場育成補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、次条に定める要件を満たした公共の用に供するバイク駐車場を設置し、経営する事業者等であって、鉄道事業者及び財団法人を除くものとする。

(補助対象となるバイク駐車場の要件)

第3条 補助の対象となるバイク駐車場は、次に掲げる要件を備えるものとする。

- (1) 23区内の主要渋滞箇所周辺や区が推進する違法駐車解消重点地域等（以下「補助対象地域」という。）に位置すること。
- (2) 補助対象地域において、既存の駐車場を改造し、又は土地を取得若しくは賃借して新たに2台以上整備したものであること。
- (3) 構造及び設備は、利用者の安全を確保し、かつ、バイクの駐車が有効に行えるものであること。
- (4) 収容台数のうち半数以上は、時間貸し駐車に充てること。
- (5) 当該バイク駐車場が継続して2年以上運営されること。

(補助の対象経費及び交付額)

第4条 補助の対象となる経費は、前条第2号に定めるバイク駐車場の新たな整備にかかる建設費とし、その建設が毎年度2月末までに完了する予定のものとする。

2 建設費とは、専用料金精算機設置、バイク施錠設備設置、入口改造・床面破損防止工事及び転倒防止ガードパイプ設置に要する費用、その他、区長が必要と認めたもので、土地の取得費、賃借料、各種手数料等費用及び消費税は除くものとする。

3 補助金の交付額は、建設費の範囲内とし、1バイク駐車場当たり30台を限度として、1台につき75,000円を補助限度とする。ただし、補助金に1,000円未満の端数があるときは切り捨てる。

4 補助金の交付は、予算の範囲内で行うものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、民営バイク駐車場育成補助金交付申請書（第1号様式）を区長に提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第6条 区長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を確認し、適當と認めるときは、補助金の交付を決定し、速やかに民営バイク駐車場育成補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

2 区長は前項の確認の結果、補助金を交付しないことに決定したときは、申請者に対して民営バイク駐車場育成補助金不交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 補助金交付の決定を受けた申請者（以下「補助申請者」という。）は、補助事業が完了したときは、速やかに民営バイク駐車場育成補助金補助事業実績報告書兼完了届（第4号様式、以下「実績報告書」という。）を区長に提出するものとする。

(補助金の交付確定)

第8条 区長は、実績報告書の内容を確認し、現地調査を行い、補助金を交付することが適當と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、民営バイク駐車場育成補助金交付確定通知書（第5号様式）により、補助申請者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第9条 前条の通知を受けた補助申請者は、民営バイク駐車場育成補助金交付請求書（第6号様式）を区長に提出し、補助金の交付を受けるものとする。

（補助事業の変更・中止）

第10条 補助申請者が補助金交付決定後、バイク駐車場建設工事の設計変更等により、工事内容を変更する場合又は工事を中止するときは、民営バイク駐車場育成補助金補助事業変更・中止承認申請書（第7号様式）により、区長の承認を受けるものとする。

2 区長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を確認し、適當と認めるときは、民営バイク駐車場育成補助金補助事業変更・中止承認通知書（第8号様式）により補助申請者に通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第11条 区長は、補助申請者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 申請又は実績報告の内容に不備（補助金等の額に係るものに限る。）があったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金を当該事業以外の用途に使用したとき。
- (4) その他補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの要綱に基づく命令に違反したとき。

2 区長は、前項の規定による補助金の交付決定を取り消したときは、民営バイク駐車場育成補助金交付決定取消通知書（第9号様式）により、補助申請者に対し速やかに通知するものとする。

（補助金の返還）

第12条 区長は、前条の規定による補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助申請者に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

（違約加算金及び延滞金）

第13条 区長は、第11条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部の取消しをした場合において、前条の規定により補助金の返還を命じたときは、補助申請者に対してその命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合又は法定利率により計算した違約加算金を納付させることができる。ただし、当該違約金の額が100円未満である場合においては、この限りでない。

2 区長は、補助申請者に対し、補助金の返還を命じた場合において、補助申請者がこれを納期限までに納付しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合により計算した延滞金を納付させなければならない。ただし、当該延滞金の額が100円未満である場合においては、この限りでない。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

4 第1項の規定による違約加算金は、補助事業の成果等を勘案し、決定するものとする。

（違約加算金の計算）

第14条 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助申請者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

（延滞金の計算）

第15条 第13条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(帳簿の保存)

第16条 補助申請者は、補助対象事業に関する収支を明らかにした帳簿を備え、補助対象事業により設置したバイク駐車場の共用開始後、5年間保存するものとする。

2 補助申請者は、区長から求められたときは、前項の帳簿の写しを提出するものとする。

(財産処分の制限)

第17条 補助申請者は、補助金により取得した財産（以下「取得財産」という。）については、区長の承認を受けることなく、取得財産をこの補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならないものとする。

2 補助申請者は、前項の処分をしようとするときは、民営バイク駐車場財産処分承認申請書（第10号様式）により、区長の承認を受けるものとする。

3 区長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を確認し、適當と認めるときは、民営バイク駐車場財産処分承認通知書（第11号様式）により、補助申請者に通知するものとする。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(補則)

第19条 この補助金の交付の手続その他の処理については、この要綱に定めるところによるほか、杉並区補助金等交付規則（令和2年杉並区規則第24号）に定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（令和4年7月25日杉並第22810号）

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

様式 略

改正 平成27年8月17日杉並第26301号 平成30年3月8日杉並第62594号
令和6年3月27日杉並第69183号

(目的)

第1条 区有地又は区が借り受けた土地において、民営バイク・自転車駐車場の整備及び管理運営を行う事業者候補者（以下「事業者」という。）を選定する場合の事務取扱は、杉並区プロポーザル選定委員会条例（平成26年条例第4号。以下「条例」という）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(事業者の選定)

第2条 事業者の選定は、条例に基づき、杉並区民営バイク・自転車駐車場設置事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置して行うものとする。

(所掌事項)

第3条 選定委員会は、杉並区民営バイク・自転車駐車場設置事業者選定基準を定め、区長の諮問に応じ、事業者の選定に関し必要な事項を調査審議する。

(構成員)

第4条 選定委員会は、次に掲げる者（以下「選定委員」という。）をもって構成し、区長が委嘱又は任命する。

- (1) 委員 学識経験者 1名
- (2) 委員 区民 2名
- (3) 委員 都市整備部長
- (4) 委員 都市整備部土木担当部長

2 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、選定委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故のあるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(任期)

第5条 選定委員の任期は、委嘱され、又は任命された日から事業者の選定を完了した日までとする。

(選定の方法)

第6条 事業者は、区が提示する民営バイク・自転車駐車場の整備及び管理運営の目的に照らし、企画書及びそれに伴う付属資料（以下「企画書等」という。）を作成し、提出する。

2 選定委員会は、各事業者から提出された企画書等により事業者を選定する。

(委員会の庶務)

第7条 委員会の庶務は、都市整備部管理課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月10日から施行する。

附 則（平成30年3月8日杉並第62594号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月 日杉並第69183号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

発令：昭和55年11月25日法律第87号

最終改正：平成5年12月22日号外法律第97号

改正内容：平成5年12月22日号外法律第97号[平成6年6月20日]

自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律をここに公布する。

自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、自転車に係る道路交通環境の整備及び交通安全活動の推進、自転車の安全性の確保、自転車等の駐車対策の総合的推進等に關し必要な措置を定め、もつて自転車の交通に係る事故の防止と交通の円滑化並びに駅前広場等の良好な環境の確保及びその機能の低下の防止を図り、あわせて自転車等の利用者の利便の増進に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 自転車 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第十一号の二に規定する自転車をいう。
- 二 自転車等 自転車又は原動機付自転車（道路交通法第二条第一項第十号に規定する原動機付自転車をいう。）をいう。
- 三 自転車等駐車場 一定の区画を限つて設置される自転車等の駐車のための施設をいう。
- 四 道路 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二条第一項に規定する道路及び一般交通の用に供するその他の場所をいう。
- 五 道路管理者 道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、第一条の目的を達成するため、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する全般的な施策が有効かつ適切に実施されるよう必要な配慮をしなければならない。

(良好な自転車交通網の形成)

第四条 道路管理者は、自転車の利用状況を勘案し、良好な自転車交通網を形成するため必要な自転車道、自転車歩行者道等の整備に関する事業を推進するものとする。

- 2 都道府県公安委員会は、自転車の利用状況を勘案し、良好な自転車交通網を形成するため、自転車の通行することのできる路側帯、自転車専用車両通行帯及び自転車横断帯の設置等の交通規制を適切に実施するものとする。
- 3 道路管理者、都道府県警察等は、自転車交通網の形成と併せて適正な道路利用の促進を図るため、相互に協力して、自転車の通行する道路における放置物件の排除等に努めるものとする。

(自転車等の駐車対策の総合的推進)

第五条 地方公共団体又は道路管理者は、通勤、通学、買物等のための自転車等の利用の増大に伴い、自転車等の駐車需要の著しい地域又は自転車等の駐車需要の著しくなることが予想される地域においては、一般公共の用に供される自転車等駐車場の設置に努めるものとする。

- 2 鉄道事業者は、鉄道の駅の周辺における前項の自転車等駐車場の設置が円滑に行われるよう、地方公共団体又は道路管理者との協力体制の整備に努めるとともに、地方公共団体又は道路管理者から同項の自転車等駐車場の設置に協力を求められたときは、その事業との調整に努め、鉄道用地の譲渡、貸付けその他の措置を講ずることにより、当該自転車等駐車場の設置に積極的に協力しなければならない。ただし、鉄道事業者が自ら旅客の利便に供するため、自転車等駐車場を設置する場合は、この限りでない。
- 3 官公署、学校、図書館、公会堂等公益的施設の設置者及び百貨店、スーパーマーケット、銀行、遊技

場等自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設の設置者は、周辺の土地利用状況を勘案し、その施設の利用者のために必要な自転車等駐車場を、当該施設若しくはその敷地内又はその周辺に設置するよう努めなければならない。

- 4 地方公共団体は、商業地域、近隣商業地域その他自転車等の駐車需要の著しい地域内で条例で定める区域内において百貨店、スーパーマーケット、銀行、遊技場等自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設で条例で定めるものを新築し、又は増築しようとする者に対し、条例で、当該施設若しくはその敷地内又はその周辺に自転車等駐車場を設置しなければならない旨を定めることができる。
- 5 都道府県公安委員会は、自転車等駐車場の整備と相まって、歩行者及び自転車利用者の通行の安全を確保するための計画的な交通規制の実施を図るものとする。
- 6 地方公共団体、道路管理者、都道府県警察、鉄道事業者等は、駅前広場等の良好な環境を確保し、その機能の低下を防止するため、必要があると認めるときは、法令の規定に基づき、相互に協力して、道路に駐車中の自転車等の整理、放置自転車等（自転車等駐車場以外の場所に置かれている自転車等であつて、当該自転車等の利用者が当該自転車等を離れて直ちに移動することができない状態にあるものをいう。以下同じ。）の撤去等に努めるものとする。

第六条 市町村長は、駅前広場等の良好な環境を確保し、その機能の低下を防止するため必要があると認める場合において条例で定めるところにより放置自転車等を撤去したときは、条例で定めるところにより、その撤去した自転車等を保管しなければならない。

- 2 市町村長は、前項の規定により自転車等を保管したときは、条例で定めるところによりその旨を公示しなければならない。この場合において、市町村長は、当該自転車等を利用者に返還するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 市町村長は、第一項の規定により保管した自転車等につき、前項前段の規定による公示の日から相当の期間を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するときは、条例で定めるところにより、当該自転車等を売却し、その売却した代金を保管することができる。この場合において、当該自転車等につき、買受人がないとき又は売却することができないと認められるときは、市町村長は、当該自転車等につき廃棄等の処分をすることができる。
- 4 第二項前段の規定による公示の日から起算して六月を経過してもなお第一項の規定により保管した自転車等（前項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、市町村に帰属する。
- 5 第一項の条例で定めるところによる放置自転車等の撤去及び同項から第三項までの規定による自転車等の保管、公示、自転車等の売却その他の措置に要した費用は、当該自転車等の利用者の負担とすることができます。この場合において、負担すべき金額は、当該費用につき実費を勘案して条例でその額を定めたときは、その定めた額とする。
- 6 都道府県警察は、市町村から、第一項の条例で定めるところにより撤去した自転車等に関する資料の提供を求められたときは、速やかに協力するものとする。

（総合計画）

第七条 市町村は、第五条第一項に規定する地域において自転車等の駐車対策を総合的かつ計画的に推進するため、自転車等駐車対策協議会の意見を聴いて、自転車等の駐車対策に関する総合計画（以下「総合計画」という。）を定めることができる。

- 2 総合計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 総合計画の対象とする区域
 - 二 総合計画の目標及び期間
 - 三 自転車等駐車場の整備の目標量及び主要な自転車等駐車場の配置、規模、設置主体等その整備に関する事業の概要
 - 四 第五条第二項の規定により自転車等駐車場の設置に協力すべき鉄道事業者（以下「設置協力鉄道事業者」という。）の講ずる措置
 - 五 放置自転車等の整理、撤去等及び撤去した自転車等の保管、処分等の実施方針

- 六 自転車等の正しい駐車方法の啓発に関する事項
- 七 自転車等駐車場の利用の調整に関する措置その他自転車等の駐車対策について必要な事項
- 3 総合計画は、都市計画その他法律の規定による地域の交通に関する計画との調和が保たれたものでなければならない。
- 4 市町村は、総合計画を定めるに当たつては、第二項第三号に掲げる事項のうち主要な自転車等駐車場の整備に関する事業の概要については当該自転車等駐車場の設置主体となる者（第五条第四項の規定に基づく条例で定めるところにより自転車等駐車場の設置主体となる者を除く。）と、第二項第四号に掲げる事項については当該事項に係る設置協力鉄道事業者となる者と協議しなければならない。
- 5 市町村は、総合計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前各項の規定は、総合計画の変更について準用する。
- 7 総合計画において第二項第三号の主要な自転車等駐車場の設置主体となつた者及び同項第四号の設置協力鉄道事業者となつた者は、総合計画に従つて必要な措置を講じなければならない。

（自転車等駐車対策協議会）

第八条 市町村は、自転車等の駐車対策に関する重要な事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、自転車等駐車対策協議会（以下「協議会」という。）を置くことができる。

- 2 協議会は、自転車等の駐車対策に関する重要な事項について、市町村長に意見を述べることができる。
- 3 協議会は、道路管理者、都道府県警察及び鉄道事業者等自転車等の駐車対策に利害関係を有する者の中から、市町村長が指定する者で組織する。
- 4 前項に規定するもののほか、協議会の組織及び運営に関する必要な事項は、市町村の条例で定める。

（自転車等駐車場の構造及び設備の基準）

第九条 一般公共の用に供される自転車等駐車場の構造及び設備は、利用者の安全が確保され、かつ、周辺の土地利用状況及び自転車等の駐車需要に適切に対応したものでなければならない。

- 2 国は、前項の自転車等駐車場の安全性を確保するため、その構造及び設備に関する必要な技術的指針を定めることができる。

（都市計画等における配慮）

第十条 道路、都市高速鉄道、駐車場その他駅前広場の整備に関する都市施設に関する都市計画その他の都市環境の整備に関する計画は、当該地域における自転車等の利用状況を適切に配慮して定めなければならない。

（交通安全活動の推進）

第十二条 国及び地方公共団体は、関係機関及び関係団体の協力の下に、自転車の安全な利用の方法に関する交通安全教育の充実を図るとともに、自転車の利用者に対する交通安全思想の普及に努めるものとする。

（自転車等の利用者の責務）

第十二条 自転車を利用する者は、道路交通法その他の法令を遵守する等により歩行者に危害を及ぼさないようとする等自転車の安全な利用に努めなければならない。

- 2 自転車等を利用する者は、自転車等駐車場以外の場所に自転車等を放置することのないように努めなければならない。

- 3 自転車を利用する者は、その利用する自転車について、国家公安委員会規則で定めるところにより都道府県公安委員会が指定する者の行う防犯登録（以下「防犯登録」という。）を受けなければならない。

（自転車の安全性の確保）

第十三条 国は、自転車について、その利用者等の生命又は身体に対する危害の発生を防止するため必要な品質の基準を整備すること等により、その安全性を確保するための措置を講ずるものとする。

（自転車製造業者等の責務）

第十四条 自転車の製造（組立を含む。以下同じ。）を業とする者は、その製造する自転車について、前条に定める基準の遵守その他の措置を講ずるとともに、欠陥による損害のてん補の円滑な実施に必要な措置を講ずる等安全性及び利便性の向上に努めなければならない。

- 2 自転車の小売を業とする者は、自転車の販売に当たつては、当該自転車の取扱方法、定期的な点検の必要性等の自転車の安全利用のための十分な情報を提供するとともに、防犯登録の勧奨並びに自転車の点検及び修理業務の充実に努めなければならない。
- 3 国は、自転車の製造を業とする者及び自転車の小売を業とする者に対し、前二項の規定の施行に必要な指導及び助言その他の措置を講じなければならない。

（国の助成措置等）

第十五条 国は、予算の範囲内において、地方公共団体が都市計画事業として行う自転車等駐車場の設置に要する費用のうち、施設の整備に要する費用及び用地の取得に要する費用の一部を補助することができる。

- 2 国は、地方公共団体が一般公共の用に供される自転車等駐車場の設置に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。
- 3 国は、前二項に定めるもののほか、地方公共団体が実施する自転車に係る道路交通環境の整備、交通安全活動の推進その他の自転車の安全利用に関する施策及び自転車等駐車場の整備に関する施策が円滑に実施されるよう助成その他必要な配慮をするものとする。
- 4 国及び地方公共団体は、民営自転車等駐車場事業の育成を図るため、当該事業を行う者で必要と認めるものに対し、資金のあつせんその他必要な措置を講ずるものとする。
- 5 国は、地方公共団体が設置する一般公共の用に供される自転車等駐車場の用に供するため必要があると認めるときは、当該地方公共団体に対し、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）及び道路法で定めるところにより、普通財産を無償で貸し付け、又は譲与することができる。

附 則

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔昭和五六年四月政令一四九号により、昭和五六・五・二〇から施行〕

附 則〔平成五年一二月二二日法律第九七号〕

- 1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
〔平成六年六月政令一四八号により、平成六・六・二〇から施行〕
- 2 改正後の第十二条第三項の規定は、この法律の施行の日以後に新たに利用する自転車について適用し、この法律の施行の日前から利用している自転車については、なお従前の例による。
- 3 国家公安委員会規則で定める種類の自転車及び都道府県公安委員会の指定する市町村の区域以外の地域において利用する自転車に係る防犯登録については、改正後の第十二条第三項の規定にかかわらず、改正前の第九条第三項の規定の例による。

杉並区の放置自転車対策事業概要

登録印刷物番号

令和6年度

07-0065

令和7年12月発行

編集・発行 杉並区都市整備部 管理課

〒166-8570 杉並区阿佐谷南一丁目15番1号

TEL (03)3312-2111(代表)



杉並区

自転車の
代わりに置こう

思いやり